

筑西市地域防災計画

(令和3年度 修正)

風水害等対策計画編

筑西市防災会議

目 次

第1編 総則

| | |
|----------------|---|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 目的 | 1 |
| 第2節 筑西市の概況 | 3 |
| 第3節 筑西市の風水害等被害 | 3 |
| 第4節 各機関の業務の大綱 | 8 |

第2編 風水害対策計画

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 風水害等対策に携わる組織と応援体制の整備 | 11 |
| 第1節 対策に携わる組織の整備 | 11 |
| 第2節 相互応援体制の整備 | 13 |
| 第3節 自主防災活動体制の整備 | 13 |
| 第4節 情報通信設備等の整備 | 20 |
| 第2章 災害予防 | 24 |
| 第1節 都市防災 | 24 |
| 第2節 道路の安全対策 | 26 |
| 第3節 市域の保全 | 27 |
| 第4節 農地・農業の安全対策 | 30 |
| 第5節 土砂災害防止対策 | 31 |
| 第6節 学校等の安全対策・文化財の保護 | 33 |
| 第7節 気象業務整備計画 | 33 |
| 第8節 緊急輸送計画 | 35 |
| 第9節 火災予防 | 35 |
| 第10節 医療救護計画 | 39 |
| 第11節 被災者支援計画 | 39 |
| 第12節 要配慮者支援 | 39 |
| 第13節 災害用資材、機材等の点検整備 | 44 |
| 第14節 防災知識の普及 | 44 |
| 第15節 防災訓練 | 48 |
| 第3章 災害応急対策 | 52 |
| 第1節 職員の動員・配備 | 52 |
| 第2節 災害警戒本部・災害対策本部 | 57 |
| 第3節 気象情報等計画 | 73 |
| 第4節 通信手段の確保 | 81 |
| 第5節 災害情報の収集・伝達・報告 | 81 |
| 第6節 広報 | 86 |
| 第7節 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保 | 86 |
| 第8節 応援・受援 | 86 |
| 第9節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 | 86 |
| 第10節 災害警備 | 86 |
| 第11節 避難 | 86 |

| | | |
|------|--------------------------|-----|
| 第12節 | 緊急輸送 | 98 |
| 第13節 | 交通計画 | 98 |
| 第14節 | 消防活動、救助・救急活動 | 101 |
| 第15節 | 水防 | 105 |
| 第16節 | 医療・救護 | 107 |
| 第17節 | 危険物等災害防止対策 | 107 |
| 第18節 | 燃料対策 | 107 |
| 第19節 | 被災者の把握等 | 107 |
| 第20節 | 避難生活の確保、健康管理 | 107 |
| 第21節 | ボランティア活動の支援 | 108 |
| 第22節 | ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達 | 108 |
| 第23節 | 食料供給 | 108 |
| 第24節 | 衣料・生活必需品等供給 | 108 |
| 第25節 | 給水 | 108 |
| 第26節 | 要配慮者安全確保対策 | 108 |
| 第27節 | 児童生徒等の安全確保・応急教育等 | 108 |
| 第28節 | 帰宅困難者対策 | 108 |
| 第29節 | 義援物資対策 | 108 |
| 第30節 | 愛玩動物の保護対策 | 108 |
| 第31節 | 災害救助法の適用 | 108 |
| 第32節 | 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 | 109 |
| 第33節 | 農地農業 | 109 |
| 第34節 | 土木施設の復旧 | 110 |
| 第35節 | 電力施設の復旧 | 110 |
| 第36節 | 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 | 110 |
| 第37節 | 株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画 | 110 |
| 第38節 | 上下水道の応急復旧 | 110 |
| 第39節 | 災害廃棄物の処理 | 110 |
| 第40節 | 防疫 | 110 |
| 第41節 | 障害物の除去 | 110 |
| 第42節 | 行方不明者の捜索等 | 110 |
| 第4章 | 災害復旧計画 | 111 |
| 第1節 | 復旧資金等の支援 | 111 |
| 第2節 | その他の支援 | 111 |
| 第3節 | 公共施設の災害復旧 | 111 |
| 第4節 | 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 | 111 |
| 第5節 | 復興計画の作成 | 111 |
| 第3編 | 航空災害対策計画 | |
| 第1章 | 災害予防 | 115 |
| 第1節 | 茨城県の航空状況 | 115 |
| 第2節 | 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え | 115 |

| | |
|----------------------------|-----|
| 第2章 災害応急対策 | 116 |
| 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 | 116 |
| 第2節 活動体制の確立 | 118 |
| 第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 | 118 |
| 第4節 避難指示、誘導 | 119 |
| 第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 | 119 |
| 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 | 120 |
| 第7節 遺族等事故災害関係者の対応 | 120 |
| 第8節 防疫及び遺体の処理 | 120 |
| 第4編 鉄道災害対策計画 | |
| 第1章 災害予防 | 123 |
| 第1節 筑西市の鉄道状況 | 123 |
| 第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 | 123 |
| 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え | 124 |
| 第2章 災害応急対策 | 125 |
| 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 | 125 |
| 第2節 活動体制の確立 | 126 |
| 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 | 127 |
| 第4節 避難指示、誘導 | 127 |
| 第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 | 128 |
| 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 | 128 |
| 第7節 防疫及び遺体の処理 | 128 |
| 第5編 道路災害対策計画 | |
| 第1章 災害予防 | 131 |
| 第1節 道路交通の安全のための情報の充実 | 131 |
| 第2節 道路施設等の管理と整備 | 131 |
| 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え | 131 |
| 第4節 防災知識の普及 | 133 |
| 第5節 再発防止対策の実施 | 133 |
| 第2章 災害応急対策 | 133 |
| 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 | 133 |
| 第2節 活動体制の確立 | 134 |
| 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 | 135 |
| 第4節 危険物の流出に対する応急対策 | 135 |
| 第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 | 135 |
| 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 | 135 |
| 第7節 防疫及び遺体の処理 | 136 |
| 第3章 災害復旧 | 136 |
| 第6編 危険物等災害対策計画 | |
| 第1章 災害予防 | 139 |

| | | |
|------------------|---------------------------|-----|
| 第1節 | 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） | 139 |
| 第2節 | 石油類等危険物施設の予防対策 | 140 |
| 第3節 | 高圧ガス・火薬類の予防対策 | 141 |
| 第4節 | 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 | 141 |
| 第2章 | 災害応急対策 | 142 |
| 第1節 | 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） | 142 |
| 第2節 | 活動体制の確立（各災害共通事項） | 145 |
| 第3節 | 石油類等危険物施設の事故応急対策 | 145 |
| 第4節 | 高圧ガス、火薬類の事故応急対策 | 147 |
| 第5節 | 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 | 148 |
| 第6節 | 放射線使用施設等の事故応急対策 | 148 |
| 第7節 | 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 | 149 |
| 第8節 | 避難誘導対策 | 149 |
| 第9節 | 応援要請対策 | 149 |
| 第10節 | 医療救護対策 | 149 |
| 第11節 | 緊急輸送の確保 | 149 |
| 第7編 大規模な火事災害対策計画 | | |
| 第1章 | 災害予防 | 153 |
| 第1節 | 災害に強いまちづくり | 153 |
| 第2節 | 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え | 153 |
| 第3節 | 防災知識等の普及 | 155 |
| 第2章 | 災害応急対策 | 155 |
| 第1節 | 発災直後の情報の収集・連絡 | 155 |
| 第2節 | 活動体制の確立 | 156 |
| 第3節 | 救助・救急、医療及び消火活動 | 157 |
| 第4節 | 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 | 157 |
| 第5節 | 避難の受入れ | 158 |
| 第6節 | 施設及び設備の応急復旧活動 | 158 |
| 第7節 | 関係者等への的確な情報伝達活動 | 158 |
| 第8節 | 防疫及び遺体の処理 | 158 |
| 第3章 | 災害復旧 | 159 |
| 第8編 林野火災対策計画 | | |
| 第1章 | 災害予防 | 163 |
| 第1節 | 林野火災に強い地域づくり | 163 |
| 第2節 | 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え | 163 |
| 第3節 | 防災活動の促進 | 164 |
| 第2章 | 災害応急対策 | 165 |
| 第1節 | 発災直後の情報の収集・連絡 | 165 |
| 第2節 | 活動体制の確立 | 166 |
| 第3節 | 救助・救急、医療及び消火活動 | 166 |
| 第4節 | 緊急輸送のための交通の確保 | 167 |

| | | |
|------------|-----------------|-----|
| 第5節 | 避難の受入れ | 167 |
| 第6節 | 施設、設備の応急復旧活動 | 167 |
| 第7節 | 関係者等への的確な情報伝達活動 | 167 |
| 第8節 | 二次災害の防止活動 | 168 |
| 第9編 雪害対策計画 | | |
| 第1章 | 雪害予防 | 169 |
| 第1節 | 事前の情報収集・伝達 | 169 |
| 第2節 | 活動体制の確立 | 170 |
| 第2章 | 雪害応急対策 | 170 |
| 第1節 | 除雪対策 | 170 |
| 第2節 | 被災者への支援 | 173 |
| 第3節 | 民間等との防災協力及び連携 | 173 |

第1編 総則

第1章 総則

第1節 目的

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び筑西市防災会議条例第2条の規定に基づき、筑西市防災会議が作成する計画であって、筑西市の地域に係る風水害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等）及びその他の災害の対策を実施するに当たり、市・県及び防災関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を発揮して、市の地域における防災に関し、災害の発生又は拡大の予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成

本計画は「地震災害対策計画編」、「風水害等対策計画編」及び「資料編」から構成され、市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものである。その実施細目等については、別途関係機関が定める。

- (1) 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - ① 防災組織に関する計画
 - ② 災害防除に関する計画
 - ③ 災者の救助保護に関する計画
 - ④ 災害警備に関する計画
 - ⑤ 自衛隊の災害派遣要請の計画
 - ⑥ その他災害時における応急対策の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

3 基本方針

本計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び市民の処理分担すべき事務、業務又は任務までも含めた総合的かつ基本的な計画であり、以下の内容を基本方針とする。

- (1) 国・県の調査資料等により把握された筑西市の災害特性を十分踏まえ災害の発生又は拡大の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- (2) 大規模な被害が予想される鬼怒川・小貝川の出水に備えた防災対策の確立を図る。

- (3) 各対策項目に関し担当部、必要な措置、優先順位並びに連携の基本方針を明示する。
- (4) 「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民・事業所の役割を明示した計画とする。

4 防災ビジョン

市の地域特性や今後の都市としての開発動向を踏まえた地域防災計画策定及び新計画運用の指針として、以下の4点を計画の理念とする。

- (1) 災害に強いまちをつくる
- (2) 防災施設・設備等を整備・強化する
- (3) 防災行動力を向上させる
- (4) 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

また、市民の生命及び財産の安全を災害の危険から守り、かつ大規模災害時においても被害を最小化する「減災」の視点での取り組みを推進するため、本計画の全体を通じて達成すべき基本目標は、次の13項目とする。

- (1) 延焼火災の発生しにくい、都市空間の整備・強化
- (2) 都市生活を支える生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化
- (3) 風水害・地震災害等に備えた整備・強化
- (4) 防災拠点機能の整備・強化
- (5) 安全避難のための環境整備
- (6) その他救援・救護対策実施のための環境整備
- (7) 市民・職員の災害時行動力の強化
- (8) 地域（自主防災組織の結成）・事業所における助け合いの防災体制強化
- (9) 実践的な防災訓練の実施等
- (10) 地域特性に即した救援・救護対策の確立
- (11) 要配慮者の安全確保対策の確立
- (12) 役割分担・連携方法・実施手順の明確化
- (13) 応援・ボランティア受入れ体制の確立

5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年（4月1日現在）検討を加える必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。したがって、各対策担当部及び各防災機関は関係のある事項について検討し、必要がある場合は毎年3月末日（緊急を要する事項についてはそのつど市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を市防災会議事務局（市民環境部消防防災課）に提出しなければならない。

6 地区防災計画の策定

本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計

画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第2節 筑西市の概況

本節について「地震編 第1編—第1章—第2節 筑西市の概況」を参照すること。

第3節 筑西市の風水害等被害

1 風水害の歴史

(1) 下館地区

水害は、本地域において最も頻繁に発生する自然災害である。小貝川とその支流に挟まれた低地、特に合流点付近で繰り返し浸水している。ただし低地のうちでも微高地である自然堤防では被害を免れる場合が多い。なお水害の災害要因としては台風に伴う豪雨による場合が多く、これに梅雨が加わる。近年における最も被害の大きな水害は、昭和61年8月の台風10号によるものである。この水害を契機として小貝川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）が、昭和61年度から平成2年度までの5ヶ年で実施された。この事業では、被害が特に甚大であった小貝川と大谷川の合流点付近の5集落（母子島、飯田、一丁田、椿宮、小釜）、計109戸が新たに造成された高盛土の上に移転した。また、集落の跡地を含む約160haを堤防で囲んだ母子島遊水地を建設したほか、小貝橋から養蚕橋までの区間を対象として、堤防の改修工事が進められた。

風害は、1856年、1902年、1996年、2012年、2019年の5回の事例があった。このうち1996年の災害は、ダウンバースト現象によるものである。ダウンバースト現象とは、発達した積乱雲中の一部の空気の密度が周囲より大きくなるために降下し始め、これが地面に衝突して周囲に水平に広がって生じる発散性の強風である。場合により最大風速は75m/sにも達することがある。また、離着陸時の航空機の事故を引き起こすことから注目を集めている。しかし、局地的かつ突発的に起こることが多いので、詳しいことはよくわかっていない。将来的には、前兆現象の把握に基づき、数分前までの警報発表が可能になるものと期待されている。なお、1996年被害調査によると、小川地区北部では、森林の防風効果により、風下の集落の被害が部分的に軽減されたことなどがわかった。

下館地区における既往の気象災害は次のとおりである。

| 災害発生時期 | 災害種類 | 被害の概要 |
|----------------|------|------------------------------------|
| 782 | 水害 | 洪水により中館八丁の愛宕山大権現の御神体が流される。 |
| 817 | 火災 | 常陸国新治郡不動倉十三守が焼失し、9,990石を焼く。(協和町古郡) |
| 1479 | 水害 | この年、鬼怒川に大洪水があった。 |
| 1650 | 火災 | この年、下館城内より出火、本丸・二の丸を焼く。 |
| 1651 | 火災 | 中館に火災起こり、観音寺がり災し焼失 |
| 1723. 8. 10 | 水害 | 鬼怒川大洪水 |
| 1786. 7. 15~17 | 水害 | 小貝・五行の両河川が大洪水になる。 |
| 1787 | 火災 | 下館に大火が起こる。 |

| 災害発生時期 | 災害種類 | 被害の概要 |
|------------------|-------------|---|
| 1856. 8. 25 | 風 害 | 大暴風により下館に被害あり（家屋倒壊 54 軒、大破 44 軒）。 |
| 1857. 1. 19 | 火 災 | 田中村稻荷神社（下館市稻荷町）が飛火により焼失。 |
| 1902. 9. 28 | 風 害 | 大暴風が襲来し、星宮寺（本城町）の山門、専称寺（栄町）の本堂、極楽寺（金井町）の伽藍全部、各小学校など倒潰す。 |
| 1938. 6. 29～7. 1 | 水 害 | 集中豪雨により、五行・小貝・田谷・大谷の各河川が氾濫し、未曾有の大洪水となる（死者 9 人、り災 81 世帯・338 人、全潰 1 戸・半潰 14 戸・流失 1 戸・床上浸水 902 戸・床下浸水 1,351 戸、田冠水 66ha・畑冠水 9.3ha）。 |
| 1940. 5. 15 | 火 災 | 稻荷町の大火（103 世帯・103 戸を焼失、焼死 1 人・重傷 1 人・軽傷 118 人）。*1 |
| 1956. 4. 21 | 火 災 | 鷹場町の大火（83 世帯を焼失）。*2 |
| 1958 | 水 害 | 狩野川台風により鬼怒川・小貝川等が増水。 |
| 1978. 8 | 干 害 | 干害（布川地区水稻・陸稲・梨・西瓜・落花生 計 72ha）。 |
| 1979. 4 | 霜 害 | 霜害（大田布川地区水稻 94ha、梨 50ha、西瓜 34ha）。 |
| 1979. 5 | 雷 災 | 降ひょう害（養蚕地区水稻 140ha、たばこ 11ha、梨 1ha）。 |
| 1979. 9 | 水 害 | 台風 16 号の豪雨による被害。 |
| 1980. 9 | 冷 害 | 冷害（市内全域水稻 556ha、かんびょう 7ha、落花生 50ha）。 |
| 1981. 10 | 水 害 | 台風 24 号による豪雨で小貝川流域、八田および母子島出水（床下浸水 18 戸、農地冠水 25ha、橋流失 1 か所）。 |
| 1982. 9 | 水 害 | 台風 18 号による豪雨で小貝川流域、五行川流域出水（床上浸水 22 戸、床下浸水 116 戸、農地冠水 110ha）。 |
| 1983. 9 | 水 害 | 台風 10 号により道路冠水（母子島地先市道約 40m、茂田地先市道約 20m、最深 30 cm冠水、農地冠水 50ha）。 |
| 1985. 6. 30～7. 2 | 水 害 | 台風 6 号により小貝川右岸飯田の未堤地より逆流（床上浸水 3 戸、床下浸水 103 戸、農地冠水 132.85ha）。 |
| 1986. 8. 4～5 | 水 害 | 台風 10 号による豪雨（降水量 381 mm、雨量時間最高 64 mm）で小貝川及び五行川が氾濫し、市域の約 1/4 が冠水（床上浸水 1,365 戸、床下浸水 860 戸、農地冠水 1,151ha）。 |
| 1996. 7. 15 | 風 害 | ダウンバースト現象（最大風速 50～69m/s）および雷雨と降ひょう。（死者 1 名、負傷者 18 名、建物全壊 85 戸・半壊 66 戸・一部損壊 1,961 戸、床下浸水 1 戸） |
| 2012. 5. 6 | 風 害 (竜巻) | 竜巻により被害あり（家屋一部破損 38 軒）。 |
| 2015. 9. 9～11 | 水 害 | 台風 17 号及び台風 18 号による豪雨（平成 27 年 9 月関東・東北豪雨）で川島地区及び船玉地区で鬼怒川が溢水。床上浸水 111 棟（大規模半壊 79 棟（うち川島地区 49）、半壊 32 棟（うち川島地区 30））、床下浸水 96 棟（一部損壊）（うち川島地区 64） |
| 2019. 9. 8～9 | 風 害 | 台風 15 号（令和元年房総半島台風）による暴風で被害が発生。14 棟が一部損壊（うち下館地区 8） |
| 2019. 10. 12～13 | 風 水 害 | 台風 19 号（令和元年東日本台風）による豪雨で鬼怒川及び穴川用水付近の樋管からの溢水、その他、内水や暴風で被害が発生。床上浸水 19 棟（一部損壊）（うち下館地区 17）、床下浸水 62 棟（一部損壊）（うち下館地区 47）、風害 25 棟（一部損壊等）（うち下館地区 10） |

* 1 : 別資料では、り災 112 世帯、住宅 112 棟全焼、1 棟半焼、非住宅 46 棟全焼、破壊 1 棟

* 2 : 別資料では、り災 83 世帯、住宅 68 棟全焼、非住宅 13 棟全焼、10 棟半焼

(2) 関城地区

関城地区は、旧町中心部は洪積台地上であり、沖積層の低地は関城地区の東西端の小貝川・鬼怒川沿いに分布している。したがって、過去には小貝川・鬼怒川の氾濫により大きな浸水被害を受けていたが、近年は、小貝川及び鬼怒川は国土交通省により一級河川として整備されており、水害に対する安全性は強化されている。

関城地区における既往の気象災害は次のとおりである。

| 災害発生時期 | 災害種類 | 被害の概要 |
|-----------------|-------|--|
| 1958. 7. 24 | 水 害 | 台風 11 号による大雨 |
| 1961. 7. 1 | 水 害 | 集中豪雨により、黒子東部地域の水田冠水 |
| 1982. 8. 1 | 風 水 害 | 台風 10 号の強風・豪雨により農作物が大きな被害を受ける |
| 1983. 7. 27 | ひょう 害 | 降ひょうによって農作物等が大きな被害を受ける |
| 1986. 8. 4 | 水 害 | 台風 10 号の大雨により河川が氾濫、堤防が決壊するなど大きな被害を受ける（小貝川黒子橋の最高水位 6.94m） |
| 2015. 9. 9～11 | 水 害 | 台風 17 号及び台風 18 号による豪雨（平成 27 年 9 月関東・東北豪雨）で川島地区及び船玉地区で鬼怒川が溢水。床上浸水 111 棟（大規模半壊 79 棟（うち船玉地区 30）、半壊 32 棟（うち船玉地区 2））、床下浸水 96 棟（一部損壊）（うち船玉地区 32） |
| 2019. 10. 12～13 | 風 水 害 | 台風 19 号（令和元年東日本台風）による豪雨で鬼怒川及び穴川用水付近の樋管からの溢水、その他、内水や暴風で被害が発生。床上浸水 19 棟（一部損壊）（うち関城地区 2）、床下浸水 62 棟（一部損壊）（うち関城地区 14）、風害 25 棟（一部損壊等）（うち関城地区 4） |

(3) 明野地区

明野地区における既往の気象災害は次のとおりである。

| 災害発生時期 | 災害種類 | 被害の概要 |
|---------------|-------|---|
| 1938. 7. 1 | 水 害 | 500 mmの降雨を伴った台風により、小貝川、桜川が氾濫し堤防の決壊、田畑、橋梁等が流出しその被害は甚大であった。 |
| 1938. 9. 1 | 水 害 | 500 mmの降雨を伴った台風により、7月の被害箇所の完全な修理ができていない為被害ははなはだしかった。 |
| 1941. 7. 23 | 水 害 | 450 mmの降雨を伴った台風により、小貝川、桜川が氾濫し堤防・道路の決壊が数箇所及び橋梁、田畑の流失をみるなど、被害は甚大であった。 |
| 1946. 5. 23 | 雷 災 | 大雷雨とともに、鶏卵大の降ひょうが1時間余りも続き、麦作、葉たばこはほとんど全滅した。溝に落ちたひょうは翌日の夕方まで残り、山林、畑地は冬野を思わせるほどの荒廃ぶりであった。 |
| 1947. 9. 15 | 水 害 | キャサリン台風が房総半島に上陸したため700 mmの降雨で、小貝川、桜川は洪水状態となった。 |
| 1948. 9. 16 | 水 害 | アイオン台風が房総半島に上陸し、650 mmの降雨となり、小貝川、桜川が氾濫した。 |
| 1949. 9. 1 | 風 水 害 | キティ台風により新築したばかりの上野中学校は、西北方に約 60 cmほど傾くなど被害ははなはだしかった。 |
| 1950. 6. 9～14 | 水 害 | 不連続前線による連日の降雨で、6月13日小貝川の堤防が決壊し、濁流は谷原、赤浜地内に押寄せ一大湖を現出する程であった。 |

| 災害発生時期 | 災害種類 | 被害の概要 |
|------------------|------|---|
| 1959. 9. 26 | 風水害 | 台風15号は北東の風が10m/sとなり、降雨も相当あり一部の水田が冠水した。 |
| 1966. 6. 27～29 | 水害 | 台風4号により、27日夜半から28日朝にかけて前線の活動が活発になり、大雨が降り小貝川、桜川は警戒水位を突破、被害は田畑の冠水630ha、床上浸水2戸、床下浸水28戸、橋の壊れたもの2か所、道路の破損13か所であった。 |
| 1966. 9. 24 | 風水害 | 9月22日から25日にかけて台風24号、25号、26号と3個の台風の接近により24日から25日未明にかけて暴風雨となり、家屋、農作物等にかかなりの被害をだした。 |
| 1979. 10. 19 | 風水害 | 台風20号により18日未明から19日にかけて強い雨と風をもたらした、家屋、学校、農作物等に被害をだした。 |
| 1982. 9. 12 | 水害 | 台風18号による豪雨で小貝川堤防より溢水、また桜川の増水により低地に水が流れ込み、床下浸水7世帯をだす被害となった。 |
| 1985. 6. 30～7. 2 | 水害 | 台風6号による大雨のため、小貝川、桜川が増水、中上野地先において越水、また、桜川においては河川が氾濫し、道路、田畑が冠水し、床下浸水3戸等の被害をだした。 |
| 1986. 8. 4～5 | 水害 | 台風10号及びその後の低気圧の影響により降雨量は8月4日から5日にかけて、293mmを記録する豪雨となった。桜川、小貝川とも未曾有の出水となり、堤防の越水、崩壊、及び決壊等をひき起こし明野地区の26.6%にあたる約1,250haが冠水、河川流域の民家や田畑に氾濫、家屋の床上浸水269戸、床下浸水928戸、家財の流失、自動車、農機具等の破損、農作物の流失、道路用排水路の決壊破損、流出等の災害をもたらした。 |
| 2019. 9. 8～9 | 風害 | 台風15号（令和元年房総半島台風）による暴風で被害が発生。14棟が一部損壊（うち明野地区2） |
| 2019.10.12～13 | 風水害 | 台風19号（令和元年東日本台風）による豪雨で鬼怒川及び穴川用水付近の樋管からの溢水、その他、内水や暴風で被害が発生。床上浸水19棟（一部損壊）（うち明野地区0）、床下浸水62棟（一部損壊）（うち明野地区1）、風害25棟（一部損壊等）（うち明野地区6） |

（4）協和地区

過去における災害の多くは、小貝川の氾濫によるところが大きい。それは協和地区の地形の特徴と波長の短い蛇行河川である小貝川の特徴によって、増水期に氾濫を繰り返して低地一帯が水害を被るという状況であった。この低地の多くは古くから水田地帯として利用され、経済的な損失が見受けられてきた。しかし、近年は高い堤防で囲われ現在は氾濫の危険性から遠のいているのが実情である。

協和地区における既往の気象災害は次のとおりである。

| 災害発生時期 | 災害種類 | 被害の概要 |
|-----------|------|-------------------|
| 1723. 8 | 水害 | 大洪水にて田畑水損 |
| 1728. 7・8 | 水害 | 大雨降り続き大洪水 |
| 1734. 6・8 | 水害 | 大雨で小栗堰が大破 |
| 1742. 5 | 水害 | 大洪水にて田畑水損 |
| 1742. 8 | 水害 | 大洪水にて小栗村水門ことごとく破損 |
| 1743. 8 | 水害 | 大雨に井出・海老沢村の新堤破損 |
| 1748. 6 | 水害 | 大雨に井出・海老沢村の土手破損 |

| 災害発生時期 | 災害種類 | 被害の概要 |
|---------------|------------|---|
| 1754.6 | 干害 | 井出村干ばつ |
| 1754.7 | 風害 | 大風にて家屋倒壊 |
| 1757.5 | 水害 | 大洪水にて田畑水損 |
| 1761.6 | 水害 | 洪水により小貝川流路一部変更 |
| 1763.4 | 水害 | 大洪水にて田畑水損 |
| 1902.9 | 風水害 | 大暴風雨にて家屋損壊 |
| 1920.10 | 水害 | 大洪水にて堤防決壊 |
| 1938.7 | 水害 | 集中豪雨にて大洪水、堤防決壊 |
| 1947.9 | 水害 | 台風にて堤防決壊、新治・古里地区冠水 |
| 1948 | 水害 | 台風にて井出堰護岸決壊、井出・古里地区東部冠水 |
| 1949.9 | 水害 | 台風にて小栗堰下護岸決壊、田畑冠水、家屋流出 |
| 1950.8 | 水害 | 大雨にて小栗堰流出、田畑冠水 |
| 1951 | 水害 | 台風にて小栗堰上下護岸決壊 |
| 1952 | 水害 | 増水により堤防決壊 |
| 1953 | 風水害 | 台風により風水害 |
| 1954.9 | 風水害 | 台風により風水害 |
| 1955 | 風水害 | 台風により風水害 |
| 1961.6 | 水害 | 集中豪雨 |
| 1963.3 | 火災 | 新治駅前通り大火（強風5棟全焼） |
| 1964.9 | 風害 | 台風にて畑作に風害 |
| 1982.9 | 風水害 | 台風にて加草橋下流の堤防決壊、強風と集中豪雨により田畑冠水 |
| 1984.4～5 | 干害 | 異常渇水 |
| 1986.8 | 水害 | 台風による集中豪雨。加草橋下流の堤防を越水、床上・床下浸水、田畑冠水、家畜（豚）被害 |
| 2012.5.6 | 風害 （竜巻） | 竜巻により被害あり（家屋一部破損78軒、農業用施設被害3.97ha、農作物被害面積0.7ha）。 |
| 2019.9.8～9 | 風害 | 台風15号（令和元年房総半島台風）による暴風で被害が発生。14棟が一部損壊（うち協和地区4） |
| 2019.10.12～13 | 風水害 | 台風19号（令和元年東日本台風）による豪雨で鬼怒川及び穴川用水付近の樋管からの溢水、その他、内水や暴風で被害が発生。床上浸水19棟（一部損壊）（うち協和地区0）、床下浸水62棟（一部損壊）（うち協和地区0）、風害25棟（一部損壊等）（うち協和地区5） |

2 災害危険箇所・区域

（1）浸水想定区域

市内には、洪水予報河川（鬼怒川・田川放水路、小貝川・大谷川）及び水位周知河川（五行川）の浸水想定区域がある。

このうち、小貝川、五行川に挟まれた地域で浸水の影響が大きく、特に小貝川の母子島遊水地下流域では、最大で5～10mの浸水深となり、最大で2～4週間浸水が継続することが想定されている。

（2）土砂災害危険箇所・区域

市内には、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）の危険性がある土砂災害警戒区域等が27箇所あり、主に五行川、大井口用水沿いに南北方向に分布している。

第4節 各機関の業務の大綱

本節について「地震編 第1編—第1章—第4節 各機関の業務の大綱」を参照すること。

第2編 風水害対策計画

第1章 風水害等対策に携わる組織と応援体制の整備

第1節 対策に携わる組織の整備

市、県及び防災関係機関は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく必要があることから、職員への災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、関係部局間等の緊密な情報交換等を行うこととする。

| 項目 | 実施担当 |
|--------------------|-----------|
| 第1 活動体制の全体像 | 各部、防災関係機関 |
| 第2 市の活動体制の整備 | 各部、防災関係機関 |
| 第3 防災関係機関等の活動体制の整備 | 各部、防災関係機関 |

第1 活動体制の全体像

1 筑西市防災会議

市は、災害対策基本法第16条に基づき、筑西市防災会議を設置し、地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画及び風水害の特色を考慮した風水害等対策計画を作成し、対策推進を行う。

2 関連する防災組織

(1) 筑西市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2に基づき、地域防災計画の定めによる市地域の災害発生又は拡大の予防及び災害応急対策を実施する。

(2) 筑西市水防協議会

水防法第34条に基づき、市地域の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。

第2 市の活動体制の整備

1 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底

市は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、災害時の役割と体制、必要な知識や心構えなどについて周知徹底を図るほか、県立消防学校など専門研修機関への計画的な職員派遣などを通じて専門的知見を有する職員を育成するとともに、地域防災計画に基づき、風水害応急対策に関する初動マニュアル（要領）、活動マニュアル等の整備を図っていく。またこれらをもとに、実効性の高い防災訓練を実施する。

また、市の各部局は、災害時に他の部局や防災関係機関等とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておく。なお、風水害等発生時には、十分な人員の確保ができない場合も想定されるため関係業界等との協力体制の強化を推進する。

【市職員への周知を図る事項】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）② 災害時における体制（動員体制等）③ 地域防災計画の内容④ 国・県の浸水想定、土砂災害警戒区域等の状況⑤ 風水害に関する基礎知識 |
|--|

2 各部局における活動マニュアルの作成

市の各部局は、本計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、各部局において応急対策に関する活動マニュアルを作成し周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは組織の改編や人事異動、本計画の見直し等の状況の変化に対応し毎年検討を加え、必要があると認めた場合は修正を行う。

また、各部局で作成した活動マニュアルの調整を図り、必要があれば修正等を行う。

3 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害時に速やかに職員を招集し応急対策活動を実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、災害応急対策等に必要となる庁舎の代替施設及び電気・水・食料の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要データの保全並びに非常時優先業務の整理等に万全を期する。

4 非常時職員動員システムの構築

市は、非常時における職員の人事管理を効率的かつ迅速に行うための、システムの構築を検討する。

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

市及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画について積極的に拡大する。

第3 防災関係機関等の活動体制の整備

防災関係機関等は、災害時の防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、応急対策に関する活動マニュアル等の整備を図る。

また、災害時に市を含む他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備する。

第2節 相互応援体制の整備

本節について「地震編 第2編—第1章—第2節 相互応援体制の整備」を参照すること。

第3節 自主防災活動体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含めた市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていく必要があり、自主防災組織の整備、リーダーの育成、自助・共助といった防災意識の啓発等が求められる。

また、災害ボランティアが円滑に活躍するための環境整備、ボランティアの普及・振興を図るため、家庭、学校、地域において、幼少時から理解、関心を育むことが重要である。

自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。その際、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

一方、事業所防災体制の整備も重要であり、防火管理体制の整備、企業防災の推進に努める必要がある。

| 項目 | 実施担当 |
|--------------------------|----------------------------|
| 第1 自主防災組織の育成・連携 | 市民環境部、自主防災組織、事業者 |
| 第2 事業所防災体制の強化 | 施設管理者、危険物取扱事業者、高圧ガス関係事業者、県 |
| 第3 ボランティア組織の育成・連携 | 保健福祉部、市社会福祉協議会、教育委員会 |
| 第4 企業防災の促進 | 市民環境部、事業者 |
| 第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 | 市民環境部、住民、自主防災組織、事業者 |
| 第6 市民並びに団体・事業所の相互協力体制の確立 | 市民環境部、住民、事業者 |

第1 自主防災組織の育成・連携

1 自主防災組織の整備

市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代や男女がともに参加できるような環境を整備し、これらの日常活動、訓練の実施を促進する。

(1) 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発し、自主防災組織の結成を推進する。

(2) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。
- ② 地域内の事業所における防災組織を自主防災組織として位置づけることについて自主防災組織設置要綱の修正を検討する。また、消防団協力事業所として積極的に認定を行う。
- ③ 地域の昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成するため、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図る。なお、自主防災組織の編成においては、女性の参加促進にも配慮する。
- ④ 多様な世代が参加できるような環境整備を図る。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は以下の通りであり、自主防災組織は市と十分協議の上、組織についての規模や防災計画を定める。

〔平常時〕

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 家庭及び地域における防災点検の実施
- ⑥ 地域における高齢者、障害者等の避難行動要支援者（旧：災害時要援護者）の把握
- ⑦ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

〔発災時〕

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 出火防止、初期消火の実施
- ③ 避難誘導、集団避難の実施
- ④ 救出・救護の実施及び協力
- ⑤ 給食、給水
- ⑥ 避難行動要支援者の安否確認・安全確保、移動補助
- ⑦ 炊き出し及び給水、救援物資の分配に対する協力

2 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織間、消防団との協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換、合同での防災訓練、研修会、応急手当講習会等を行うなど連携体制を強化する。また、消防団との連携を促進する。

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

3 防災リーダー・防災士の養成

市は、消防本部、警察署等関係機関と連携し、自主防災組織のリーダーを養成するための教育

や研修の実施、講習会や防災対策会議等への参加を促進し、自主防災組織の活動の活性化を図る。また、その際、女性の参画を促すよう努める。

なお、防災リーダーの育成を促進するため、防災士の資格取得を積極的に促進する。

4 自主防災組織の備蓄

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の初期消火用資機材やジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄に努める。また、市はこうした地域の取り組みを支援する。

第2 事業所防災体制の強化

1 事業所の防災管理体制の強化

(1) 自主防災組織等の設置推進施設

次の施設を対象に自主防災組織等の設置の推進を図る。自主防災組織等は防災訓練や講習等に参加し、防災行動力の向上に努める。

- ① 旅館、学校など多数の者が利用する施設
- ② 危険物、高圧ガス貯蔵所又は取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行うことが望ましい施設。

ただし、消防法第36条の規定により防災管理者を置き、消防計画を作成し自衛消防組織を設置している事業所については、新たに自主防災組織の設置の必要は無く、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

(2) 防災担当者の設置

施設の自主防災組織等には、防災業務を推進する責任者として、防災担当者を置かせるものとする。ただし、法令に基づいて、これと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をして防災担当者とすることができる。

2 危険物施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物や高圧ガスには、爆発性、毒性等の性質があり、出水によって施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため、市は危険物施設や高圧ガス関係事業所に消防法や高圧ガス保安法に基づき事業所の自主防災体制の強化を図るよう指導するとともに、筑西市危険物安全協会や（社）茨城県高圧ガス保安協会等の関係団体を通じて、事業所相互の効果的な応援体制を確立する。

3 建築物等の防災体制の強化

建築物等を浸水被害から守るため、防水扉及び防水板の整備等の対策を促進するよう努める。

第3 ボランティア組織の育成・連携

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体、NPO等との連携を図る。

また、地域における的確なボランティア活動の展開を図るとともに、以下に掲げる事項に取り

組む。

1 防災ボランティアの定義

防災ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）については、次の表に示す市及び県がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。

| 区分 | 活動内容 | 養成・登録の有無 | 担当窓口 | 受入窓口 |
|---------|---|--------------|-----------------|----------------------------------|
| 一般 | 炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等 | 養成有り 登録有り | 市 | 市社会福祉協議会 |
| 医療・防疫 | 医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） | 養成無し 登録無し | 県 （保健福祉部） | 県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 |
| 語学 | 外国語通訳・翻訳 | 養成有り 登録有り | 県 （知事直轄） | 国際交流協会 |
| アマチュア無線 | 非常通信 | 養成無し 登録無し | 県 （防災・危機管理部） | 県防災・危機管理課 |

2 一般ボランティアの「担当窓口」の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。災害時におけるボランティア活動の「受入窓口」は、災害時応援協定に基づき市社会福祉協議会が設置するが、市は、市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティアの受入れ及び活動が円滑に行われるよう積極的に支援し、災害時の協力体制強化を図る。また、「受入窓口」では、被災ニーズの把握に努めるとともに、ホームページに受入窓口を掲載するなど、「受入窓口」について周知する。

3 「受入窓口」の整備と応援体制の確立

市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を強化する。また、県社会福祉協議会と締結している「災害時支援に関する協定」に基づき、応援要請を行うことで、災害時の体制強化を図る。

また、NPO やボランティア団体だけでなく、組織化されていないボランティアが円滑に支援活

動を行えるよう、市社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、防災訓練の実施、災害時の具体的な活動指針を示した「筑西市災害ボランティアセンター設置マニュアル」等により体制づくりを推進する。

4 一般ボランティアの養成・登録

県社会福祉協議会、市社会福祉協議会は、一般ボランティアの養成・登録に当たり、次の対策を実施する。

(1) コーディネート機能の強化

災害時に県社会福祉協議会は「ボランティア支援本部」、市社会福祉協議会は「災害ボランティアセンター」を設置するが、災害時におけるボランティアの受け入れ、調整、紹介を組織として一元化して行えるよう、あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化をするとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズへの的確な対応を図るものとする。その際、ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターが行う業務は次のとおりとする。

[ボランティア支援本部における業務（県社会福祉協議会）]

- ① 紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整
- ② ①に基づくボランティアの紹介
- ③ 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介

[災害ボランティアセンターにおける業務（市社会福祉協議会）]

- ① 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
- ② ①に基づくボランティアの紹介
- ③ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

(2) ボランティアリーダーの養成

市社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

(3) 一般ボランティアの登録

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市へ報告し、登録情報の共有化を図る。

5 防災ボランティアの活動環境の整備

市、及び社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、次の活動環境の整備を実施する。

(1) ボランティア活動の普及・啓発

市及び社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

なお、県社会福祉協議会がボランティアコーディネーター等を対象に開催する研修への参加を

促進する。

(2) 防災ボランティアの活動拠点等の整備

市及び社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、総合福祉センターにボランティア活動の拠点を設置し、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進めるなど活動拠点を確保する。

(3) ボランティア保険への加入促進

市及び社会福祉協議会は、災害及び二次災害等担保特約保険へ加入促進を図るとともに助成に努め、ボランティア活動中の事故に対する補償体制の整備に努める。

(4) 被災者支援の迅速・適切な実施

インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

6 専門ボランティアの活動への支援等

市は、医療、救護など専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、より専門的な知識を有するボランティアが活動しやすく、かつ参加を促進できる体制の整備に努める。

第4 企業防災の促進

1 事業継続の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の洪水対策、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

また、企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

2 防災力の向上

企業は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市との協定締結や防災訓練等の防災対策の実施に協力するよう努める。

3 防災訓練への参加要請

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

4 Lアラート（災害情報共有システム）受信装置等の設置

企業等は、災害発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、Lアラート（災害情報共有システム）受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

5 帰宅困難者対策

企業は、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努める。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という）を作成し、これを素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

2 地区防災計画の内容

地区防災計画で定める主な内容は、以下のとおりである。

- 計画の対象範囲、活動体制
- 地区居住者等が共同して行う防災訓練
- 地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄
- 災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援
- その他の当該地区における防災活動

3 計画提案の手続き

地区居住者等が共同して計画提案を行おうとする場合は、その全員の氏名及び住所を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて市防災会議に提出する。

- 地区防災計画の素案
- 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第6 市民並びに団体・事業所の相互協力体制の確立

地域におけるトータルな防災行動力の向上を図るため、自治会や自主防災組織、ボランティア、その他各種団体・事業所もしくはそれら全ての相互協力を促進する。また、要配慮者の通所・入所施設と地域内他組織との交流を促進する。

第4節 情報通信設備等の整備

災害発生時には、市、県、国、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となることから、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図る。特に、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努める。

| 項目 | 実施担当 |
|----------------------|-------------------------|
| 第1 情報通信設備の整備 | 市民環境部、市長公室、総務部、企画部、消防本部 |
| 第2 防災情報ネットワークシステムの活用 | 市民環境部、消防本部 |
| 第3 アマチュア無線ボランティアの確保 | 市民環境部 |
| 第4 通信連絡系統図の作成 | 市民環境部、企画部 |
| 第5 情報提供に係る多様な通信手段の活用 | 市民環境部、市長公室、企画部 |

第1 情報通信設備の整備

1 市の情報通信設備

(1) 市防災行政無線

市は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、市内全域に配備した防災行政無線を活用し、災害発生時の迅速な情報伝達を行う。随時保守点検を行い故障等の事前防止に努める。

(2) 消防救急無線

消防無線には周波数別に①活動波、②主運用波、③統制波がある。

特に、消火活動を円滑実施するため、活動波（消防チャンネル）受令機の整備に努める。

(3) その他多様なネットワーク

衛星携帯電話、インターネットメール、緊急速報（エリア）メールなど、それぞれの利点欠点を考慮してマルチメディアを活用するとともに、平常時から管理・点検する。

2 県、防災関係機関の情報通信設備

県及び各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。

- (1) 茨城県：茨城県防災情報ネットワークシステム
- (2) 関東管区警察局：警察無線設備
- (3) 第三管区海上保安本部：海上保安庁通信設備
- (4) 気象庁：気象通信設備、防災情報提供システム（専用線・インターネット）

- (5) 国土交通省関東地方整備局：国土交通省無線設備、国土交通省情報ネットワーク
- (6) 東京電力パワーグリッド(株)下館支社：東京電力通信設備
- (7) JR東日本(株)水戸支社：鉄道通信設備
- (8) 茨城交通(株)：茨城交通通信設備

3 非常・緊急通話用電話の配置

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

4 情報通信設備の災害時の機能確保

市は、災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、停電等に備え次の事項に留意する。

(1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(2) 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備及び稼働のための燃料等の整備に努める。

(3) 災害対策本部員並びに管理職職員の携帯電話連絡網の整備

災害対策本部員並びに各部の管理職職員の携帯電話連絡網を整備し、24時間緊急情報連絡・動員体制を確保する。

(4) 非常時における「電話利用自粛ルール」の周知徹底

災害発生直後の電話回線の混乱を防止するため、市民・自主防災組織・事業所等に対し、非常時における「注意事項」として、「防災機関への通報で、きわめて緊急を要する場合を除き、電話利用は控える」よう、PRに努め、その徹底を図る。

(5) 災害時優先電話指定の拡充

市各部、支所、その他出先施設、小・中学校その他避難所予定施設、防災関係機関に対し、災害時優先電話指定が拡充されるよう要請し、非常時における電話網の強化を図る。

(6) サーバーの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバーの停止、災害発生後のホームページ用サーバーにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング(代替)サーバーの確保など、サーバーの負荷を分散する手段について、インターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておく。

5 情報通信体制の整備

情報が集まらない場合もしくは少ない場合にも、限られた情報・材料をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講じることのできるスペシャリストの育成を図る。また、併せてシステムを機能させるために必要な情報対策マニュアルを作成するとともに、マニュアル等に基づき、担当

職員の情報通信設備の操作の習熟に努める。

6 最新のICT（情報通信関連技術）の導入

市は、被害情報や応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術を積極的に導入するよう検討する。

7 予防保全、災害復旧作業の迅速化

市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、相互の連携拡大に努める。

第2 茨城県防災情報ネットワークシステムの活用

1 茨城県防災情報ネットワークシステムの概要

茨城県防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県災害対策本部や市災害対策本部、消防本部、救急医療機関、防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムとして整備されている。

市及び消防本部は、被害情報を入力することができ、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができることから、気象情報を迅速・的確に市及び消防本部など関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を関係機関で共有できるようになり、より迅速・的確で円滑な防災対策を講じることができる。また、Lアラート等と連携し、多様な手段を通じて市民に対して気象情報等を広く伝達することができる。

そのため、市は、茨城県防災情報ネットワークシステム等を活用して、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

2 茨城県防災情報ネットワークシステムの機能

茨城県防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。

- (1) 気象情報等（予報・警報、地震情報、避難情報、避難所開設情報等）の迅速な伝達
- (2) 各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有
- (3) 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築
- (4) いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市町村等における共有
- (5) 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有

3 茨城県防災情報ネットワークシステムの平常時の活用

市は、茨城県防災情報ネットワークシステムを災害発生時に十分活用できるよう随時点検を行い、故障等の事前防止に努める。

第3 アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」（消防防災課）を設置する。

また、市職員に対し、無線従事者資格の習得を奨励し、増員・確保を図る。

第4 通信連絡系統図の作成

関係機関との連絡のため、利用系統を検討し、通信連絡系統図を作成しておく。なお、この系統図は関係先、利用できる通信施設（有・無線）が一目瞭然にわかるようなものとする。

第5 情報提供に係る多様な通信手段の活用

市は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得るものとする。

また、市民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、フェイスブック、Twitter、LINE、Yahoo!防災情報、メール、Lアラート等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

第2章 災害予防

第1節 都市防災

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施するものとする。

| 項目 | 実施担当 |
|-------------------|---------------|
| 第1 防災まちづくり方針の策定 | 市民環境部、土木部、企画部 |
| 第2 災害危険区域の指定 | 市民環境部、土木部 |
| 第3 防災拠点施設の整備 | 市民環境部、土木部 |
| 第4 都市計画事業の推進 | 土木部 |
| 第5 防火地域及び準防火地域の指定 | 土木部 |

第1 防災まちづくり方針の策定

市は、都市計画法第6条の2に規定する「整備、開発及び保全の方針」の中で、災害に強い都市の形態を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

市は、災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、都市計画マスタープランによる長期計画と合わせて安心、安全な都市基盤の整備を推進する。

- 1 地区の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- 2 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- 3 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- 4 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画

上記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

第2 災害危険区域の指定

市は、住民の理解、協力を得ながら、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく規制の指導強化を国や県に要請し、災害危険区域指定の促進、がけ地近接危険住宅の移転促進、所有者に対する安全対策の実施・是正勧告、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限等の災害防止上必要な措置を推進する。

(災害危険区域は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条1項により指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。)

第3 防災拠点施設の整備

庁舎及び支所、避難所施設は、防災対策上重要な役割を果たすため、施設管理者は、不燃化、堅牢化の強化を進めていくとともに、設備の代替性や多重化等に配慮するなど、その機能を果たすために以下を目安として、必要な施設、設備、資機材等の整備・管理に努める。

- 1 防災倉庫の設置及び救援物資・応急対策用資機材等の備蓄
- 2 非常時通信手段（衛星携帯電話）の整備
- 3 パソコンネットワークの整備
- 4 応急給水拠点の整備
- 5 その他拠点施設として必要な設備の整備
- 6 緊急輸送車両の出入りを想定した環境整備
- 7 濾水機・発電機等ライフライン停止時に備えた資機材の備蓄整備
- 8 燃料の備蓄
- 9 施設の耐浸水性の強化
- 10 再生可能エネルギーの導入

第4 都市計画事業の推進

市は、都市の災害危険度の把握を的確に行い、災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進する。

なお、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮のうえ、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフトの両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

第5 防火地域及び準防火地域の指定

市は、建築物の密集した火災危険度の高い市街地の実態調査を行うなど、都市構造そのものを防火的に改造する目的をもって都市計画法の規定に基づき、適宜防火地域及び準防火地域の見直し、指定を行うとともに、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。特に木造家屋が密集している危険な地域については、災害を最小限におさえるため建築物個々の不燃化の促進を図る。

なお、防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

1 防火地域

防火地域は、容積率が500%以上の商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

2 準防火地域

準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建築物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

第2節 道路の安全対策

水害等に備えての道路の災害予防並びに維持補修を実施する。

| 項目 | 実施担当 |
|-------|------|
| 第1 道路 | 土木部 |

第1 道路

1 整備方針

- (1) 道路・橋梁は、災害時には避難、救援救護、消防活動などの重要な役割を果たすため、幹線道路、生活道路の整備、拡幅、橋梁の危険箇所の調査及び補強等を行い災害対策活動の安全性の向上を図る。
- (2) 整備に当たっては、歩道の設置、段差の解消、道路の緑化、また、道路標識の整備などひとにやさしい道路環境となるよう整備する。
- (3) 市は、県に準じて市指定の緊急輸送道路の整備を推進するとともに、沿線地域の不燃化を促進する。
- (4) 道路整備と併せて、大規模災害時における緊急輸送の円滑化を図るため、広域的救援物資の集配拠点施設を指定し、併せて必要な環境整備を行う。
- (5) 道路の維持補修上配慮すべき事項
 - ① 平面線形は、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
 - ② 縦断線形は、平坦地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水による水位の増に対し安全な高さを確保する。
 - ③ 横断勾配は、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要な勾配を確保する。
 - ④ 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土おそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等には、コンクリート擁壁、間知石積を設置し、法面の保護を図る。
 - ⑤ 横断排水構造物は、洪水時に十分に排出のできる通水断面を確保する。
 - ⑥ 排水側溝は、路面水を速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水困難な所には暗渠等を設置する。

2 整備計画

- (1) 幹線道路の整備：国道及び県道の拡幅について国や県に対して積極的に要望し、それに伴い幹線道路に連絡する補助幹線道路を整備する。
- (2) 生活道路の整備：幅員の狭い市道の拡幅、又は老朽化した舗装道路の補修整備に努める。
- (3) 橋梁の維持管理：橋梁の点検を実施し、老朽橋の架け替え、補修、補強を行い災害時における応急救助活動上又は避難時の安全性の確保に努める。

3 迂回路の調査

災害時において、道路が被害を受けて、早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処する

ため、重要な道路に連絡する迂回路をあらかじめ調査し、また関係機関に当該事項を周知徹底して緊急事態に備えるものとする。

第3節 市域の保全

| 項目 | 実施担当 |
|----------------|---------------------|
| 第1 治水計画 | 市民環境部、土木部、上下水道部 |
| 第2 水防法に基づく洪水対策 | 市民環境部、土木部、保健福祉部、経済部 |

第1 治水計画

1 雨水整備

市は、事前防災・減災等の観点から、市街地における浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進する。

雨水流出抑制のため、「茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準」に基づく規制や、道路などの透水性の舗装をはじめとする公共土木事業の雨水流出抑制施策、公共施設の雑用水等への雨水利用の導入などの推進を図る。

また、雨水の排水機能の強化のため、排水機能を考慮した水路の整備や老朽化した水路構造物の計画的修繕に努める。

2 河川改修事業

本市の一級河川は11河川あり、鬼怒川、小貝川、五行川、大谷川、桜川等を中心として、護岸工事等の河川改修について、河川管理者に整備の促進を働きかける。

また、準用河川、普通河川については、洪水による被害を未然に防止するため、自然景観や生態生物に配慮した、河川改修事業を計画的に進める。

3 内水対策

内水対策として、排水樋管及び排水ポンプ等の適正な維持・管理に努める。

また、洪水、浸水被害を軽減するため、市内の河川、排水路の実態を把握し危険が予想される個所については改修事業を進める。

第2 水防法に基づく洪水対策

地域における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法に基づき、大河川における洪水予報の提供、中小河川における洪水情報等の提供、浸水想定区域の指定、避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

1 洪水予報河川の指定

国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水の恐れがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に

周知する。

なお、本市内では鬼怒川・小貝川・大谷川が国管理河川として、桜川が県管理河川として指定されている。

2 水位周知河川の指定

国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川として指定し、避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

なお、本市内では五行川が県管理河川として指定されている。

3 洪水浸水想定区域の指定

(1) 国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川のほか、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに市長に通知する。

また、県は、その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定情報を提供するように努める。

(2) 市長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(3) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

4 避難体制等の整備

(1) 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

(2) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難場所及び避難経路に関する事項
- ③ 洪水、雨水出水（内水氾濫）に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- ④ 浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法
- ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
 - イ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
 - ウ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの
- (3) 市は、上記①の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。
- その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。
- (4) 市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。
- また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
- なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。
- (5) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。
- また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞の発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省、気象庁）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
- (6) 市は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図

る。また、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

(7) 市は、県が提供する、水防テレメータシステムやインターネットなどを活用した多様な手段について、住民に対し情報提供に努める。

(8) 市は、洪水予報、高齢者等避難、避難指示等の伝達は、広報車、市防災行政無線、電話、緊急速報（エリア）メール、インターネット等多様な情報伝達手段を活用するとともに、報道機関に情報提供をし、当該区域住民の安全確保を図る。

また、区域内の要配慮者が利用する福祉施設等に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。

①警戒レベル3 高齢者等避難

洪水予報等が発表され、さらに水位の上昇が見込まれ市長が必要と認めるとき、又は河川の水位が氾濫注意水位を超え、避難判断水位情報が公表されたときは、必要な地域に対し、高齢者等避難を発表するとともに、避難行動に時間を要する要配慮者へ避難行動の開始を求める。

②警戒レベル4 避難指示

氾濫危険情報（氾濫危険水位到達）が発表されるなど市長が必要と認めるときは、該当する地域に対し避難指示を発表する。

第4節 農地・農業の安全対策

市は、事業者（経営者）の独立・自己責任原則との調整に配慮しつつ、農業関係機関と緊密な連絡をとり、災害の未然防止体制を図るとともに、防災技術の向上、農作物等災害未然防止対策の啓蒙や資材の確保に努めるものとする。

| 項目 | 実施担当 |
|---------|-----------|
| 第1 農地計画 | 市民環境部、経済部 |
| 第2 農業計画 | 市民環境部、経済部 |

第1 農地計画

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用施設の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

1 農業用施設等整備事業

市は、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用施設等（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用の用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

2 湛水防除事業

市は、既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

3 地盤沈下対策事業

市は、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行なう。

第2 農業計画

1 災害の未然防止対策

(1) 気象情報等の情報の伝達体制の確立

市は、災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意報等の情報の伝達体制を確立するとともに、関係機関と連携して農家等に対して災害から農作物被害を防ぐため、広報活動等を行う。

(2) 農業保険の普及

農業災害による損失に備えて、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業保険の活用等の広報活動を行う。

2 農林漁業災害対策委員会の設置

市は、長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

3 資材の確保

(1) 防除器具の整備

市は、病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

市は、災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行う。

第5節 土砂災害防止対策

市の「地域としての災害危険性」に起因する災害の発生又は拡大を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

| 項目 | 実施担当 |
|------------------|-----------|
| 第1 土砂災害防止法に基づく対策 | 市民環境部、土木部 |
| 第2 がけくずれ対策 | 市民環境部、土木部 |

第1 土砂災害防止法に基づく対策

急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

1 警戒避難体制の整備

（1）警戒区域

市は、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- ① 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項
- ② 避難場所及び避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- ④ 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、市は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

（2）住民への周知

市は、上記（1）の事項について住民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。

また、関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図るとともに、一般住民への提供体制の整備を図る。要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

（3）避難情報マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

（4）情報伝達体制の整備

市は、関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

市は、避難指示等や、県と水戸地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等について、県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にする。また、判断基準等は、必要に応じて見直しを行う。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る訓練を行う。

2 特定開発行為の制限等

市は県に協力し、土砂災害防止法第10条に基づき、急傾斜地の崩壊などの土砂災害のおそれのある区域における住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為に対して、必要な対策を講じるものとする。

第2 がけくずれ対策

市内には丘陵地付近に発展した地域や、がけ地周辺まで宅地化した地域など、がけくずれ災害が予想される危険な区域が確認されている。

これらの被害を未然に防止し、又被害を最小限にとどめるため概ね次のような対策を実施する。

1 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

市は、県が行う危険箇所の実態調査の情報等を基に、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努める。

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市と協議の上、がけくずれ災害の発生が予想される箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の第3条の規定により危険区域の指定を行い、対策工事を実施するとともにがけに対する有害な行為を規制し民生の安定と国土の保全をはかる。

市は、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定されるよう、調整するとともに危険区域については、県に対して対策工事の促進を要望する。

第6節 学校等の安全対策・文化財の保護

本節について「地震編 第2編—第2章—第7節 学校等の安全対策」を参照すること。

第7節 気象業務整備計画

市は、水戸地方气象台との連携を図り、防災気象情報並びに気象情報を活用した防災対策の適切な実施を図るものとする。

| 項目 | 実施担当 |
|------------|-------|
| 第1 気象情報の活用 | 市民環境部 |

第1 気象情報の活用

1 防災気象情報の普及等

市は、水戸气象台が実施する防災知識・災害に関わる気象の普及や広報を活用し、防災気象情報の普及に努める。

- (1) 住民への防災知識や災害に関わる気象についての理解の促進、啓発を図る。
- (2) 大雨や暴風等によって人的な被害を伴う災害が発生した場合の現地調査や結果の公表に協力する。
- (3) 気象教室や防災気象講演会等を開催する。また、防災や気象・気候情報に係る講演会等へ講師の派遣を要請する。
- (4) 水戸地方气象台や東京管区气象台のホームページを活用した知識の普及、広報を行う。
- (5) 市が作成する広報資料や防災に関わる資料の作成に対し、助言や協力を求める。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報発令中に大雨による土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と水戸地方气象台が共同で発表する新たな防災情報で、平成19年6月1日から実施している。

この情報は、水戸地方气象台から県を通じて市に伝達され、また、報道機関の協力を得て、住民に広報される。

(1) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村単位を発表単位とし、県内の全市町村が対象となる。

(2) 発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と水戸地方气象台が協議して行う。

① 発表

大雨警報発表中に、実績降雨量に気象庁が提供する概ね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方气象台が監視する基準(危険降雨量)に達すると予測されるとき。

② 解除

降雨の実況値を基に作成した指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合。

3 土砂災害警戒情報の活用

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、国(国土交通省)及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割したうえで、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)及び土砂災害警戒判定メッシュ情報(以下、「土砂災害に関するメッシュ情報」という)等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を

発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

第8節 緊急輸送計画

本節について「地震編 第2編—第3章—第1節 緊急輸送への備え」を参照すること。

第9節 火災予防

市の消防組織の整備、救助・救急体制の整備、消防施設の充実、消防団員の教養訓練等を実施し、消防力・救急力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の実を挙げ、火災から市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期するものとする。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当て能力の向上を図る。

| 項目 | 実施担当 |
|--------------------------|--------------------|
| 第1 火災予防対策の徹底 | 市民環境部、消防本部 |
| 第2 消防組織の充実・強化 | 市民環境部、消防本部、消防団 |
| 第3 消防施設等の整備・強化 | 市民環境部、消防本部、上下水道部、県 |
| 第4 消防計画の作成と指導強化 | 市民環境部、消防本部 |
| 第5 消防団員の教育訓練 | 市民環境部、消防本部、消防団 |
| 第6 広域応援体制の整備 | 市民環境部、消防本部 |
| 第7 火災原因調査 | 市民環境部、消防本部 |
| 第8 統計及び消防情報 | 市民環境部、消防本部、県 |
| 第9 救助力の強化 | 市民環境部、消防本部、消防団、県 |
| 第10 救急力の強化 | 市民環境部、消防本部、保健福祉部 |
| 第11 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上 | 市民環境部、保健福祉部、自主防災組織 |

第1 火災予防対策の徹底

1 建築同意制度の推進

市及び消防本部は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

2 防火管理者の育成、指導

消防本部は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努める。

3 予防査察の強化指導

消防本部は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途・特殊性等に応じ、計画的に予防査察を実施し常に市内の防火対象物の実態把握に努めるとともに、火災発生危険の排除を図り予防対策の効果的指導を行うよう努める。

4 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

5 防火思想、知識の普及徹底

- (1) 市及び消防本部は、住民の防火思想を普及徹底するため、関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、防災行政無線、広報車の巡回、広報紙の配布、新聞、ラジオ等報道機関の利用等を図る。
- (2) 消防本部は一般住宅の所有者等の協力を得て住宅防火診断等の実施に努めるとともに、通常での火災予防にも万全を期すため「住宅用火災警報器」の設置推進と住宅防火指導強化を図る。
- (3) 市及び消防本部は、自治会や自主防災組織、自衛消防団等を通じて消火器具・消防用水・消防用設備等の普及や取扱指導を徹底する。
- (4) 自主防災組織や自衛消防団が中核となって、地域ぐるみの出火防止・初期消火を推進し、地域としての消防力の強化を図る。また自主防災組織及び自衛消防団は、市・筑西広域消防本部・県等に積極的に協力し、「地域消防力」の強化に努める。
- (5) 防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害時にも有効にその機能が発揮されるよう、適正な維持管理について、さらに指導の徹底を図る。
- (6) 要配慮者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等については、特に防災管理面の指導を図っていく。

第2 消防組織の充実・強化

市及び消防本部は、消防組織の整備の促進をするとともに、火災予防の徹底を図り、予防要員の確保によって予防業務の万全を期する。また、市は地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動等により、消防団（女性消防団含む）の充実を図るとともに、必要な活動支援を行う。

さらに、災害時等の相互応援に関する協定等に基づき、広域防災体制の確立を図る。また、応援する立場、応援を受ける立場それぞれの対応時における体制の整備を図る。

第3 消防施設等の整備・強化

1 消防施設等の整備・強化

市及び消防本部は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図る。

2 非常災害時における消防水利確保のための連携強化

非常災害時における、発生直後及び防火水槽使用後の消防用水確保のため、筑西広域消防本部・消防署・分署と上下水道部・県企業局等河川・用水施設管理者との連携協力のあり方について協議し、必要な協力作業実施手順等を作成する。

第4 消防計画の作成と指導強化

消防本部は、国が定める基準に従い消防計画を作成しているが、各消防署と消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援計画等について十分な検討を加えて有機的な消防活動ができるよう修正するよう努める。

消防計画の大綱は次のとおり

- 1 消防力等の整備
- 2 防災のための調査
- 3 防災教育訓練
- 4 災害予防・警戒及び防ぎよ
- 5 災害時の避難、救助及び救急
- 6 その他災害対策

第5 消防団員の教育訓練

市は、消防団員の県立消防学校への派遣等を行うほか、一般教育訓練の計画を立て実施し、消防活動諸般の要求に対応できる消防団員を養成する。

第6 広域応援体制の整備

1 広域消防応援協定

県内各消防本部は、大規模災害時に相互に応援活動を行うため、茨城県広域消防応援協定を締結している。当該協定に基づき、消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、対応力の強化を図る。また、応援、受援の対応計画を具体的に立案しておく。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておく。

2 緊急消防援助隊の編成

県が行う、緊急消防援助隊の編成に協力する。

第7 火災原因調査

消防本部は、火災予防対策を推進するため、積極的に火災原因の究明調査をするものとする。

第8 統計及び消防情報

市は、火災については、死者3名以上又は死者及び負傷者の合計が10名以上のほか、焼損額1億円以上、焼損面積3,000㎡以上と推定される建物火災及び焼損面積10ha以上と推定される林野

火災が生じた場合は、県に報告し、火災に対する予防推進のための資料とする。

第9 救助力の強化

1 救助活動体制の強化

消防本部は、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、高度特別救助隊の編成を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

市は、建設業者等への建設用機械・器具及び作業員の派遣要請、受け入れ体制について整備する。

2 救助隊員に対する教育訓練の実施

消防本部は、大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

第10 救急力の強化

1 救急活動体制の強化

消防本部は、多数傷病者発生が予想される災害に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送体制を確立するため、次の事業を推進する。

- (1) 救急救命士の計画的な養成
- (2) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- (3) 救急隊員の専従化の促進
- (4) 救急隊員教育の計画的な実施
- (5) 消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
- (6) 住民に対する応急手当の普及啓発

2 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

市及び消防本部は、大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、緊急離着陸場の整備や関係機関との連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

3 多数傷病者事故対策

消防本部は、多数傷病者発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

第11 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

1 初期消火力の向上

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防

災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

2 救出・応急手当能力の向上

(1) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに有効なジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの資機材について、備蓄や地域建築業者等からの調達体制を整備する。また、県、市はこうした地域の取り組みを支援する。

(2) 救助訓練

市は、自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたるとともに、訓練上の安全の確保について十分配慮する。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第10節 医療救護計画

本節について「地震編 第2編—第3章—第3節 医療救護活動への備え」を参照すること。

第11節 被災者支援計画

本節について「地震編 第2編—第3章—第4節 被災者支援のための備え」を参照すること。

第12節 要配慮者支援

近年の災害では、要配慮者^{*1}と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は、風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。また、市は、地域防災計画において、避難行動要支援者^{*2}を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとし、地域防災計画に基づいて、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、「避難行動要支援者名簿（旧：災害時要援護者支援台帳）」を作成する。

なお、詳細は地震災害対策計画編に準じるものとする。また、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していく。

^{*1} 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語での災害情報が理解できにくい外国人、その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」という。

^{*2} 「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。

| 項目 | 実施担当 |
|---------------------|---|
| 第1 要配慮者利用施設の安全体制の確保 | 保健福祉部、こども部、要配慮者利用施設管理者、県、福祉関係団体 |
| 第2 要配慮者の救護体制の確保 | 保健福祉部、こども部、住民、自治委員、自主防災組織、災害時地域リーダー、市社会福祉協議会、介護サービス事業者、ボランティア組織 |
| 第3 外国人に対する防災対策の充実 | 市長公室、市民環境部、県、県国際交流協会、語学ボランティア |

第1 要配慮者利用施設の安全体制の確保

1 防災組織体制の整備

市は、要配慮者利用施設管理者に対して、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、避難確保計画を作成するよう指導、支援する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）についての整理・保管など、防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図るよう指導する。

2 緊急応援連絡体制の整備

市は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携が平常時から図られるよう必要な援助を行う。

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

3 施設・設備の安全性の向上

市は、施設管理者に対し、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、土砂災害危険箇所等の立地条件を踏まえた対策を講じるよう指導する。

また、スプリンクラー等の防火設備や、災害時に消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても促進を図る。

4 福祉避難所の整備

市は、福祉施設と連携し、要配慮者が災害時において適正な支援・介助のもと避難することのできる福祉避難所の確保について、体制を整備する。

5 防災資機材の整備、食料等の備蓄

市は、要配慮者の避難所ともなる要配慮者利用施設に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

6 防災教育、防災訓練の実施

市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近

隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的を実施する。

7 避難確保計画の策定等

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的を確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第2 要配慮者の救護体制の確保

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

市は、本計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。また、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援等を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、本計画の定めるところにより、消防機関、警察、災害時地域リーダー、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、本計画に基づき、災害時地域リーダーの協力を得て、避難行動要支援者本人及びその家族や避難支援等関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から作成を進めるよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市は、本計画の定めるところにより、消防機関、警察、災害時地域リーダー、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、情報メール斉配信サービスの周知や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。また、市及び県は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

3 相互協力体制の整備

市及び県は、災害時地域リーダーや、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

市民向け防災ハンドブックを作成し、災害発生直後、避難所居住時等における避難行動要支援者優先ルールについて、市民への周知徹底を図る。

災害時地域リーダーは、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、市、防災関係機関及び地域支援者等と協力して、避難支援体制の整備に努める。また、避難行動要支援者の移送に当たっては、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

4 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者及び災害時地域リーダー等関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるほか、防災知識の普及・啓発に努める。なお、防災訓練等の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備に努める。また市は、住民の「避難行動要支援者名簿」についての理解を深めるため、広報・啓発活動を実施する。

第3 外国人に対する防災対策の充実

1 外国人の所在の把握

市は災害時における外国人への安否確認等迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における在留管理制度による届け出の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

2 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

3 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して防災知識の普及・啓発に努める。

4 災害時マニュアルの携行促進

市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

5 外国人が安心して生活できる環境の整備

(1) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市は外国人相談窓口の充実を図る。

(2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難誘導の際に配慮を要する訪日外国人旅行者を含む外国人への情報伝達体制として、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、市は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

(3) 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体の多言語化を図るとともに、避難場所や避難路等の標識の明確化、防災対策対話集の作成など、外国人に対する防災情報の充実を図る。

(4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(5) 語学ボランティアの支援

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

なお、語学ボランティアについては、県国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「サポーターバンク」としての機能を備えておくこととなっている。

第13節 災害用資材、機材等の点検整備

本節について「地震編 第2編—第3章—第6節 災害用資材、機材等の点検整備」を参照すること。

第14節 防災知識の普及

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる市民運動の展開が必要である。

このため、市は、職員に対し防災教育・研修を行うとともに、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時に市民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、市民に防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、市は各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

なお、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

| 項目 | 実施担当 |
|-------------------|--------------|
| 第1 一般市民向けの防災教育 | 市民環境部、防災関係機関 |
| 第2 児童生徒等に対する防災教育 | 市民環境部、教育委員会 |
| 第3 防災対策要員に対する防災教育 | 市民環境部、各部 |

第1 一般市民向けの防災教育

市及び防災関係機関は、市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守る行動が確保されるとともに、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努めることができるよう、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、災害による人的被害を低減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、ハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながら、警報等や避難指示等の意味を説明するほか、以下の内容について普及・啓発を図る。

1 普及すべき防災知識の内容

- (1) 風水害時の危険性
- (2) 過去に起こった大災害、筑西市の過去の災害や災害教訓
- (3) 家庭での予防・安全対策
 - ① 最低3日、推奨1週間分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、また、自動車へのこまめな満タン給油の推進
 - ② 非常持ち出し袋の準備と定期的な点検
 - ③ 災害時の家族内の連絡体制の整備（災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワークキング・サービス等の利用）
 - ④ 消火器等消火資機材の準備
 - ⑤ 住宅用火災警報機器
 - ⑥ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (4) 自主避難に関する知識・呼びかけ
- (5) 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
- (6) 状況に応じた適正な避難方法
- (7) 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
- (8) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- (9) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性
- (10) 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動
- (11) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
 - (12) 災害発生時の情報提供手段
 - (13) 災害発生時によくある問合せに対する回答
 - (14) 各災害対応業務の担当部課・連絡先
 - (15) 被害情報の通報先（消防署、窓口業務、各課）
 - (16) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - (17) 自主防災組織等の地域での防災活動
 - (18) 要配慮者への支援協力
 - (19) 帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる）

- (20) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- (21) 被災者総合支援センターの機能・役割
- (22) 被災時の公的支援の内容
- (23) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (24) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (25) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

2 広報紙、防災マップ（ハザードマップ）等の配布

市及び防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

特に、市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、タイムライン（防災行動計画）、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

また、防災マップ（ハザードマップ）等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。

3 講習会等の開催

市は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を、公民館等の社会教育施設を活用して催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

4 住民参加型ワークショップの開催

県、市、防災関係機関は、主に洪水浸水想定区域内など、水害のおそれがある地域の住民を対象に、ハザードマップを活用した居住地域の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

5 その他のメディアの活用

- (1) 回覧板の利用
- (2) 広報車による広報
- (3) 大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針等を内容とする市民向け防災ハンドブックの作成及び配布
- (4) 筑西広域消防本部の防災学習体験施設の活用
- (5) インターネットの活用（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サー

ビス、消防庁 防災・危機管理 e カレッジ等の紹介等)

※消防庁 防災・危機管理 e カレッジホームページ：<http://www.e-college.fdma.go.jp/>

- (6) テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- (7) 防災教育資料（DVD等）の貸し出し
- (8) 文字放送の活用

第2 児童生徒等に対する防災教育

市は、県等と連携して、学校教育における防災教育を推進する。

1 児童生徒等に対する防災教育

幼稚園、認定こども園や小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導やハザードマップの活用及び避難訓練等の主体的な学習の充実に努める。

2 指導者に対する防災教育

指導者のための手引書等の作成・配布及び防災に関する指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

第3 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、市は、以下のような防災教育・研修に努める。

1 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては、現場の活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

2 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

また、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課

程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

3 職員からの自己申告によるノウハウ所有台帳の作成

資格、ノウハウ、特技の内容を特に限定せず、職員本人の申告に基づく「ノウハウ所有台帳」を作成し、データベース化、講師登録制度を導入し、非常時に活用できるよう整備する。

第15節 防災訓練

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

| 項目 | 実施担当 |
|------------------------|--|
| 第1 総合防災訓練への参加 | 各部、防災関係機関、警察署、自主防災組織、住民、事業者 |
| 第2 市等が実施する個別訓練 | 各部、防災関係機関、自主防災組織、小中学校・保育園・幼稚園・認定こども園・病院及び社会福祉施設等の管理者 |
| 第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練 | 消防本部、防災関係機関、事業者（防火管理者）、自主防災組織、住民 |
| 第4 訓練実施に当たっての留意事項 | 各部、防災関係機関、消防本部、警察署、自主防災組織、小中学校・保育園・幼稚園・認定こども園・病院及び社会福祉施設等の管理者、住民 |
| 第5 災害に関する基礎研究及び災害教訓の伝承 | 市民環境部、県、防災関係機関、各研究機関 |

第1 総合防災訓練への参加

防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、住民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者も含めた、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。

1 訓練種目

災害時に起こり得る被害を想定し、次に掲げる幅広い種目について実施する。

- (1) 動員及び災害対策本部の設置・運営
- (2) 交通規制及び交通整理
- (3) 避難準備及び避難者の誘導、避難所の設置・運営
- (4) 救出・救助、救護・応急医療
- (5) 各種火災消火・二次災害の防止措置
- (6) 道路の応急措置、復旧、障害物排除
- (7) 緊急物資輸送
- (8) 無線等による災害情報の収集伝達

(9) ライフラインの応急措置・復旧

(10) 避難行動要支援者の支援（避難所への避難等）

(11) 応急給水活動

また、訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

2 訓練参加機関

市は、総合防災訓練について、防災関係機関、災害応援協定締結機関、自主防災組織、ボランティア組織、事業所及び一般市民（要配慮者も含む）等の参加を広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他自治体との合同の訓練も含め実施する。

3 防災訓練時の交通規制

警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

4 訓練結果の評価

訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行うものとする。

第2 市等が実施する個別訓練

1 消防訓練

消防本部は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。

2 避難訓練

(1) 市による避難訓練

災害時における避難指示及び立ち退き、要配慮者の避難誘導等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり、警察、消防本部及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

また、学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営、炊き出し等の実践的な訓練や施設・設備を行うよう努める。

(2) 幼稚園、認定こども園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を毎年2回以上実施するよう指導する。

(3) 水害時の緊急避難

市は、水害時において避難する時間的な余裕がない場合に、緊急的に高い建物に垂直避難するために、公共施設や集合住宅等を緊急避難場所として利用することを考慮した避難訓練を行う。

3 非常参集、本部運営、緊急情報伝達、管理職参集訓練

市及び防災関係機関は、勤務時間外の災害発生を想定し、動員配備及び情報の伝達、連絡等の非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。

また、非常参集訓練^{※1}と同時に、本部運営訓練及び緊急情報伝達訓練、管理職参集訓練^{※2}も併せて実施する。その際、災害対策本部機能を喪失した場合においても、的確な指揮体制がとれるよう、代替施設の運営を想定した訓練を実施するほか、不十分な情報の下での災害対策を想定した訓練も実施する。

※1 非常参集訓練：全職員による参集訓練 ※2 管理職参集訓練：管理職のみによる参集訓練

4 通信訓練

市は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

通信訓練の実施に当たっては、各拠点の参加を促す。

5 水防訓練

市は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される雨期や台風期前の最も訓練効果のある時期を選んで、河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。

消防本部及び住民の動員、警戒、水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測、救出避難、広報等を織り込んだ訓練を実施する。

6 土砂災害防災訓練

市は、雨期や台風期前、及び訓練効果のある時期を選んで、消防本部及び住民の動員、警戒、土砂災害警戒情報の収集・伝達、資材の調達・輸送、救出避難、広報等を織り込んだ訓練を実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施するものとする。

また、地域の一員として、市、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

2 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導のもと、地域の事業所と協調して、年1回以上の組織的な訓練実施に努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練等を主とする。

自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3 一般市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、過去の災害から得られた教訓の伝承、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

第4 訓練実施に当たっての留意事項

- 1 訓練実施に当たっては、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、訓練参加者、実施時間、使用する器材、電源の確保等のシナリオを具体的に設定し、災害時の状況を想定した訓練の実施に努める。
- 2 自治会、自主防災組織などと連携し、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- 3 自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- 4 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、訓練後には参加者等から意見を聴取するなど、訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第5 災害に関する基礎研究及び災害教訓の伝承

風水害による災害は、地域の自然特性、地形条件等にも深く関係する側面もある。自然特性と社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していくことが重要である。

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

なお、詳細は地震災害対策計画編を参照すること。

第3章 災害応急対策

本計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的な救助を行う等災害の拡大を防止するための計画である。

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第1節 職員の動員・配備

市及び各防災関係機関は、市域に災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。このため、災害の警戒段階から業務時間内外を問わず職員を速やかに動員、配備し、所定の災害対策業務を実施する。

なお、災害発生に伴う円滑な対応を確立するため、職員初動マニュアルの定期的な確認及び継続的な見直しを行う。

| 項目 | 実施担当 |
|-----------------------|---------|
| 第1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 | 総括班、各班 |
| 第2 職員の動員・参集 | 総括班、全職員 |

第1 市の職員配備区分の基準及び内容

動員配備の決定基準は市域の気象情報、災害の状況等により次のとおり定める。

表-風水害時の防災指令の発令基準

| 区分 | 防災指令の発令基準 | 災害対策本部等の設置 |
|------|--|--------------------------------------|
| 準備指令 | ◎ 災害の発生が予想されるが、第1配備指令を発令するまでに至らない場合 | 設置しない |
| 警戒 | ◎ 市域に次の警報が1つ以上発表され、災害の発生が予測されるとき。 ○ 大雨警報 ○ 暴風警報 ○ 洪水警報 ◎ 指定河川の水位が水防団待機水位に達したとき。 ◎ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。 | 必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催 |
| 体制 | ◎ 市域に次の特別警報等が1つ以上発表され、災害の発生が予測されるとき。 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪の特別警報 ◎ 指定河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。 ◎ 洪水予報河川の氾濫注意情報が発表されたとき。 ◎ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。 | 災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置 |
| 非常 | ◎ 指定河川の水位が避難判断水位に達したとき。 ◎ 市域内に相当規模の災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。 ◎ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。 | 災害警戒本部又は災害対策本部の設置 |
| 体制 | ◎ 市内全域にわたって大規模な災害が発生したとき、もしくは市域の数地区に激甚な災害が発生したとき、あるいは発生することが予測されるとき。 ◎ 指定河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。 ◎ 洪水予報河川に氾濫危険情報が発表されたとき。 ◎ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。 | 災害対策本部の設置 |

(注) 指定河川とは水防法に基づく洪水予報河川及び水位周知河川をいい、筑西市に影響する洪水予報河川は鬼怒川・田川放水路・小貝川・大谷川(国土交通省管理区間)、五行川・田川(栃木県管理区間)であり、水位周知河川は、五行川(茨城県管理区間)である。

第2 職員の動員・参集

1 職員の動員配備体制の決定

(1) 警戒体制

気象情報及び被害情報等に基づく市民環境部長の報告をもとに、副市長が防災指令の発令基準に基づき決定する。

(2) 非常体制

市民環境部長の報告をもとに市長が状況を判断し、決定する。

(3) 決定者

上記(1)(2)の際、決定者が不在かつ連絡不能な場合の代決者は次のとおりとする。

| | 決定者 | 代決者 | |
|------|-----|-----|--------|
| | | 1 | 2 |
| 警戒体制 | 副市長 | 教育長 | 市民環境部長 |
| 非常体制 | 市長 | 副市長 | 教育長 |

(4) その他

発令基準となる水位到達が夜間になる等、職員の参集に支障が見込まれる場合は、水位・警報等が発令基準を充たしていなくとも、適切な防災指令を発令することとする。

2 職員の動員

市民環境部長は、1の職員の動員配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。

(1) 動員の伝達手段

① 勤務時間内

口頭、庁内放送、電話、ホワイトボードにより行う。

② 勤務時間外

防災行政無線、一般加入電話、携帯電話、衛星携帯電話など、市民環境部及び各部において定める伝達方法により行う。

(2) 配備体制

各部の長は、本部長又は副本部長の防災指令のもと、次の配備体制の動員基準に基づき災害応急実施上必要となる職員の配備を行うとともに、次の措置を講じる。

- ① 災害に対処できるよう職員を配置
- ② 職員の非常参集方法及び交代方法の措置
- ③ 高次の配備体制に移行できる措置
- ④ 他部への応援の要請

表一 配備体制の動員基準

| 区 分 | | 配 備 体 制 の 動 員 基 準 |
|-------------------|---------------------|---|
| 準備配備体制 ※ 準備指令時 | | ◎ 消防防災課職員 |
| 警戒 体制 | 第1配備体制 ※ 第1配備指令時 | ◎ 市民環境部長、次長、消防防災課職員 ◎ 消防署長、消防団長 ◎ なお、勤務時間外に発令された場合においては、第2配備体制該当職員は自宅待機とする。 |
| | 第2配備体制 ※ 第2配備指令時 | ◎ 副市長 ◎ 第1配備体制要員となっている職員及び本部連絡員を配備する。 ◎ 併せて局地的災害の発生に対して、各部の災害対策本部組織上分掌する対策を実施するために必要な要員を配備する。 ◎ 消防団担当分団長以上※ ◎ なお、勤務時間外に発令された場合においては、第3配備体制該当職員は自宅待機とする。 |

| | | |
|------|----------------------|--|
| 非常体制 | 第3 配備体制 ※第3 配備指令時 | ◎ 市長、教育長 ◎ 第2 配備体制要員となっている職員を配備する。 ◎ 各部の管理職以上の職員を配備する。 ◎ 併せて中規模の災害の発生に対して、各部の災害対策本部組織上分掌する対策を実施するために必要な要員を配備する。 ◎ 消防団担当分団※ ◎ なお、勤務時間外に発令された場合においては、その他の全職員は自宅待機とする。 |
| | 非常配備体制 ※非常配備指令時 | ◎ 各部の所属職員全員を配備する。 ◎ 全消防団員 |

※ 消防団の出場に当たっては、状況により別途、協議する。

(3) 動員の報告

各部の長は、所定の様式（資料編：職員動員に関する様式）で職員の参集状況を記録し、その累計を以下に示す報告のとりまとめ担当を通じて、本部長に報告する。

表一 報告のとりまとめ担当

| 区 分 | 報告のとりまとめ担当 |
|-----------|------------|
| 災害対策本部設置前 | 市民環境部消防防災課 |
| 災害対策本部設置後 | 本部事務局総括班 |

各部において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

3 参集方法

職員は、速やかにあらかじめ定められた課所への登庁を目指すこととし、その際、身分証明書、食料（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

なお、通常利用している交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩とする。

4 非常時の参集先

勤務時間外に配備指令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事する。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局については、この限りでない。

- 通信連絡により、所属長又は災害対策本部の指示を受けること。
- 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの支所及び市施設、指定避難所等に参集する。

(1) 参集時の措置

- ① 職員は、当該出先機関の長に自己の所属課所、職氏名及び勤務課所へ参集できない理由を報告する。
- ② 当該出先機関の長は、前記①により報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

(2) 勤務場所への復帰

出先機関の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡する。

5 配備指令等を受けた市職員の行動

- (1) 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。
- (2) 勤務時間外に配備指令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- (3) 勤務時間外に配備指令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。
ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局については、この限りでない。
- (4) 職員は、参集途上において火災あるいは事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとり、その旨を所属長に連絡する。
- (5) 勤務時間外に配備指令を受けた場合において、居住地の周辺及び指定集合場所に赴く途中の地域の被害状況等に注視し、これを随時、災害対策本部事務局に連絡する。

6 配備体制ごとの主な対応

(1) 準備配備体制における対応

① 主な職務

状況把握と第1配備体制（警戒体制）の検討並びに事前通告。

② 職員の対応

体制要員の職員は、執務室に集合し、対応を協議する。

(2) 第1配備体制における対応

① 主な職務

状況把握と第2配備体制（警戒体制）の検討並びに事前通告。

② 職員の対応

体制要員の職員は、執務室に集合し、対応を協議する。

(3) 第2配備体制（災害警戒本部設置）における対応

① 主な職務

ア 河川の状況確認、土砂災害等危険箇所の警戒巡視（土木部・市民環境部）

イ 橋梁等通行止めの準備、実施（土木部）

ウ 災害状況の把握、災害対策本部・現地災害対策本部の設置検討（市民環境部）

② 職員の対応

ア 体制要員は、市民環境部長の指示により本庁舎4階会議室に集合し、対応を協議する。

イ 夜間・休日時、集合の連絡を受けた体制要員は、即登庁し待機する。

③ 消防団

ア 消防団長は、副団長に本庁舎へ集合するよう指示する。

イ 消防団長及び副団長は、筑西消防署と水防活動の実施と消防団の出動について協議する。

ウ 消防団長は、警戒、災害状況を把握するため消防団を出動させる。

(4) 第3配備体制（災害警戒本部・災害対策本部設置）における対応

① 職員の対応

ア 課長以上の職員は、市民環境部長の指示により、執務室に集合する。また、必要に応じて本庁舎4階会議室に集合し、対応を協議する。

イ 災害警戒本部・災害対策本部からの指示を受け、今後の対応を協議し関係各課並びに各庁舎に災害対策の指示をする。

ウ 管理職以下の職員は、勤務時間内は災害に備え庁舎に待機する。夜間・休日の際は自宅に待機する。

② 消防団

ア 災害発生地区の副団長から出動の指示を受けた本部員及び分団は、直ちに現地対策本部又は災害現場に急行する。

イ 各分団は、副団長又は本部員の指示により水防活動等を実施する。

(5) 非常配備体制（災害対策本部設置）における対応

① 職員の対応

全職員がそれぞれの所属する庁舎に集合し、関係各部長の指示により対応にあたる。

② 消防団

全分団員は、各分団の詰所に集合して出動体制を整え、副団長の指示により、現地対策本部又は直接災害現場（副団長指示）に急行する。

第2節 災害警戒本部・災害対策本部

市及びその他の防災関係機関は、市域において災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、市及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関としてそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたる。

| 項目 | 実施担当 |
|------------------|--------|
| 第1 災害警戒本部・災害対策本部 | 総括班、各班 |
| 第2 国の現地対策本部との連携 | 総括班、各班 |

1 設置基準

災害対策本部、災害警戒本部の設置基準・廃止基準は、次のとおりとする。

(1) 災害警戒本部設置基準

災害警戒本部は、次の場合に設置する。

- ① 市域に特別警報等が発表されたとき
- ② その他副市長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒本部廃止基準

災害警戒本部は、次の場合に廃止する。

- ① 災害対策本部が設置されたとき
- ② その他副市長が必要なしと認めた場合

(3) 災害対策本部設置基準

災害対策本部は、次の場合に設置する。

- ① 風水害により大規模な災害が発生したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

(4) 災害対策本部廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ① 災害応急対策が概ね完了した場合
- ② その他本部長が必要なしと認めた場合

(5) 動員配備基準との対応

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は本章第1節第2「職員の動員・参集」に示すとおりである。

2 組織運営

(1) 実施責任者の代行順位

決定者及び決定に緊急を要し、決定者が不在かつ連絡不能な場合の代決者は次のとおりとする。

表一 実施責任者の代行順位

| 区 分 | 第 一 位 | 第 二 位 | 第 三 位 | 第 四 位 | 第 五 位 以 下 |
|----------------|-------|---------------|--------|-------|-----------------|
| 本部長 | 副市長 | 教育長 | 市民環境部長 | 市長公室長 | 総務部長 以下別に定める |
| 副本部長 | 教育長 | 市民環境部長 | 市長公室長 | 総務部長 | 企画部長 以下別に定める |
| 各部の部長 (本部員) | 次 長 | 以下、各部ごとに別に定める | | | |

3 設置の決定

(1) 災害警戒本部

災害警戒本部の設置の決定については、本編第3章 第1節「職員の動員・配備」に準ずる。災害警戒本部は副市長を本部長とし、市民環境部長を副本部長とする。災害警戒本部の組織及び事務分担は、災害対策本部の規定を準用する。

(2) 災害対策本部

災害対策本部の設置の決定については、本編第3章 第1節「職員の動員・配備」に準ずる。本部設置又は廃止の決定は、市長（本部長）が行う。

4 本部の設置

(1) 災害対策本部室及び災害対策室の設営配置

本部室は本庁舎4階市長応接室、災害対策室は本庁舎4階研修室に置く。本部を設置したときは、市本庁舎入口に「筑西市災害対策本部」の標識板等を掲げる。また、被災者総合支援センタ

一、現地災害対策本部、避難所等の拠点施設の設置場所一覧を明示するなど、市民等の問合せの便宜を図る。

なお、市本庁舎が被災する等何らかの理由で使用できない場合には、次の順序で本部を移設する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、当該市長と市対策本部の設置場所について協議を行う。

表一本部の代替設置場所

| 区 分 | 施 設 の 名 称 |
|-------|--------------|
| 第 一 位 | しもだて地域交流センター |
| 第 二 位 | 協和支所 |
| 第 三 位 | 関城支所 |

5 本部員の動員

本部長は、災害対策本部の設置及び活動体制の決定に基づき、応急対策実施のため必要な職員
 の動員を行う。

なお、動員の手順については、本編第1章第1節「職員の動員・参集」において示したとおり
 である。

6 本部の運営

(1) 会議の開催

本部長は、本部の設置・廃止の決定及び本部として行うべき業務に係る重要方針の決定並びに
 市の全職員への周知・徹底を迅速かつ適切に行うため、次の会議を適宜開催する。

表-会議の構成

| 名 称 | 構 成 |
|-------------|--|
| 本 部 員 会 議 | <ul style="list-style-type: none"> ○本部長 ○副本部長 ○本部長付（消防署長、消防団長） ○本部員（各部の部長） ○広報担当員 ○情報集約担当員 ○防災関係機関の連絡員 ○本部長がその都度必要と認めたもの |
| 関 係 部 長 会 議 | <ul style="list-style-type: none"> ○本部長 ○副本部長 ○関係本部員 ○関係部次長 ○本部長がその都度必要と認めたもの |

なお、本部員会議の事務局業務は、総括班及び各部の本部連絡員が行う。なお、防災関係機関
 派遣の連絡員はアドバイザーとなるとともに、相互の密接な連携・情報交換に努める。

(2) 本部設置等の通知及び公表

本部事務局長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに次により通知及び公表する。

表一 報告・通知・公表先等

| 報告・通知・公表先 | 担当者 | 報告・通知・公表の方法 |
|----------------------|--------------|--|
| 市役所本庁舎内各部・班 | 市民環境部・消防防災課長 | 庁内放送、庁内電話、口頭、その他迅速な方法 |
| 支所その他市出先機関 | 各主管部・消防防災課長 | FAX、電話、口頭、その他迅速な方法 |
| 消防本部 消防長 消防団長・消防団 | 市民環境部・消防防災課長 | 防災行政無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法 |
| 市民 | 市長公室・広報広聴課長 | 防災行政無線、広報車、口頭、報道機関、市ホームページ、情報メール斉配信サービス、その他迅速な方法 |
| 県知事 | 市民環境部・消防防災課長 | 茨城県防災情報ネットワークシステム、FAX、電話、報道機関、口頭、その他迅速な方法 |
| 筑西警察署長 | | |
| 近隣市町長 | 市長公室・広報広聴課長 | FAX、電話、口頭又は文書 |
| 報道機関 | | |

(3) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため、積極的に防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮する。

(4) 情報トリアージの実施

本部事務局長は、本部事務局に情報処理を行う情報・記録班を設置し、各機関から集約される情報のトリアージ*を行い、重要度の高い情報を抽出して優先的に対処する。

※「選別」「優先割当」の意。多数の負傷者が一度に発生した際に、患者の重症度に基づいて、治療や搬送の優先順位を決め選別を行うこと。

(5) 職員の健康管理及び給食等

本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとる。

(6) 関係者以外の立入り制限

本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

【筑西市災害対策本部組織図】





ア 各部・班の編成及び事務分掌

| 部 等 | 部 長 等 | 班 名 | 班 員 | 事 務 分 掌 |
|-------|--|--------|------------------|---|
| 本部事務局 | 事務局長 市民環境 部長 事務局次長 市民環境 部次長 | 総括班 | 消防防災課職員 本部連絡員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部、現地連絡所及び現地対策本部の設置、運営、庶務及び閉鎖に関すること。 2 防災指令の発令及び解除に関すること。 3 配備体制その他本部長命令の伝達に関すること。 4 本部会議の開催・運営・記録・資料の調整に関すること。 5 事務局の活動記録に関すること。 6 本部会議構成員及び事務局職員の動員並びに本部職員の参集状況に関すること。 7 事務局各班間の連絡調整に関すること。 8 その他事務局長から特に指示されたこと。 9 事務局職員の食事、宿泊に関すること。 10 他部・班に属さない事項に関すること。 |
| | | 情報・記録班 | 消防防災課職員 本部連絡員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報、気象情報等の収集、分類及び整理に関すること。 2 防災行政無線局の統制及び一斉通信に関すること。 3 災害情報等の分析、各班及び各部への提供に関すること。 4 災害情報の記録に関すること。 5 防災情報関連機器の操作に関すること。 6 災害に係る緊急広報に関すること。 7 アマチュア無線ボランティアの活動支援に関すること。 |
| | | 対策・物資班 | 消防防災課職員 本部連絡員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な応急対策の立案及び各部間の調整に関すること。 2 避難指示及び警戒区域の設定(立案)に関すること。 3 県、他市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害救助法適用の申請に関すること。 5 県、消防、警察、自衛隊、他市町村等に対する応援出動(派遣)の要請に関すること。 6 激甚災害指定手続に関すること。 7 避難所における必要物資の提供に関すること。 8 仮設住宅整備の要請に関すること。 9 救援物資の要請に関すること。 10 救援物資の集積場所に関すること。 11 消防団・水防団に関すること。 |
| | | 受付班 | 消防防災課職員 本部連絡員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関、住民等からの災害情報及び被害情報の受付に関すること。 |

| 部 等 | 部 長 等 | 班 名 | 班 員 | 事 務 分 掌 |
|-------|--------------------------------|-------|--|---|
| 市長公室部 | 部長 市長公室長 次長 市長公室次長 | 広 報 班 | 秘書課職員 広報広聴課職員 市民協働課職員 企業誘致推進局職員 | 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 国等への陳情及び関係資料の作成に関すること。 3 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 4 災害対策記録、写真等の整備に関すること。 5 災害情報、被害状況及び災害対策活動等の広報に関すること。 6 報道関係機関との連絡調整に関すること。 7 被災者総合支援センターの開設及び運営に関すること。 |
| 総務部 | 部長 総務部長 次長 総務部次長 | 総務班 | 総務課職員 行政改革推進課職員 管財課職員 契約検査課職員 監査委員公平委員会 事務局職員 | 1 災害対策本部職員の動員及び服務に関すること。 2 災害対策従事職員等の給与、食事、宿泊、健康管理その他の支援業務に関すること。 3 車両その他輸送手段及び燃料の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること。 4 庁舎その他市有施設等の修理に関すること。 5 危険物施設等の応急対策及び復旧に関すること。 6 災害対策本部等の電力の確保に関すること。 7 災害に係る物品等の購入契約に関すること。 |
| | | 支所班 | 関城支所職員 明野支所職員 協和支所職員 | 1 支所庁舎等に係る電力の確保に関すること。 2 市有財産の調査に関すること。 3 公用車の配車計画に関すること。 4 義援金の受入れの協力に関すること。 |
| 企画部 | 部長 企画部長 次長 企画部次長 | 企画班 | 企画課職員 情報政策課職員 | 1 臨時ヘリポート開設の計画に関すること。 2 災害時の応急的空地利用の調整に関すること。 3 復興計画に関すること。 4 被災者総合支援センターの開設及び運営の協力に関すること。 5 災害対策時の電子計算機の保守管理に関すること。 |
| | | 財政班 | 財政課職員 | 1 災害対策に必要な財政措置に関すること。 2 公用負担等による損失補償、弁償等に関すること。 3 災害応急対策の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。 4 義援金の募集、受入れ及び配分に関すること。 5 応援の受入れへの協力に関すること。 |
| 人口対策部 | 部長 人口対策部長 次長 人口対策部次長 | 人口対策班 | 人口対策課職員 | 1 臨時ヘリポート開設の計画の協力に関すること。 2 復興計画の協力に関すること。 3 被災者総合支援センターの開設及び運営の協力に関すること。 |
| 会計部 | 部長 会計管理者 次長 本部長が指名する者 | 会計班 | 会計課職員 | 1 災害に係る市費の出納に関すること。 2 応援の受入れへの協力に関すること。 |

| 部 等 | 部 長 等 | 班 名 | 班 員 | 事 務 分 掌 |
|-------|---------------------------------------|-----------|---|--|
| 税 務 部 | 部長 税務部長 次長 税務部次長 | 調査班 | 市民税課職員 資産税課職員 収税課職員 | 1 家屋等の被害調査、撮影及び記録に関すること。 2 被災地籍の調査に関すること。 3 被災家屋等の解体に伴う事務への協力に関すること。 4 被災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。 5 り災証明に関すること。 6 被災届出受理証に関すること。 |
| 市民環境部 | 部長 市民環境 部長 次長 市民環境 部次長 | 市民生活 班 | 市民課職員 市民課川島出 張所職員 | 1 安否情報に関すること。 2 不明者の身元確認の協力に関すること。 3 遺体の埋葬及び火葬に伴う事務に関すること。 4 避難者登録窓口の設置・運営に関すること。 |
| | | 環境班 | 環境課職員 | 1 災害時の環境保全に関すること。 2 災害による廃棄物処理対策に関すること。 3 被災地のゴミ及びし尿の収集処理等の公衆衛生に関すること。 4 井戸水の水質検査及び消毒に関すること。 5 被災家屋の消毒に関すること。 6 仮設トイレの調達及び設置に関すること。 7 生活環境を著しく破壊する公害原因物質の汚染状況調査に関すること。 8 環境衛生及び毒物・劇物の安全対策に関すること。 9 避難所の衛生等に関すること。 10 愛玩動物に関すること。 11 遺体の収容、埋葬及び火葬に関すること。 12 死亡獣畜の処理に関すること。 13 放射能対策に関すること。 14 その他環境衛生対策に関すること。 |
| | | 市民安全 班 | 市民安全課職員 空き家対策推進課職員 | 1 災害時における交通管制に関すること。 2 交通安全施設の被害調査及び復旧に関すること。 3 被災地における防犯対策に関すること。 4 災害時における空き家対策に関すること。 |
| 保健福祉部 | 部長 保健福祉部 長 次長 保健福祉部 次長 | 健康増進 班 | 健康増進課職 員 コロナワクチ ン接種対策課 職員 地域医療推進 課職員 医療保険課職 員 | 1 被災者の救急及び救護に関すること。 2 感染症の予防に関すること。 3 被災者の健康管理に関すること。 4 被災者への保健指導、健康相談及び訪問指導に関すること。 5 医療救護所の設置及び管理に関すること。 6 真壁医師会等医療関係者との連絡調整に関すること。 7 医療器材、医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること。 8 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 9 地方独立行政法人茨城県西部医療機構との連絡調整に関すること。 10 保健施設及び医療機関の被害の調査及び報告 |

| 部 等 | 部 長 等 | 班 名 | 班 員 | 事 務 分 掌 |
|------|---------------------------------|-----------|--|---|
| | | | | 並びに必要な対策に関する事 11 食品衛生の指導に関する事 12 遺体の検案の協力に関する事 13 遺体収容への協力に関する事 14 被災者に対する国民健康保険税の減免等に関する事。 |
| | | 福 祉 班 | 社会福祉課職員 障がい福祉課職員 高齢福祉課職員 介護保険課職員 人権推進課職員 | 1 災害救助法による救助計画及びその実施に関する事。 2 福祉施設の被害調査及び必要な対策に関する事。 3 福祉避難所の開設、運営及び維持管理に関する事。 4 避難所の開設、運営及びその維持管理の協力に関する事。 5 災害ボランティア（一般ボランティア、日赤奉仕団等）の受入れ及び調整の総括に関する事。 6 被災者に対する生活保護に関する事。 7 被災地の民生安定に関する事。 8 要配慮者等への支援対策に関する事。 9 要搜索者名簿の作成への協力に関する事。 10 生活資金に関する事。 11 被災者に対する介護保険料の減免等に関する事。 12 放射能の測定及び除染への協力に関する事 13 日赤奉仕団等の要請及び受入れに関する事。 |
| こども部 | 部長 こども部長 次長 こども部次 長 | こども班 | こども課職員 | 1 社会福祉法人及び関連福祉団体との連絡調整に関する事。 2 保育所、幼稚園及び認定こども園の被害の調査及び報告に関する事。 3 保育所、幼稚園及び認定こども園の乳幼児の避難及び安全措置に必要な対策に関する事。 4 応急保育計画に関する事。 |
| | | 母 子 保 健 班 | 母子保健課職員 | 1 被災者の救急及び救護に関する事。 2 感染症の予防に関する事。 3 被災者の健康管理に関する事。 4 被災者への保健指導、健康相談及び訪問指導に関する事。 5 妊産婦への産前産後のサポートに関する事。 6 児童相談所等の関連施設との連絡調整に関する事。 |

| 部 等 | 部 長 等 | 班 名 | 班 員 | 事 務 分 掌 |
|-------|---------------------------|-------|---------------------------------|---|
| 経 済 部 | 部長 経済部長 次長 経済部次長 | 商 工 班 | 商工振興課職員 観光振興課職員 ふるさと整備課職員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 商工観光関係の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 救援物資等の受付、保管、仕分け、配分及び配布の協力に関すること。 3 応急給水活動への協力に関すること。 4 物資の流通促進に関すること。 5 災害時における観光客の避難誘導、救助等安全対策に関すること。 6 被災商工業者に対する融資あつ旋に関すること。 7 災害に関連した失業者の対策に関すること。 8 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 9 燃料の確保への協力に関すること。 10 農地、農作物及び農業用施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 11 帰宅困難者対策に関すること。 12 放射能の測定(持込食材の検査)に関すること。 13 その他応急商工対策に関すること。 |
| | | 農 政 班 | 農政課職員 水田農業振興課職員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時物資等の受付、保管、仕分け、配分及び配布に関すること。 2 応急給水活動への協力に関すること。 3 農作物被害に対する技術的指導に関すること。 4 農作物の防疫に関すること。 5 被災農家の災害融資に関すること。 6 被災地における農作物種苗、生産資材等のあつ旋に関すること。 7 農業等関連団体との連絡調整に関すること。 8 家畜及び家畜施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 9 農林災害資金融資の相談に関すること。 10 災害時物資等の集配拠点の設置及び管理に関すること。 11 放射能の測定及び除染への協力に関すること。 12 要配慮者等への支援対策の協力に関すること。 13 その他農林業の災害応急及び復興対策に関すること。 |

| 部 等 | 部 長 等 | 班 名 | 班 員 | 事 務 分 掌 |
|-------|---------------------------|-------|--------------------|--|
| 土 木 部 | 部長 土木部長 次長 土木部次長 | 土 木 班 | 土木課職員 道路維持課職員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 河川、橋梁その他公共土木施設等の被害調査、報告及び必要な対策に関する事 2 かけ崩れ等の危険箇所の調査及び応急復旧に関する事 3 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制実施への協力に関する事 4 緊急輸送道路の確保に関する事 5 建設業者団体等との連絡調整に関する事 6 建設機械・車両の借上げ、配車及び建設資材の確保調達に関する事 7 水防活動の全般に関する事 8 障害物の除去に関する事 9 その他の土木施設応急対策に関する事 |
| | | 建 築 班 | 建 築 課 職 員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 危険建築物、区域等の安全確保の調査に関する事 2 震災建築物応急危険度判定の実施の協力に関する事 3 応急仮設住宅等の確保に関する事 4 応急仮設住宅としての公営住宅の提供に関する事 5 事務の委任があった場合の仮設住宅の整備及び応急修理に関する事 6 公営住宅の被害調査、報告及び必要な対策に関する事 7 水防活動への協力に関する事 8 家屋等の被害調査、撮影及び記録への協力に関する事 |
| | | 都市整備班 | 都市整備課職員 宅地開発課職員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 倒壊建築物による生き埋め被災者の救出に関する事 2 遺体収容への協力に関する事 3 危険建築物、区域等の安全確保に関する事 4 水防活動への協力に関する事 5 応急仮設住宅建設用地確保の協力に関する事 6 公園等主管施設の被害調査、報告及び必要な対策に関する事 7 災害復興に係る都市計画に関する事 8 宅地造成等の災害予防及び復旧指導に関する事 9 土地区画整理地区の被害調査、報告及び必要な対策に関する事 10 放射能の測定及び除染への協力に関する事 |

| 部 等 | 部 長 等 | 班 名 | 班 員 | 事 務 分 掌 |
|-------|---------------------------------|---------|--|---|
| 上下水道部 | 部長 上下水道部長 次長 上下水道部次長 | 下水道班 | 下水道課職員 農業集落排水課職員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査、点検、整備、復旧及び必要な対策に関すること。 2 倒壊建築物による生き埋め被災者救出への協力に関すること。 3 遺体収容への協力に関すること。 4 水防活動への協力に関すること。 5 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水の協力に関すること。 6 放射能の測定及び除染への協力に関すること。 |
| | | 上水道班 | 水道課職員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 水道事業者及び水道関係業者団体との連絡調整に関すること。 2 諸資材の調達に関すること。 3 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水に関すること。 4 遺体収容への協力に関すること。 5 水防活動への協力に関すること。 6 水道施設の被害調査、点検、整備、復旧及び必要な対策に関すること。 7 緊急時用水及び飲料水の確保に関すること。 8 上水道の水質検査に関すること。 |
| 議会部 | 部長 議会事務局長 次長 議会事務局次長 | 議会班 | 議事課職員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 議会の災害対策活動のための情報の収集及び連絡に関すること。 2 救援物資等の受付、保管、仕分け、配分及び配布の協力に関すること。 3 帰宅困難者対策への協力に関すること。 |
| 教育部 | 部長 教育部長 次長 教育委員会 次長 | 避難収容第1班 | 学務課職員 小学校職員 中学校職員 学務課明野幼稚園職員 下館学校給食センター職員 明野学校給食センター職員 義務教育学校整備推進課職員 施設整備課職員 指導課職員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の避難誘導及び収容に関すること。 2 避難所の開設、運営及び維持管理に関すること。 3 現地連絡所の運営への協力に関すること。 4 児童及び生徒の避難に関すること。 5 災害時における応急教育計画に関すること。 6 教科書、学用品等の調達及び配分に関すること。 7 避難所への炊き出しの実施に関すること。 8 学校教育施設及び学校給食施設の被害状況、報告及び必要な対策に関すること。 9 教員・学校教育関係要員の要請、受入れ及び配置に関すること。 10 授業料の減免措置に関すること。 11 学校の応急保健に関すること。 12 臨時ヘリポートの開設への協力に関すること。 13 応急給水活動への協力に関すること。 14 医療救護所開設への協力に関すること。 15 応急仮設住宅の提供への協力に関すること。 16 避難所収容者名簿及び要搜索者名簿の作成及び取りまとめに関すること。 17 放射能の測定及び除染への協力に関すること。 |

| 部 等 | 部 長 等 | 班 名 | 班 員 | 事 務 分 掌 |
|-----------|-------------------------------------|---------|--|---|
| | | 避難収容第2班 | 生涯学習課職員 文化課職員 地域交流センター職員 地域交流センター生涯学習センター職員 地域交流センター明野公民館職員 地域交流センター協和公民館職員 スポーツ振興課職員 美術館職員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の避難誘導及び収容の協力に関すること。 2 社会教育施設、社会体育施設、公民館等が、地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関すること。 3 現地連絡所の運営への協力に関すること。 4 文化財の保護・被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 5 社会教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 6 臨時ヘリポートの開設への協力に関すること。 7 応急給水活動への協力に関すること。 8 自衛隊派遣部隊及び他都市派遣職員受入拠点開設への協力に関すること。 9 応急仮設住宅の提供への協力に関すること。 10 被災者のニーズの把握に関すること。 |
| 農業委員会部 | 部長 農業委員会事務局長 次長 農業委員会事務局次長 | 農地調整班 | 農地調整課職員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員会の災害対策活動のための情報の収集及び連絡に関すること。 2 災害時物資等の受付、保管、仕分け、配分及び配布に関すること。 3 応急給水活動への協力に関すること。 4 農地等の被害調査に関すること。 5 要配慮者等への支援対策の協力に関すること。 |
| 各部次長 | | | | <ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 本部会議、事務局、他部及び部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内職員の動員及び配備のとりまとめに関すること。 4 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報のとりまとめに関すること。 5 所管施設の災害予防(避難を含む。)及び災害復旧対策のとりまとめに関すること。 6 関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 各班に共通する事務 | | | | <ol style="list-style-type: none"> 1 班内職員の動員及び配備に関すること。 2 所轄事項に関する被災状況及び災害対策活動等の情報に関すること。 3 所管施設の火災予防(避難を含む。)及び災害復旧対策に関すること。 4 本部長の指示により他班への応援に関すること。 |

イ その他の組織

現地災害対策本部、被災者総合支援センター、現地連絡所及び各活動拠点に置く組織については、該当項目ごとに記載するところによる。

7 現地災害対策本部の設置

(1) 現地災害対策本部を設置するとき

本部長は、以下に示す事例を目安として、その必要があるときは、支所、小中学校、公民館その他災害現地の適当な場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を置く。

- ① 五行川、小貝川等の橋梁損壊により本部との連絡が困難となり、地域における応急対策活動を迅速かつ適切に指揮するために必要と認めるとき。
- ② がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難指示の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき。
- ③ 被害が局地的である等のため、その地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮するために必要と認めるとき。

(2) 現地本部長への権限の委譲

本部長は、現地本部長以下の要員を指名するときは、以下に示す権限について、あらかじめ本部長権限の委譲を行う。

- ① 現地本部所管地域における避難指示の発令
- ② 現地本部所管地域における警戒区域の設定
- ③ 現地本部所管地域における人的かつ物的応急公用負担
- ④ 現地本部所管地域における県・国等関係機関への協力要請

(3) 現地本部の組織及び事務分担の目安

現地本部の組織及び事務分担は、次の表を目安とする。

なお、現地本部には、必要に応じて、医師会医療救護対策本部現地支部、ボランティアセンター現地支部等を併設し、各管内地域における救援・救護活動をより迅速かつ円滑に行うための拠点とする。

表一 現地本部の組織及び事務分掌

| | 構成員となる職員 | 事務分掌 |
|------|---|---|
| 本部長 | 副本部長、本部長付、本部員 | 1 現地本部配備職員の指揮監督。 |
| 副本部長 | 本部長付、本部員、本部事務局職員（1～2名） | 1 現地本部長の補佐。 2 現地本部長が不在若しくは事故あるときの代理となること。 |
| 本部班 | 各支所等当該施設所属職員 本部事務局派遣職員 応援配備職員 （3～5名） | 1 所管する地域の災害対策の総合調整に関すること。 2 避難指示等現地本部長指令に関すること。 3 本庁舎本部及び各部との連絡に関すること。 4 関係機関、自主防災組織、事業所、その他団体との連絡調整に関すること。 5 資機材の調達、食事の用意その他現地本部の庶務に関すること。 6 その他本部事務局の分掌事務。 |
| 情報班 | 各支所等当該施設所属職員 本部事務局派遣職員 応援配備職員 （10～20名） | 1 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集及びとりまとめに関すること。 2 その他災害時の広報に関すること。 3 災害に関する相談業務に関すること。 4 その他該当班の分掌事務。 |

| | | |
|-------|---------------------------------|--|
| 救援対策班 | 本部事務局派遣職員 応援配備職員 (20～40名) | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の誘導及び収容に関する事。 2 要搜索者名簿の作成に関する事。 3 生活救援活動に関する事。 4 医療救護活動に関する事。 5 ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。 6 行方不明者の搜索、遺体の処理の協力に関する事。 7 その他該当班の分掌事務。 |
| 土木対策班 | 応援配備職員 (20～40名) | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路の確保その他土木救援活動に関する事。 2 災害危険箇所に関するパトロールその他の危険回避のための監視に関する事。 3 行方不明者の搜索、遺体の処理の協力に関する事。 4 その他土木対策班の分掌事務。 |
| 水道対策班 | 本部事務局派遣職員 応援配備職員 (10～20名) | <ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 応急給水活動に関する事。 3 水質検査に関する事。 4 その他水道対策班の分掌事務。 |
| 消防対策班 | 所管地域消防団員 (所属数) | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害及び火災の警戒及び防ぎよ。 2 救急及び被災者の救助。 3 避難者の誘導。 4 災害情報の収集及び広報。 5 行方不明者及び遺体の搜索。 6 その他消防・救助活動に関する事。 |

※ () 内の人数は一応の目安

8 現地連絡所

本部長は、災害の状況によりその必要があると認めたとき、小中学校その他災害現地の適当な場所に現地連絡所を置く。

現地連絡所の要員は、各当該施設所属職員、事前指名職員及び避難所担当部職員のうち現地の状況をよく知る職員を選抜・派遣し、避難所運営のための複数の職員が兼務する。

9 被災者総合支援センター

(1) 被災者総合支援センター開設の目的

被災から立ち直るために各部が実施する支援対策（サービス）関連の問合せ・受付等窓口を1か所にまとめることにより、各種救援サービスの受給を容易にし、また、カウンセリング係を置くことでトラブルや不満発生の未然防止、被災者のニーズ把握のために開設する。併せて、災害による精神的・物質的打撃を受けた被災者の「こころのケア対策」の一環としても開設する。

(2) 開設担当部

被災者総合支援センターの開設は、市長公室が担当する。市長公室長は、災害の態様等によりその必要があると認めた場合は、本庁舎1階憩の広場内等において被災者総合支援センターの開設に着手し、本部長から開設の指示を得る。

また、各部長に開設の旨を連絡し、関係機関を含む要員の派遣、各種資料・申請用紙の準備その他必要な措置をとるよう要請する。

(3) 被災者総合支援センターの設置概要

被災者総合支援センターは、各部からの派遣職員により構成・運営されるものであり、概ね次

を目安として設置される。センターの開設基準及び具体的な運営方法については、災害時に迅速な対応が図れるよう、事前にマニュアルを策定する。

表一 被災者総合支援センターの設置概要

| 事 項 | | 留 意 事 項 そ の 他 |
|--|----------------------------|---|
| 担 当 者 | 開設・調整業務 | 市長公室、人口対策部職員が担当する |
| | 相 談 業 務 | 各部職員を派遣し要員とする。主な分掌事務は次のとおり |
| | 市 長 公 室 | 災害情報の広報、法律相談、その他分掌の明らかでない事項に関する相談、女性の災害相談 |
| | 企 画 部 | 義援金の受付・配分計画・支給、公用負担などによる損失補償、弁償等 |
| | 税 務 部 | 建築物の権利関係の確認、税の減免、り災証明書、被災届出受理証 |
| | 市 民 環 境 部 | 要搜索者名簿の閲覧、保険相談、交通安全対策、遺体の埋火葬許可、国民年金、災害による廃棄物の収集・処理環境衛生、環境保全 |
| | 保健福祉部・こども部 | 医療・健康、国民健康保険、福祉全般 |
| | 経 済 部 | 救助物資全般、職業のあっせん、農林業・商工業相談全般 |
| | 土 木 部 | 建築物、応急仮設住宅等住宅救援対策全般、道路対策、河川・排水路、急傾斜地 |
| | 上 下 水 道 部 | 水道・下水道 |
| | 教 育 委 員 会 | 避難所入所者に関する問合せ、教育相談、文化財に関する相談 |
| カウンセリング | 市長公室職員若しくは専門ボランティアの協力を得て行う | |
| ※ 可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請 | | |

(4) 専用回線の設置及び広報

被災者総合支援センターの開設に当たっては、住民からの問合せに対応できる専用回線を設置するとともに、施設の開設及び施設の連絡先について、速やかに住民への広報を行う。

第2 国の現地対策本部との連携

市及び県は、国の非常（緊急）災害現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

第3節 気象情報等計画

気象及び水防に関する警報、注意報及び伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施するための計画である。

| 項目 | 実施担当 |
|------------------|-------------------------------------|
| 第1 特別警報・警報・注意報 | 情報・記録班、水戸地方気象台、県、下館河川事務所、東日本電信電話(株) |
| 第2 洪水予報河川の洪水予報 | 情報・記録班、水戸地方気象台、下館河川事務所、筑西土木事務所 |
| 第3 水位周知河川の水位情報等 | 情報・記録班、下館河川事務所、筑西土木事務所 |
| 第4 土砂災害警戒情報 | 情報・記録班、水戸地方気象台 |
| 第5 火災気象通報 | 情報・記録班、水戸地方気象台 |
| 第6 異常現象発見者の通報義務等 | 情報・記録班、受付班、消防本部、警察署、県、水戸地方気象台 |

第1 特別警報・警報・注意報

1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

市における特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は、次のとおりである。

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 気象注意報

| 種類 | 発表基準 |
|----------|--|
| 大雨注意報 | <ul style="list-style-type: none"> 大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には表面雨量指数基準が10、土壌雨量指数基準が95以上になると予想される場合。 |
| 洪水注意報 | <ul style="list-style-type: none"> 大雨、長雨等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、流域雨量指数基準が観音川流域=9.5、大谷川流域=10.3、五行川流域=17以上になると予想される場合。 |
| 強風注意報 | <ul style="list-style-type: none"> 強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。 |
| 風雪注意報 | <ul style="list-style-type: none"> 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には降雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。 |
| 大雪注意報 | <ul style="list-style-type: none"> 大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には12時間の降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。 |
| 雷注意報 | <ul style="list-style-type: none"> 落雷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 |
| 濃霧注意報 | <ul style="list-style-type: none"> 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には視程が陸上で100m以下になると予想される場合。 |
| 乾燥注意報 | <ul style="list-style-type: none"> 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には水戸地方気象台における最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下になると予想される場合。 |
| 低温注意報 | <ul style="list-style-type: none"> 低温により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には最低気温が夏期に15℃以下の日が2日以上継続すると予想される場合、又は冬期に氷点下7℃以下になると予想される場合。 |
| 霜注意報 | <ul style="list-style-type: none"> 霜により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には早霜・晩霜期に最低気温が+3℃以下になると予想される場合。 |
| 着氷・着雪注意報 | <ul style="list-style-type: none"> 著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 |

(2) 気象警報

| 種類 | 発表基準 |
|-------|--|
| 大雨警報 | <ul style="list-style-type: none"> 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には表面雨量指数基準が21、土壌雨量指数基準が139以上になると予想される場合。 |
| 洪水警報 | <ul style="list-style-type: none"> 大雨、長雨等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、流域雨量指数基準が観音川流域=11.9、大谷川流域=12.9、五行川流域=24.3以上になると予想される場合。 |
| 暴風警報 | <ul style="list-style-type: none"> 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。 |
| 暴風雪警報 | <ul style="list-style-type: none"> 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合（雪を伴う）。 |
| 大雪警報 | <ul style="list-style-type: none"> 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には12時間の降雪の深さが10cm以上になると予想される場合。 |

(3) 気象特別警報

| 種類 | 発表基準 |
|---------|---|
| 大雨特別警報 | <ul style="list-style-type: none"> 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想されるため、特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。 |
| 大雪特別警報 | <ul style="list-style-type: none"> 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。 |
| 暴風特別警報 | <ul style="list-style-type: none"> 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。 |
| 暴風雪特別警報 | <ul style="list-style-type: none"> 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。 |

※1 発表基準欄に記載した数値は、茨城県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

※2 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。

(4) その他

① 台風情報（台風第〇〇号に関する気象情報）

台風情報は、台風の中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、風速25m/s以上の暴風域、風速15m/s以上の強風域、進路予報を内容としている。台風が日本に接近したときには、台風の位置情報は1時間ごと（毎正時）、進路予報は3時間ごと（3、6、9、12、15、18、21、24時）に発表される。

② 大雨情報（大雨等に関する情報）

大雨情報は、現在観測している又は予想される大雨の分布、その強弱、盛衰、移動などの状況について、具体的に記述、図示される。

③ 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、大雨警報を発表中に、1時間に100mm以上が観測される場合等、数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨を観測もしくは解析した場合に、更なる警戒を喚起するため「いつ」、「どこで」、「どの程度」だけが示される。

④ 竜巻注意情報

雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨が速報される。

また、水戸地方気象台では、局地的に発生し急激に発達する激しい突風や雷による災害の防止・軽減に向けて、竜巻等の発生確度や雷の激しさを予測した「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」が提供されている。

⑤ 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。

2 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用

（1）注意報・警報の細分区域

気象庁の発表する気象警報・注意報の発表区域は、筑西市の場合、府県予報区は「茨城県」、一次細分区域は「南部」、市町村等をまとめた地域は「県西地域」である。

（2）その他

水戸地方気象台（気象庁）は、特別警報・警報・注意報とは別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。

気象情報には、数日後に災害が予想される場合に予告的な発表をするものと、注意報・警報を補完するために発表するものがある。

① 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報、台風情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

② 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

③ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、「茨城県北部」・「茨城県南部」で発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

④ 災害時気象支援資料

水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

⑤ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

| 種 類 | 概 要 |
|---|---|
| 土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分 布）※ | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布） | 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 |
| 洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布） | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 流域雨量指数 の予測値 | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 |

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

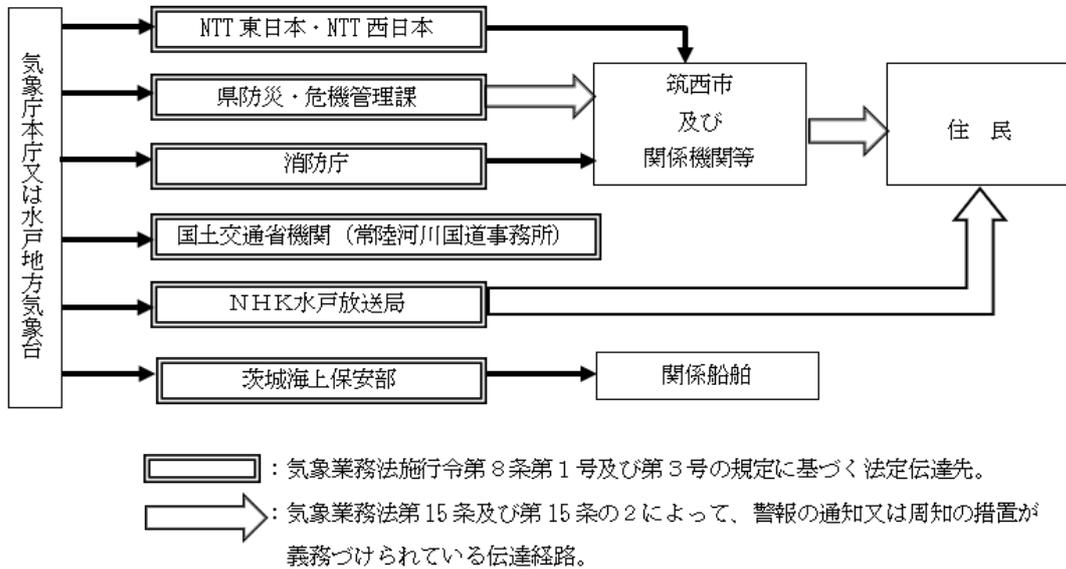
3 特別警報・警報の伝達

水戸地方気象台が発表する特別警報・警報は、次に示す伝達系統図により通知される。

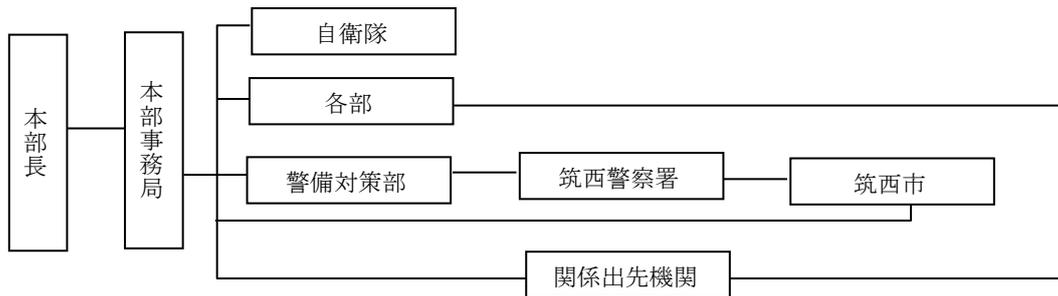
市は、茨城県防災情報ネットワークシステム等により警報等を受信する。また、特別警報の

場合は、住民等に直ちにその旨を伝達する。

(1) 水戸地方気象台からの伝達系統



(2) 県からの伝達系統



(3) 日本電信電話株式会社（NTT東日本又はNTT西日本）関係

水戸地方気象台からNTT番号情報㈱に通報された警報・特別警報は、NTT東日本又はNTT西日本の通信系統により市に伝達される。

この場合、警報・特別警報の種類だけで内容については伝達されない。

(4) 日本放送協会（NHK）関係

水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送（IBS）もこれに準じている。

(5) 県警察本部関係

水戸地方気象台から通報される情報は、県防災・危機管理課を経由して県警察本部（警備課）に警察の通信系により各警察署に伝達される。

(6) その他

この他、主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報している。

4 注意報及び気象情報の伝達

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

5 水防警報

(1) 水防警報の種類

表一水防警報の種類

| 種類 | 内 容 | 発 表 基 準 |
|-----|--|---|
| 待 機 | 1. 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 | 気象情報、警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。 |
| 準 備 | 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 | 雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。 |
| 出 動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 | 洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。 |
| 指 示 | 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。 | 洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。 |
| 解 除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。 | 氾濫注意水位以下に下降したとき。または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |
| 情 報 | 雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。 | 状況により必要と認めるとき。 |

図-水防警報の伝達系統：鬼怒川、小貝川、大谷川

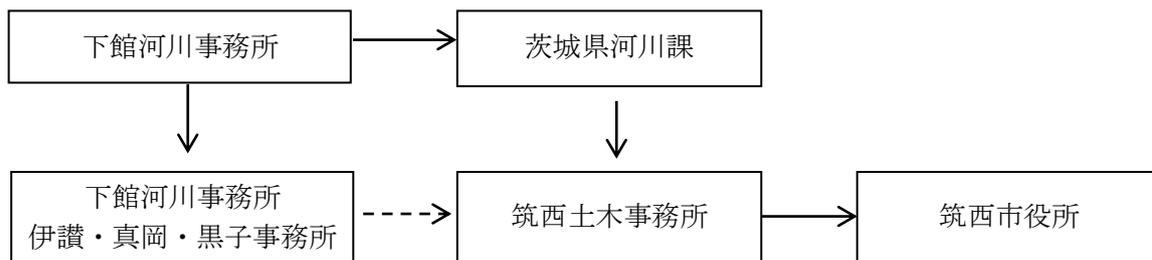


図-水防警報の伝達：五行川（茨城県管理区間）

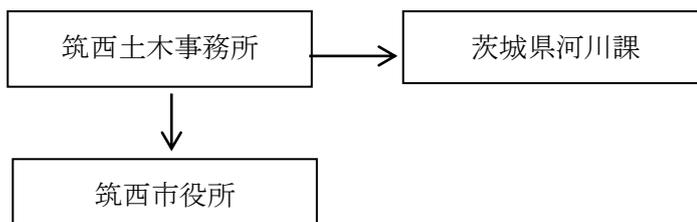
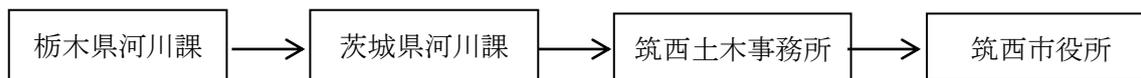


図-水防警報の伝達：田川、五行川（栃木県管理区間）



第2 洪水予報河川の洪水予報

河川管理者は气象台と共同で下記の河川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表（警戒レベル2～5に相当する）したときは、市、土木事務所及び関係機関にその旨を伝達する。また、水戸地方气象台は、報道機関等に通報する。

市は、浸水想定区域内の住民、要配慮者利用施設管理者等にその旨を伝達する。

| 洪水予報河川名 | 河川管理者 | 気象官署 |
|---------------|-------------------------|----------------------|
| 鬼怒川（田川放水路含む。） | 国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所 | 水戸地方气象台 ・宇都宮地方气象台 |
| 小貝川（大谷川含む。） | | |
| 五行川（上流） | 栃木県 | 宇都宮地方气象台 |
| 田川 | | |

第3 水位周知河川の水位情報等

筑西土木事務所は、下記の水位周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、市に伝達する。

市は、浸水想定区域内の住民、要配慮者利用施設管理者等にその旨を伝達する。

| 水位周知河川名 | 河川管理者 | 基準水位観測所 |
|---------|-------|---------|
| 五行川（下流） | 茨城県 | 仙在 |

第4 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で発表する。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる（危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する）。

第5 火災気象通報

水戸地方気象台は消防法第22条第1項に基づき、気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災気象通報をもってその状況を知事に通報するものとする。市長は知事からこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令するものとする。

1 通報の実施基準

| 実施官署 | 実施基準 |
|---------|---|
| 水戸地方気象台 | 実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。 |

2 通報の対象地域

市町村単位で通報する。

第6 異常現象発見者の通報義務等

- 1 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は消防本部又は警察官に通報しなければならない。
また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 2 住民から消防本部、警察官が通報を受けた場合は、市長に速やかに通報連絡するものとする。
- 3 発見者から通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく、県、水戸地方気象台及び防災関係機関に通報すると同時に、住民その他関係団体にも周知させるものとする。

第4節 通信手段の確保

本節について「地震編 第3編—第2章—第1節 通信手段の確保」を参照すること。

第5節 災害情報の収集・伝達・報告

災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

情報の収集・伝達に当たっては、地理空間情報の活用を図り、情報の視覚化及び共有化に努める。

| 項目 | 実施担当 |
|-------------|---------------|
| 第1 被害状況の把握 | 情報・記録班、受付班 |
| 第2 情報のとりまとめ | 情報・記録班 |
| 第3 県への報告 | 情報・記録班、対策・物資班 |

第1 被害状況の把握

1 市の行政機能の確保状況の把握

市は、台風・洪水等の大規模災害により被災した場合、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市行政機能チェックリストにより県に報告するとともに、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

- (1) トップマネジメントは機能しているか。
- (2) 人的体制（マンパワー）は充足しているか。
- (3) 物的環境（庁舎施設等）は整っているか。

2 被害状況の把握

(1) 収集すべき被災情報

災害が発生したとき、各部長は、その所管する施設、事項に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について直ちに情報収集活動をはじめ、本部長に報告すべき内容をまとめておく。災害発生後直ちに収集すべき情報は、茨城県防災情報ネットワークシステムに基づくが、概ね次のとおりとする。

- ① 浸水の被害状況
- ② 市民等の被災状況、避難状況、安否情報（行方不明者等）、要望
- ③ 防災対策基幹施設等の被災の有無に関する情報（庁舎、消防本部・署、ライフライン施設、病院等）
- ④ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（鬼怒川・小貝川等河川堤防、がけ・急傾斜地、住宅密集地、危険物等取扱施設）
- ⑤ 交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（国道50号、294号（特に立体交差部）、幹線道路、その他重要な道路、橋梁・陸橋、ガード、鉄道線路・駅舎等）
- ⑥ 建築物の被害状況
- ⑦ 現地での応急対策活動での問題点
- ⑧ 廃棄物（土砂、流木、稲わら、葦等）の滞留状況

(2) 情報収集上の役割分担

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員及び配備された職員があたる。また、各部課においては、情報収集担当者を割りあてるなど、災害時の情報収集体制について事前に整備する。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、概ね次の表のとおりである。

表一市及び防災関係機関の調査分担の一覧

| 調査実施者 | | 収集すべき被害状況等の内容 |
|---------------------------------------|------------------------|--|
| 市 | 各施設を管理する部 (管 理 者) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否 ○ 所管施設の物的被害及び機能被害の有無 ○ 所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況 |
| | 職務上の関連部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農・商工業施設、危険物等取扱施設の物的被害の有無 ○ 災害危険箇所等の被災の有無・現在の状況 ○ 火災発生状況 ○ 避難の必要の有無及びその状況 ○ 主要な道路、橋梁、ガード等の被災状況 ○ 救急・救助活動の必要の有無及びその状況 ○ 住家の被害その他の物的被害 ○ 電気・LPガス・電話その他の被害 ○ 防災対策基幹施設・事業所・団体等の対策能力の現況 ○ 災害地市民の動向及び要望事項 ○ 現地活動実施上の支障要因等の状況 ○ その他本部長が必要と認める特命事項 ○ 現地連絡所からの報告のとりまとめ |
| 筑西消防署 川島分署 関城分署 明野分署 協和分署 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての人的被害（他で調査した人的被害の集計） ○ 住家の被害（物的被害） ○ 火災発生状況及び火災による物的被害 ○ 危険物取扱施設の物的被害 ○ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 ○ 避難道路及び橋梁の被災状況 ○ 避難の必要の有無及びその状況 ○ 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項 |

(3) 災害情報の収集・伝達手段

災害情報の収集・伝達は、一般加入電話及び携帯電話、防災行政無線、茨城県防災情報ネットワークシステム等によって実施する。なお、一般加入電話等が途絶した場合などにおいては、「第2編第3章第4節 通信手段の確保」に基づき、代替通信手段を確保して実施するものとする。

(4) 災害地調査

本部事務局長は、本部が設置されたとき、もしくはその必要があると認めたときは、本部事務局情報・記録班による災害情報収集活動を実施する。

なお、本部長は、災害地の実態を把握し災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ本部事務局長に対して、災害地調査の実施を命ずる。

また、消防団、自主防災組織等から被害情報が収集できるよう、平常時より連絡体系の整備を行う。

第2 情報のとりまとめ

1 情報の総括責任者

| 区 別 | 情報の総括責任者 | |
|-------|-------------|--------|
| | 災害対策本部職名 | 平常時職名 |
| 総括責任者 | 本部事務局長 | 市民環境部長 |
| 取扱責任者 | 本部事務局消防防災課長 | 消防防災課長 |

2 各部から本部長への報告

各部は、事務局情報・記録班を通じて本部長へ、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

3 被害状況のとりまとめ

本部事務局長は、各部からの情報をとりまとめる。その際は、以下の点に留意する。

- ① 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
 - ※ 全ての情報は地理空間情報等の活用により、図上に整理し「被害の全体像」の視覚化と、部・班全職員レベルに至るまでの「情報の共有化」に努めること。
- ② 至急確認すべき未確認情報の一覧
- ③ 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧
 - ※ 例えば、悪質なデマ・ウワサに類することや確認の手順を踏む「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」など。
- ④ 情報の空白地区の把握
 - ※ 大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。
- ⑤ 被害軽微もしくは無被害である地区の把握
- ⑥ 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握
 - ※ 以上については、図上に明記し視覚化する。

4 情報の共有

災害対策本部は、取りまとめた情報、本部員会議の結果、本部長指示等を、庁内 LAN、放送等を用いて、速やかに各部と共有する。

第3 県への報告

1 報告基準

市は、市域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して茨城県防災情報ネットワークシステム等を利用して報告する。

- (1) 市災害対策本部を設置したとき
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- (3) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- (4) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

2 報告すべき主な事項

(1) 被害状況の情報

報告名称、報告状況、登録者、報告日時、報告者、発生日時、被災場所

(2) 報告種別

人的、建築物、浸水、火災、その他（河川、公共建築物等）、避難対応状況、本部設置状況

3 報告の実施手順

(1) 担当者

県（災害対策本部）への報告は、本部長の指示に基づき、本部事務局長が行う。なお、法令の定めに従いそれぞれ所要の報告については、各部長が県担当部あてに行う。

(2) 報告の方法

- ① 報告は、茨城県防災情報ネットワークシステム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。
- ② 確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行う。
- ③ 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、国（消防庁）に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告する。
 - ア 市災害対策本部が設置されたとき
 - イ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
 - ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
 - エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき
- ④ 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。
- ⑤ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- ⑥ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

表一 本部事務局が県に行う被害情報等報告の区分及び様式

| 報告の区分 | 報告の時期 | 留意事項 |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 即報 (第一報) | 覚知後直ちに報告 災害の当初段階で災害概況即報として報告する | <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害及び住家被害を重点にする ・被害状況が十分把握できない場合であっても、第一報は迅速性を第一に報告する ・部分情報、未確認情報も可 |
| 即報 (逐次報) | 詳細が判明したものから逐次報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害概況即報として報告した情報をふくめ、確認された事項を報告する ・全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する ・被害の状況が十分把握できない場合であっても、毎日定時に迅速な被害状況報告に努める |

| | | |
|------|--------------------|--|
| 確定報告 | 応急対策 終了後 10 日以内 | <ul style="list-style-type: none">・災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告する・被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする |
|------|--------------------|--|

※ 資料編：筑西市の報告等様式

第6節 広報

本節について「地震編 第3編—第2章—第3節 災害情報の広報」を参照すること。

第7節 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保

本節について「地震編 第3編—第3章—第1節 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」を参照すること。

第8節 応援・受援

本節について「地震編 第3編—第3章—第2節 応援要請の実施及び受援体制の確保と応急措置の代行」を参照すること。

第9節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策

本節について「地震編 第3編—第3章—第4節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策」を参照すること。

第10節 災害警備

本節について「地震編 第3編—第4章—第1節 災害警備」を参照すること。

第11節 避難

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は、警戒レベル4避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して、早めの段階で警戒レベル3高齢者等避難の伝達を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止める。

特に、警戒レベル3高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する要配慮者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促

進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。また、市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

| 項目 | 実施担当 |
|-------------|--|
| 第1 避難指示等の発令 | 対策・物資班、県、筑西警察署、自衛隊 |
| 第2 警戒区域の設定 | 対策・物資班、建設班、県、筑西警察署、自衛隊、消防本部、消防団 |
| 第3 避難の誘導 | 市民安全班、避難収容第1班、避難収容第2班、筑西警察署、学校、事業者、交通機関等 |
| 第4 広域避難 | 対策・物資班、県、筑西警察署、自衛隊 |

第1 避難指示等の発令

1 発令の基準

風水害における警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示及び警戒レベル5 緊急安全確保は、原則として次のような事態になったときに行う。

| 発令 | 発令時の状況 | 住民に求める行動 | 判断基準 |
|---------------------------|-----------------|--|--|
| <p>警戒レベル3 高年齢者等避難</p> | <p>災害のおそれあり</p> | <p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <p>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> | <p>【洪水浸水想定区域】</p> <p>●洪水予報河川（鬼怒川・小貝川・大谷川）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位 鬼怒川（川島）：1.90m 小貝川（黒子）：5.10m）に到達し、かつ、水位予測において、引き続きの水位が上昇する予測が発表されたとき 2 指定河川洪水予報により、基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位 鬼怒川（川島）：2.90m 小貝川（黒子）：5.80m）に到達する予測が発表されたとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれのあるとき） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になったとき 4 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき 5 警戒レベル3高年齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（※夕刻時点で発令） <p>●水位周知河川（五行川）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位 五行川（桂橋）：2.36m（仙在）：3.09m）に達したとき 2 基準水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位 五行川（桂橋）：1.69m（仙在）：2.38m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき <ol style="list-style-type: none"> ①基準水位観測所の上流の水位が急激に上昇しているとき ②洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「警戒」（赤）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき） ③基準水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき 3 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき 4 警戒レベル3高年齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（※夕刻時点で発令） <p>●その他河川等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「警戒」（赤）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき） 2 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき 3 警戒レベル3高年齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（※夕刻時点で発令） |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>【土砂災害警戒区域】</p> <p>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったとき</p> <p>2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき） （※夕刻時点で発令）</p> |
|--|--|--|--|

| 発令 | 発令時の状況 | 住民に求める行動 | 判断基準 |
|-------------|---|--|---|
| 警戒レベル4 避難指示 | <p>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p> | <p>・危険な場所から全員が立退き避難する。 ・立退き避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急待避や屋内待避の措置をとる。</p> | <p>【洪水浸水想定区域】</p> <p>●洪水予報河川（鬼怒川・小貝川・大谷川）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の前兆があるとき 2 指定河川洪水予報により、基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位 鬼怒川（川島）：2.90m 小貝川（黒子）：5.80m）に到達したとき 3 基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想されるとき（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想されるとき） 4 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になったとき 5 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき 6 鬼怒川ダム統管理事務所から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があったとき 7 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（※夕刻時点で発令） 8 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（※暴風警報の発表後、速やかに発令） <p>●水位周知河川（五行川）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の前兆があるとき 2 基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位 五行川（桂橋）：2.75m（仙在）：3.63m）に達したとき 3 基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位 五行川（桂橋）：2.36m（仙在）：3.09m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき <ol style="list-style-type: none"> ①基準水位観測所の上流の水位が急激に上昇しているとき ②洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「非常に危険」（うす紫）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき） ③基準水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき 4 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（※夕刻時点で発令） 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（※暴風 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>警報の発表後、速やかに発令)</p> <p>●その他河川等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の前兆があるとき 2 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「非常に危険」（うす紫）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき） 3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（※夕刻時点で発令） 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（※暴風警報の発表後、速やかに発令） <p>【土砂災害警戒区域】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の前兆があるとき 2 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表されたとき 3 土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったとき 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（※夕刻時点で発令） 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い、接近・通過することが予想されるとき（※暴風警報の発表後、速やかに発令） 6 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）や流木の流出が発見されたとき |
|--|--|--|

| 発令 | 発令時の状況 | 住民に求める行動 | 判断基準 |
|-----------------------------|--|--------------------------|--|
| <p>警戒レベル5</p> <p>緊急安全確保</p> | <p>・既に災害が発生している状況</p> <p>・人的被害の発生した状況</p> <p>※災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令</p> | <p>・命を守るための最善の行動をする。</p> | <p>【洪水浸水想定区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●洪水予報河川（鬼怒川・小貝川・大谷川） <ol style="list-style-type: none"> 1 基準水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達したとき（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高いとき） 2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になったとき 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたときや排水機場の運転を停止せざるをえないとき（※支川合流部の氾濫のため、発令対象区域を限定） 5 水防団、市職員、その他住民等からの報告等により災害の発生が把握できたとき 6 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できたとき） ●水位周知河川（五行川） <ol style="list-style-type: none"> 1 基準水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達したとき（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高いとき） 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたときや排水機場の運転を停止せざるをえないとき（※支川合流部の氾濫のため、発令対象区域を限定） 4 水防団、市職員、その他住民等からの報告等により災害の発生が把握できたとき 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できたとき） ●その他河川等 <ol style="list-style-type: none"> 1 水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達したとき 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたときや排水機場の運転を停止せざるをえないとき（※支川合流部の氾濫のため、発令対象区域を限定） 4 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき 5 水防団、市職員、その他住民等からの報告等により災害の発生が把握できたとき 6 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できたとき） |

| | | |
|------|--|---|
| | | <p>【土砂災害警戒区域】</p> <p>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表されたとき</p> <p>2 水防団、市職員、その他住民等からの報告等により災害の発生が把握できたとき</p> <p>3 土砂災害の発生が確認されたとき</p> |
| <備考> | | <ul style="list-style-type: none"> 避難対象区域は洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域を基本とするが、状況に応じて区域を限定したり、拡大する場合がある。 表中の各河川の基準水位観測所における水位については、資料編「13 河川及び水防」を参照すること。 |

2 警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示

市長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。

（1）避難指示等の実施者

避難指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施する。

また、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、警戒レベル4避難指示の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言する。

国土交通省及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

表一 避難指示等の実施者

| 実施者 | 種類 | 要件 | 根拠 |
|-----|----------|--|-------------------------|
| 市長 | 災害全般（指示） | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるときは立退き避難を指示できる。 また、立退きによって生命に危険が及ぶおそれがあるときは屋内待避等の安全確保を指示できる。 | 災害対策基本法 第56条 第60条 |
| 知事 | 災害全般（指示） | 市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。 | |
| 警察官 | 災害全般（指示） | 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき立退き避難又は屋内待避等の安全確保措置を指示できる。 | 災害対策基本法 第61条 |
| | | 警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫しているときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。 | 警察官職務執行法 第4条 |

| 実施者 | 種類 | 要件 | 根拠 |
|----------------------|--------------|---|------------------|
| 自衛官 | 災害全般 (指示) | 災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないときに立退き避難を指示できる。 | 自衛隊法 第94条 |
| 知事、その命を受けた職員 | 地すべり (指示) | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときに立退き避難を指示できる。 | 地すべり等防止法 第25条 |
| 知事、その命を受けた職員 又は市長 | 洪水 (指示) | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときに立退き避難を指示できる。 | 水防法 第29条 |

(2) 避難指示等の発令

避難指示等の発令の際には、避難所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知しておく。

市長は、発災時に躊躇なく避難指示等を発令できるよう、あらかじめ災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成したり、タイムラインを活用するなど体制を整え、警戒レベル3高齢者等避難を適切に発令するよう努める。

3 警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示の内容

避難指示等を発令した場合は、市は次の内容を明示して実施する。なお、避難指示等の発令に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な活動の喚起に努める。

- (1) 避難（準備）が必要な地域（町丁目名、施設名等）
- (2) 避難先及び避難経路（安全な方向及び避難場所の名称）
- (3) 避難（準備）の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (4) その他（避難行動時の携帯品、避難行動要支援者の優先避難・介助の呼びかけ等）

4 避難指示等の周知

避難指示等を発令した場合は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

- (1) 関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し、報道機関の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。
- (2) 住民への周知に当たっては、文書（点字版を含む）や掲示板、インターネット、緊急速報（エリア）メール等により周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知を徹底する。
- (3) 自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知もれを防ぐよう努める。
- (4) 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動

の喚起に努める。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知する。

- (5) 避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意する。
- (6) 堤防決壊による急速な氾濫拡大や暴風雨等により、安全な緊急避難場所等へ避難する時間的余裕がない場合や、避難行動がかえって危険な場合は、自宅を含めた堅牢建物の上層階に避難する垂直避難も考慮する。
- (7) 住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には避難指示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努める。
- (8) 情報の混乱防止に努める。
- (9) 避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

なお、避難措置解除の連絡は、避難指示等の伝達に準じて行う。

5 関係機関相互の連絡

市長が避難指示等を発令したときは、県、県警察本部、隣接自治体、自衛隊、学校施設等の管理者等へ連絡する。

なお、市長は避難指示等を発令したときは、下記の事項について速やかに知事に報告しなければならない。

- 発令者
- 避難の対象区域
- その他必要な事項
- 発令の理由及び発令日時
- 避難場所

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長は、前記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

表一 警戒区域の設定権者

| 設定権者 | 種類 | 要件 | 根拠法令 |
|------|------|---|-------------|
| 市長 | 災害全般 | 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき | 災害対策基本法第63条 |
| 知事 | 同上 | 上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき | 災害対策基本法第73条 |
| 警察官 | 同上 | 上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき | 災害対策基本法第63条 |
| 自衛官 | 同上 | 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。 | 災害対策基本法第63条 |

| | | | |
|--------------------|---------------|---|-------------------------|
| 消防吏員 又は 消防団員 | 水災を除く 災害全般 | (危険物の漏えい現場等で) 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき | 消防法 第28条 (第23条の2) |
| 警察官 (警察署長) | 同上 | 上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき | |
| 消防機関に属する者 | 洪水 | 水防上緊急の必要がある場所において | 水防法 |
| 警察官 | 同上 | 上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき | 第21条 |

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

第3 避難の誘導

市は、台風など事前に予測可能な災害については、あらかじめ水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮した避難誘導計画の作成に努める。

1 避難誘導の方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。

- (1) 避難誘導に当たり、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定する。
- (3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。
- (4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (5) 住民に対し、要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。
- (6) 避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治会等の単位で行う。
- (7) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（市の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めること。
- (8) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努める。

2 避難の体制

(1) 避難誘導体制

広域的な延焼火災が発生するなど、避難指示が市長より発令された場合において、教育部長は、

あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点それぞれに、現地の状況をよく知る複数の市職員を派遣する。派遣された職員は、市長からの指示・情報等の収受にあたりとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力により市民等を危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

(2) 要配慮者の優先避難誘導

- ① 避難の誘導は、要配慮者、その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させる。
- ② 避難行動要支援者名簿に登録されている避難行動要支援者については、個別避難計画で定めた地域支援者を中心に、災害時地域リーダーと協力しながら、避難誘導を行う。また、あらかじめ本人の同意が得られていない等の理由で情報が提供・共有されていない要配慮者についても、可能な限り支援の輪を広げ、迅速な安否確認や避難誘導に努める。
- ③ 交差点や橋梁・ガード等の混雑予想地点においては、要配慮者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。

(3) 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、認定こども園、保育所、事業所、大規模店舗その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし学校、幼稚園、認定こども園、保育所、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められる時は、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じる。

(4) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講じる。

3 住民の避難対応

(1) 避難の優先

避難に当たっては、要配慮者の避難を優先する。

(2) 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券）、手拭、チリ紙等）等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

4 避難の受入れ

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

5 避難の完了報告

避難の誘導にあたった市職員は、安全な地域・施設への避難を完了させた後、完了報告を教育部長へ速やかに行う。

第4 広域避難

市は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めておくよう努める。

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待つ時間的余裕がないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求協議を当該市町村に代わって行う。

第12節 緊急輸送

本節について「地震編 第3編—第4章—第3節 緊急輸送」を参照すること。

第13節 交通計画

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、又は交通の混乱により応急対策に支障を来すおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによるものとする。

| 項目 | 実施担当 |
|---------------|-----------------------|
| 第1 交通の確保 | 土木班、筑西警察署、公安委員会、道路管理者 |
| 第2 緊急輸送道路の確保 | 土木班 |
| 第3 道路、橋梁の応急対策 | 土木班 |

第1 交通の確保

1 パトロールの強化

災害時には危険区間のパトロールを強化する。

2 緊急通行車両の確認申請等

(1) 緊急通行車両等の事前届出

市は、緊急通行車両の確認手続きの効率化・簡略化を図るため、筑西警察署を經由して緊急通行車両の事前届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく。

(2) 緊急通行車両の確認申請

緊急通行車両の確認申請は、筑西警察署及び交通検問所において、緊急通行車両等事前届出済

証を提出して行う。ただし、あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、筑西警察署において、緊急通行車両等確認申請の手続きを行う。

(3) 標章等の取り扱い

緊急通行車両と確認された車両については、県公安委員会より、標章（資料編：緊急通行車両確認のための標章）及び緊急通行車両等確認証明書を受け、標章については、車両全面の見やすい場所に掲示し、証明書については当該車両に備え付けておくものとする。

3 代替公共交通手段の確保

災害時道路交通規制を適切に行うため、公共バスやタクシーの多人数利用などにより、必要な代替公共交通手段の確保に努める。

4 交通規制の実施

表一 規制の種類

| 根拠法令 | 規制内容 |
|-------------------------------|---|
| 道路法に基づく規制 (同法第46条) | 災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限（重量制限を含む）する。 |
| 道路交通法に基づく規制 (同法第4条、5条及び6条) | 災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官は、歩行者又は車輛の通行を禁止し又は制限する。 |
| 災対法に基づく規制 (同法第76条) | 災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する。 |

- (1) 市道における道路施設の被害により危険な状態が予想され、もしくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制を行うものとする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行うものとする。
- (2) 市道以外の道路施設でその管理者に通知し、規制する時間的余裕がないときは、筑西警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災害対策基本法第63条により警戒区域を設定し、立入りを制限し、もしくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。
- (3) 市長は、災害時に交通の危険が生ずると認められる場合は筑西警察署長と協議のうえ、必要な通行の禁止又は制限措置をとり道路法第45条に規定する道路標識を設置する。
- (4) 交通の妨害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他の障害物及び危険物の除去並びに損壊した道路、橋梁等の応急補修、復旧、機能確保にあたる関係機関（電気・通信・鉄道等を含む）と緊密な連絡を保持して、その作業の進行状況と併せ交通の確保を図る。

5 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止するものとする。

6 情報の収集及び交換

市長は、筑西警察署長と協力して通行の禁止又は制限に必要な情報の収集及び交換に努める。

また、情報担当者を指定して気象及び道路状況の情報収集にあたらせる。

7 広報

- (1) 道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通渋滞の緩和や安全に協力を求める。また、併せて近隣市町に対しても速やかに規制の内容を通知するものとする。
- (2) 道路管理者は、ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用する。
- (3) 市は、交通規制区域内でとられる交通規制措置について、迂回ルート等の案内看板の主要地点への設置や、緊急迂回等ルートマップの作成・配布などにより周知徹底に努める。

8 運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
 - ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - ④ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。
 - ① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

第2 緊急輸送道路の確保

1 被害状況の把握

被害状況を迅速、かつ、的確に把握するため、組織機能を有効に活用して調査、把握し各関係

機関に連絡する。

2 緊急輸送道路啓開の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに筑西土木事務所に報告する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確保を図るものとする。

3 啓開資機材の確保

市は、市保有の資機材及び市内関係業者、関係機関から資機材を調達し道路を啓開する。

第3 道路、橋梁の応急対策

道路、橋梁の被害によって、交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。道路、橋梁の被災時は、「第3編第7章第2節第1 道路の応急復旧」に準じて応急対策を実施する。

第14節 消防活動、救助・救急活動

災害時における消防活動を円滑、適切に実施するため市が定める消防計画に基づき活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。

| 項目 | 実施担当 |
|--------------|--|
| 第1 消防活動体制の整備 | 消防本部、消防団、自主防災組織、住民 |
| 第2 応援協力体制の確立 | 対策・物資班 |
| 第3 救助・救急活動 | 対策・物資班、都市整備班、下水道班、消防本部、消防団、自主防災組織、健康増進班、建設業者、消防団、自主防災組織、住民、事業所 |

第1 消防活動体制の整備

1 消防活動の実施体制

市及び消防本部は、地域における台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておく。

また、その区域内における危険地域のうち、概ね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図るものとする。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) がけくずれ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（高層建築物、危険物及び放射線関係施設等）

2 災害発生前後の消防本部の活動

市域に大規模な災害が発生するおそれがあるときもしくは大規模な災害が発生したとき、消防本部に消防本部災害対策室を設置し、火災の発生状況、道路の損壊状況その他災害時消防活動上必要な情報収集、他部・関係機関との連絡・調整を行う。

市長は、消防長との連携を図りながら、消防団等の動員、運用等の決定を行い、消防活動の迅速な実施に努める。

表一 災害発生前後の初動措置

| 消防本部情報室 | 署・分署・消防分団 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○指令回線の試験 ○無線局の試験 ○市役所・関係機関との連絡 ○情報の収集と連絡 ○電源の確保 ○その他必要事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○署・分団周辺の情報収集 ○全車両の署・所前移動及び点検整備 ○全無線局の開局 ○地区内の自衛消防団・自主防災組織との連絡 ○本部への増強部隊の要請 ○道路調査及び水利等の被害調査 ○火気点検処理 ○警防資機材の増強 ○電源の確保 |

(1) 情報収集・伝達

消防長は、119番通報、駆け込み通報、災害対策本部の情報、消防団員等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

消防長は、災害の状況を市長及び知事に報告するとともに、応援申請等の手続きに遅れのないよう努める。

第2 応援協力体制の確立

市及び消防本部は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、茨城県広域消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

応援消防隊の集結場所は、概ね以下の地点を指定し、各地点に方面指揮所を置き、応援隊の投入重点地区の指定その他必要な指揮統括を行う。なお、その他必要な事項については、筑西広域消防本部消防計画による。

表一 応援消防隊の集結場所

| 担当方面 | 集結場所 | 所管 | 方面指揮 |
|------|----------|------|-------------|
| 市中央部 | 筑西広域消防本部 | 消防本部 | 筑西消防署 |
| 市西部 | 下館運動公園 | 〃 | 筑西消防署（川島分署） |
| 市南西部 | 関城運動場 | 〃 | 筑西消防署（関城分署） |
| 市南部 | 明野公民館 | 〃 | 筑西消防署（明野分署） |
| 市東部 | 協和の杜公園 | 〃 | 筑西消防署（協和分署） |

1 応援隊の派遣

消防本部は、非被災地の場合、茨城県広域消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急

消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

2 自主防災組織等による消火活動

(1) 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防本部に協力するよう努める。

(2) 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防本部に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう努める。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

(3) 消防団の活動

- ① 出火防止のため、居住地付近の住民に対し出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。出火した場合は、住民と協力して初期消火に全力をあげる。
- ② 情報収集は、分団隊ごとに情報収集担当者を指名し、初動期の火災状況等を団本部もしくは消防署（分署）に通報する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する事象の有無についても、同様とする。
- ③ 消防署隊への応援、道路障害排除等の活動を行う。
- ④ 要救助者の救出、負傷者の応急救護を行い、安全な場所へ搬送する。
- ⑤ 避難指示が出された場合は、地区内の住民に伝達するとともに、他分団隊、関係機関と連絡をとりながら住民を避難させる。また、避難場所の防護活動を行う。

第3 救助・救急活動

1 消防本部による救助・救急活動

(1) 通報連絡

災害発生の一報を受け、市、消防本部及び医療機関相互の連絡調整を迅速、適切に行う。

(2) 情報収集・伝達

消防本部は、119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続きに遅れないよう努める。

(3) 救助・救急要請への対応

消防本部は、出水後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

- ① 救助・救急活動は、自力脱出不能者を救助することを原則とし、緊急性の高い傷病者を

優先に、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

- ② 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
- ③ 要救助者の安全に留意して状況に応じて重機等を活用する。

(4) 救助資機材の調達

市は、家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。救助・救急活動において必要となる機材が不足することのないよう、医療機関や災害時応援協定締結者等と協議して、円滑な運用を図る。

なお、救助・救急機材等については、以下を目安として、迅速かつ広域的に行う。

表一救助・救急機材等

| 区分 | 緊急調達資機材等の一例 |
|------|---|
| 警防関係 | 消防用ホース、投光器、発電機 |
| 救急関係 | 集団救急用資機材、浄水装置、毛布、担架、防水シート、消耗品 |
| 救助関係 | 捜索用探知機、救助犬、特殊カメラ、削岩機、ブルドーザー、クレーン車等重機類、エンジンカッター、ジャッキ、チェーンソー、スコップ、ハンマー、バール、のこぎり、防塵メガネ、防塵マスク |
| その他 | 自転車、オートバイ、スクーター、消防無線電話装置、携帯無線機、衛星電話、簡易トイレ、テント、貯水タンク、車両応急修理用部品 |

(5) 医療救護所の設置

災害現場では必要に応じ医療救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

(6) 後方医療機関への搬送

- ① 医療救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。
- ② 消防本部は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。
- ③ 茨城県ドクターヘリコプター及び県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

(7) 応援派遣要請

市及び消防本部は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、茨城県広域消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して応援を要請する。また、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

応援隊の集結場所は、「本節第2(3) 応援協力体制の確立」を参照する。

2 自主防災組織等による救助・救急活動

(1) 民間の協力

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における民間人の通報・連絡・傷病者の移送等の協力がまっところがないので、十分な協力が得られるようあらかじめ配慮する。

(2) 市民・自主防災組織及び自衛消防団等の活動

市民・自主防災組織及び消防団、各業種別団体、事業所は、自らの居住地区において、可能な限り、消防隊・警察官・自衛隊等の救出救護活動に協力し地域における人的被害の軽減に努める。また、市や消防隊等の防災関係者から救助・救急活動等のため必要な建設用機械・資機材の要請があった場合は、積極的に提供に努める。

第15節 水防

水防は、水防計画及び本計画の定めるところにより行うものとする。

| 項目 | 実施担当 |
|-------------|--|
| 第1 水防の責任 | 対策・物資班、土木班 |
| 第2 指定水防管理団体 | 対策・物資班 |
| 第3 市の水防組織 | 総括班、対策・物資班、土木班、商工班、消防本部、筑西警察署、消防団、自主防災組織 |

第1 水防の責任

1 水防管理団体の責任（水防法第3条）

水防管理団体たる市は、各々その管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立
- (2) 水防団、消防団の整備
- (3) 水防倉庫、資機材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立
- (5) 平常時における河川、堤防、ため池等の巡視
- (6) 水防時における適切な水防活動の実施
 - ① 水防に要する費用の自己負担の確保
 - ② 水防団又は消防団の出動体制の確保
 - ③ 通信網の再点検
 - ④ 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
 - ⑤ 雨量、水位観測を的確に行うこと
 - ⑥ 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作
 - ⑦ 堤防、ため池等決壊及び決壊後の措置を講ずること

- ⑧ 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
- ⑨ 住民の水防活動従事の指示
- ⑩ 警察官の出動を要請すること
- ⑪ 避難のための立退きの指示
- ⑫ 水防管理団体相互の協力応援
- ⑬ 水防解除の指示
- ⑭ 水防てん末報告書の提出

なお、市は、上記のほかにも義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- ① 水防機関の整備をすること
- ② 水防計画を定めること
- ③ 水防団員数を確保すること
- ④ 毎年水防訓練を行うこと

第2 指定水防管理団体

本市において、水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして知事の指定した水防管理団体は筑西市である。

第3 市の水防組織

1 水防本部

水防本部の組織は次のとおりとする。

(1) 水防体制

河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水等の水害の発生が予想される場合もしくは発生した場合には、水防計画及びその他水防に関する計画に基づき、通信、情報、警戒、点検及び防ぎよ体制を強化するとともに、これらの活動に当たって、堤防等の施設管理者、警察・消防の各機関及び自主防災組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

① 水防団の編成

水防配備指令が発令された場合、市は消防団に水防団を編成する。

② 水防団の出動

市長の指示により、水防団長は、あらかじめ定める計画に従い水防団を出動させ、水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設等の災害応急対策

鬼怒川・小貝川・大谷川等の河川及び内排水路の堤防、護岸、樋管・水門、排水機場その他の河川管理施設等が被害を受けた場合には、以下のとおり、各施設を所管する機関と協力して、応急・復旧に努めるとともに排水に全力をつくす。

- ① 水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに国土交通省及び県に報告するとともに、河道閉塞箇所における災害廃棄物等の除去、堤防・ため池崩壊法面のクラック等に雨水の浸透による増大を防

ぐためのビニールシート張り等必要な措置を講じる。

- ② 水門、排水機等に被害を生じた場合は、必要に応じて、土のう、矢板等により応急的な締切を行うとともに、速やかに国土交通省及び県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求め、これにより必要に応じて排水作業を継続し内水による被害拡大防止のための体制を確保する。施設の応急復旧については、大規模なものを除き国土交通省及び県の指導のもとにこれを実施する。

(3) 河川堤防、農業用取水堰及び樋門（管）の監視

河川堤防、農業用取水堰及び樋門（管）の監視は、本部事務局及び土木部並びに経済部が行う。

(4) その他必要な事項

その他必要な事項については、市水防計画による。

3 市民・自主防災組織及び自衛消防団等の活動

市民・自主防災組織並びに消防団、各業種別団体、事業所は、常に気象状況、水防状況等に注意し、自らの居住地域において、水害が予想される場合は、洪水等による水害を警戒し防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動に進んで協力するものとする。特に、市や水防隊・水防団等の防災関係者から水防活動のため必要な建設用機械・資機材の要請があった場合は、積極的に提供に努めるものとする。

第16節 医療・救護

本節について「地震編 第3編—第4章—第5節 応急医療」を参照すること。

第17節 危険物等災害防止対策

本節について「地震編 第3編—第4章—第6節 危険物等災害防止対策」を参照すること。

第18節 燃料対策

本節について「地震編 第3編—第4章—第7節 燃料対策」を参照すること。

第19節 被災者の把握等

本節について「地震編 第3編—第5章—第1節 被災者の把握等」を参照すること。

第20節 避難生活の確保、健康管理

本節について「地震編 第3編—第5章—第2節 避難生活の確保、健康管理」を参照すること。

第21節 ボランティア活動の支援

本節について「地震編 第3編—第5章—第3節 ボランティア活動の支援」を参照すること。

第22節 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

本節について「地震編 第3編—第5章—第4節 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達」を参照すること。

第23節 食料供給

本節について「地震編 第3編—第5章—第5節 生活救援物資の供給」を参照すること。

第24節 衣料・生活必需品等供給

本節について「地震編 第3編—第5章—第5節 生活救援物資の供給」を参照すること。

第25節 給水

本節について「地震編 第3編—第5章—第5節 生活救援物資の供給」を参照すること。

第26節 要配慮者安全確保対策

本節について「地震編 第3編—第5章—第6節 要配慮者安全確保対策」を参照すること。

第27節 児童生徒等の安全確保・応急教育等

本節について「地震編 第3編—第5章—第7節 応急教育」を参照すること。

第28節 帰宅困難者対策

本節について「地震編 第3編—第5章—第8節 帰宅困難者対策」を参照すること。

第29節 義援物資対策

本節について「地震編 第3編—第5章—第9節 義援物資対策」を参照すること。

第30節 愛玩動物の保護対策

本節について「地震編 第3編—第5章—第10節 愛玩動物の保護対策」を参照すること。

第31節 災害救助法の適用

本節について「地震編 第3編—第6章 災害救助法の適用」を参照すること。

第32節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

本節について「地震編 第3編—第7章—第1節 建築物の応急復旧」を参照すること。

第33節 農地農業

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策は本計画の定めるところによるものとする。

| 項目 | 実施担当 |
|-------|---------------|
| 第1 農地 | 商工班、土木班、土地改良区 |
| 第2 農業 | 農政班 |

第1 農地

1 農業用設備

土地改良区等は、農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事をを行う。

2 農業用施設

(1) 堤防

土地改良区等は、ため池堤防ののり崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事をを行う。

(2) 水路

土地改良区等は、素掘仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

3 頭首工

土地改良区等は、一部被災の場合は土のう積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

4 農道

市は、特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

第2 農業

1 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

2 畜産関連の応急措置

(1) 県は、市が行う畜舎等の応急復旧措置に対して指導等を行う。

(2) 県は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延を防止するため必要と認められる場合は、家畜伝染病予防法の定めるところにより必要な措置を実施する。

第34節 土木施設の復旧

本節について「地震編 第3編—第7章—第2節 土木施設の応急復旧」を参照すること。

第35節 電力施設の復旧

本節について「地震編 第3編—第7章—第3節 ライフライン施設の応急復旧」を参照すること。

第36節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画

本節について「地震編 第3編—第7章—第3節 ライフライン施設の応急復旧」を参照すること。

第37節 株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画

本節について「地震編 第3編—第7章—第3節 ライフライン施設の応急復旧」を参照すること。

第38節 上下水道の応急復旧

本節について「地震編 第3編—第7章—第3節 ライフライン施設の応急復旧」を参照すること。

第39節 災害廃棄物の処理

本節について「地震編 第3編—第7章—第4節 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」を参照すること。

第40節 防疫

本節について「地震編 第3編—第7章—第4節 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」を参照すること。

第41節 障害物の除去

本節について「地震編 第3編—第7章—第4節 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」を参照すること。

第42節 行方不明者の搜索等

本節について「地震編 第3編—第7章—第5節 行方不明者の搜索等」を参照すること。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧資金等の支援

本節について「地震編 第4編—第3章 激甚災害の指定」を参照すること。

第2節 その他の支援

本節について「地震編 第4編—第3章 激甚災害の指定」を参照すること。

第3節 公共施設の災害復旧

本節について「地震編 第4編—第2章 被災施設の復旧」を参照すること。

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

本節について「地震編 第4編—第3章 激甚災害の指定」を参照すること。

第5節 復興計画の作成

本節について「地震編 第4編—第4章 復興計画の作成」を参照すること。

第2編 風水害対策計画
第4章 災害復旧計画
第5節 復興計画の作成

第3編 航空災害対策計画

本計画は、市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定める。

各対策の実施に当たっては要配慮者に十分配慮するものとする。

第1章 災害予防

市内における航空機の墜落等の航空災害による多数の死傷者等の発生に備え、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

第1節 茨城県の航空状況

茨城県には、公共用ヘリポートが1か所（つくば）、非公共用飛行場が2か所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻、茨城県庁）、自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。また、本県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

（1）情報の収集・連絡

市は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

（2）通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、「第2編第3章第4節 通信手段の確保」に準ずる。

2 災害応急体制の整備

（1）職員の体制

市は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

（2）防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。なお、市は、既に「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていく。

3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第2編第2章第10節 医療救護計画」に準ずるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、「第2編第2章第8節 緊急輸送計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努める。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練に定期的・継続的に参加し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、海上保安官又は百里空港事務所長に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

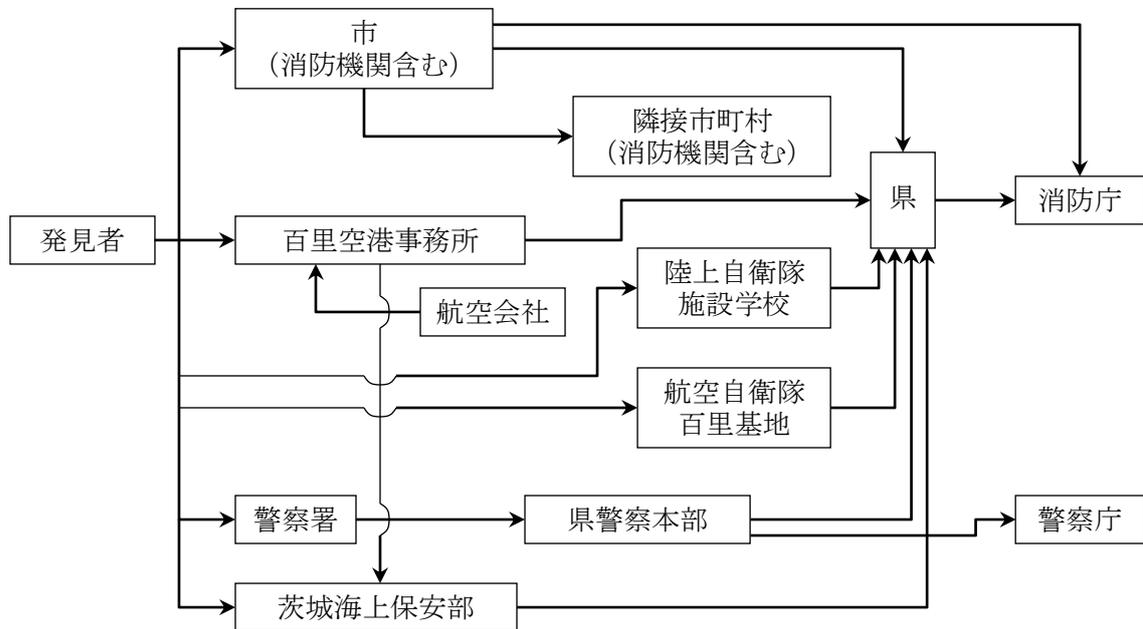
市は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則と

して覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

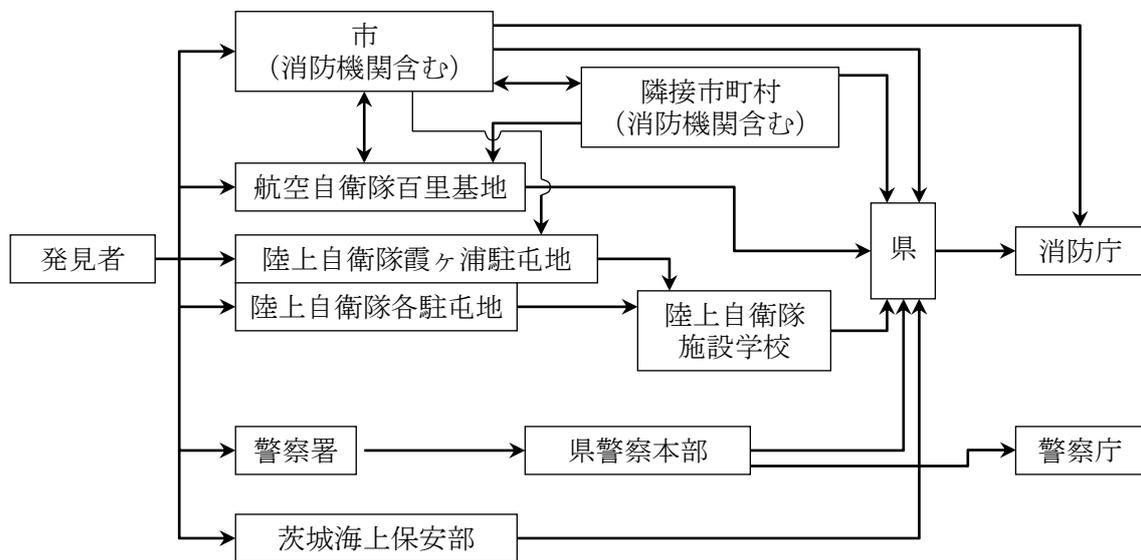
(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

【民間機の場合】



【自衛隊機の場合】



【連絡先一覧】

| 機 関 名 | 担 当 部 署 | 電話番号（夜間・休日の場合） |
|---------------|-----------------|---------------------------------|
| 消 防 庁 | 応 急 対 策 室 | 03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕 |
| 百 里 空 港 事 務 所 | 航空管制運航情報官 | 0299-54-0672（同 左） |
| 茨 城 海 上 保 安 部 | 警 備 救 難 課 | 029-262-4304（同 左） |
| 陸上自衛隊施設学校 | 警 備 課 防 衛 班 | 029-274-3211 内線 234（同 内線 302） |
| 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 | 警 備 課 | 029-842-1211 内線 2410（同 内線 2302） |
| 航空自衛隊第7航空団 | 防 衛 班 | 0299-52-1331 内線 231（同 内線 215） |
| 茨 城 県 | 消 防 安 全 課 | 029-301-2896（同 左） |
| | 防 災 ・ 危 機 管 理 課 | 029-301-2885 |
| 茨 城 県 警 察 本 部 | 警 備 課 | 029-301-0110 内線 5751（総合当直） |

（3）応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮して、とる。

2 広域的な応援体制

市内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、「第2編第3章第8節 応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請する。

市は、「第2編第3章第7節 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に準じて要請する。

第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 搜索活動

消防本部は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して搜索を実施するものとする。

2 救難、救助・救急及び消火活動

消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

また、近隣の市町村で事故が発生した場合、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

3 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が執行するものとする。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

4 医療活動

市は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、「第2編第3章第16節 医療・救護」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編第3章第11節 避難」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第4節 避難指示、誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難指示等については、「第2編第3章第11節 避難」に準じて実施するものとする。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報で交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等と連携を図り、交通誘導の実施等を要請するものとする。交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第2編第3章第6節 広報」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

市は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7節 遺族等事故災害関係者の対応

市は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第2編第3章第40節 防疫」及び「第2編第3章第42節 行方不明者の搜索等」に準じて実施するものとし、特に、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

第4編 鐵道災害対策計画

本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、又は地域住民に相当の被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

各対策の実施に当たっては要配慮者に十分配慮するものとする。

第1章 災害予防

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は、次の対策を講じるものとする。

第1節 筑西市の鉄道状況

(単位=km、人)

| 鉄道事業社名 | 路線名 | 全営業キロ | 輸送人員 (一日平均) | 区間 (筑西市内区間) |
|------------|-----|-------|----------------|-------------------|
| 東日本旅客鉄道(株) | 水戸線 | 50.2 | 23,295 | 友部～小山 (川島～新治) |
| 関東鉄道(株) | 常総線 | 51.1 | 28,472 | 取手～下館 (黒子～下館) |
| 真岡鐵道(株) | 真岡線 | 41.9 | 3,130 | 茂木～下館 (ひぐち～下館) |

※一日平均輸送人員は、平成27年度の各営業線の輸送実績である。

なお、JR線(常磐線、水戸線、水郡線)については、JR東日本水戸支社営業管内の輸送実績、真岡線については、全区間(下館～茂木)平均の輸送実績である。

第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実

1 鉄道の異常に関する情報の伝達

市は、管理する道路において、道路パトロール等の実施により、鉄道と隣接する道路において異常が発見され、鉄道の災害が発生するおそれがある場合に、鉄道事業者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

2 事故防止に関する知識の普及

市は、管理する道路において、踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

このため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

市は、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進するものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、「第2編第3章第4節 通信手段の確保」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じるものとする。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市においては、既に「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

市は、迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

医療活動への備えとしては、「第2編第2章第10節 医療救護計画」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え

消防本部は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、「第2編第2章第8節 緊急輸送計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、発災後において、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

市は、相互に連携した訓練に積極的に参加するものとする。訓練の参加に当たっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

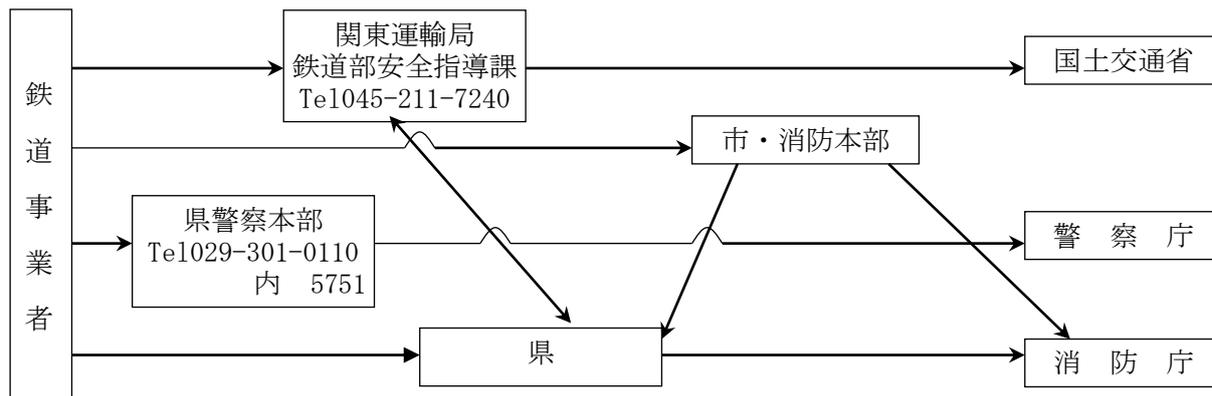
1 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡

市は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



【連絡先一覧】

| 関係機関名 | 昼夜の別 | 電話番号 | 連絡先 |
|------------|------|-------------------------|-------------------------|
| 消防庁 | 昼 | 03-5253-7527 | 応急対策室〔宿直室 03-5253-7777〕 |
| | 夜間 | 03-5253-7777 | 宿直室 |
| 関東運輸局 | 昼 | 045-211-7240 | 鉄道部安全指導課 |
| | 夜間 | | 各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話 |
| 茨城県 | 昼 | 029-301-8800 | 防災・危機管理部 防災・危機管理課 |
| | 夜間 | 同上 | 同上 |
| 警察本部 | 昼 | 029-301-0110 内線 5751 | 警備課 |
| | 夜間 | 029-301-0110 | 総合当直 |
| 東日本旅客鉄道(株) | 昼 | 029-225-3140 | 水戸支社運輸部司令室 |
| | 夜間 | 同上 | 同上 |
| 関東鉄道(株) | 昼 | 029-822-3718 | 鉄道部 鉄道部長 |
| | 夜間 | 0297-22-0451 | 常総線運転司令室 運転司令室長 |
| 真岡鐵道(株) | 昼 | 0285-84-2911 | 事業部 事業部長 |
| | 夜間 | 同上 | 真岡運転区 運転副長(もしくは運転指令当番者) |

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を、県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

2 広域的な応援体制

市は、市内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、「第2編第3章第8節 応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「第2編第3章第7節 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

消防本部は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請するものとする。

2 資機材の調達

消防本部は、消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

市は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、「第2編第3章第16節 医療・救護」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編第3章第11節 避難」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動

消防本部は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、近隣の市町村で事故が発生した場合、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 避難指示、誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難指示等については、「第2編第3章第11節 避難」に準じて実施するものとする。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第2編第3章第6節 広報」に準ずるほか次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

市は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・鉄道災害の状況
- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・施設等の復旧状況
- ・避難の必要性等、地域に与える影響
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第2編第3章第40節 防疫」及び「第2編第3章第42節 行方不明者の捜索等」に準じて実施するものとする。

第5編 道路災害対策計画

本計画は、市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、高速道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。

各対策の実施に当たっては要配慮者に十分配慮するものとする。

第1章 災害予防

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

1 道路の異常に関する情報の収集・伝達

市は、管理する道路において、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

第2節 道路施設等の管理と整備

1 管理する施設の巡回及び点検

市は、管理する道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。

2 安全性向上のための対策の実施

市をはじめとする各道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

市は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、「第2編第3章第4節 通信手段の確保」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、実情を踏まえ必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市は、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市においては、既に「災害時の相互応援に関する協定」(県下全市町村)を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

消防本部は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

市は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの機関の実情に応じ、救助・救急活動用資材、車両、航空機等の整備に努めるものとする。

(2) 消火活動への備え

市をはじめとする各道路管理者及び消防本部は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

4 緊急輸送活動への備え

市は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、道路災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

6 防災訓練の実施

市は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練に定期的・継続的に参加し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

7 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

市は、管理する道路について、大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

8 高速道路（大政山トンネル）対策

市は、北関東自動車道（大政山トンネル）で、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施するとともに、北関東自動車道（大政山トンネル）事故災害への対応能力の向上に努めるものとする。

9 災害復旧への備え

市は、管理する道路について、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4節 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第5節 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2章 災害応急対策

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

（1）道路災害情報等の収集連絡

道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防士または道路管理者に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

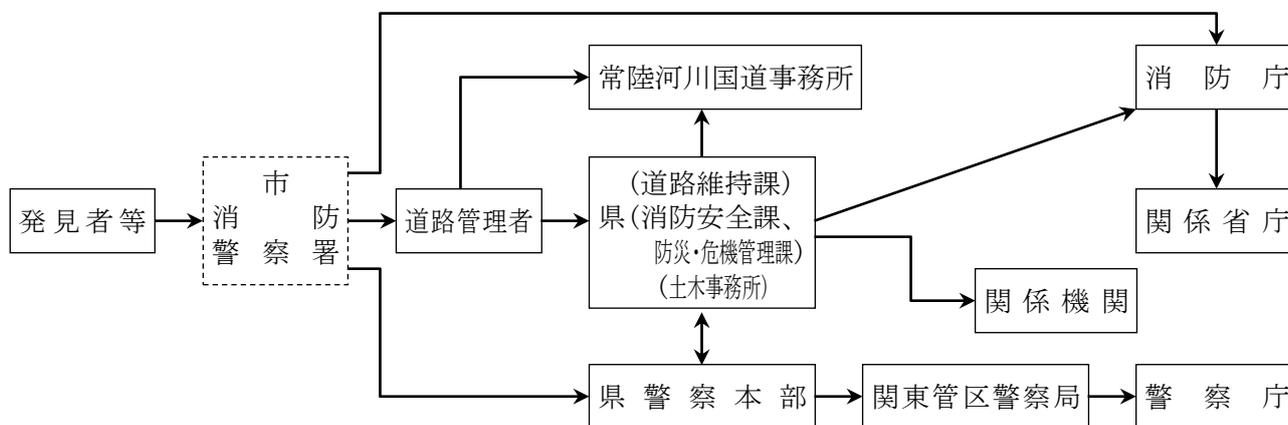
道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡するものとする。

市は、大規模な道路災害の発生または発生するおそれに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基

準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



※ [] の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

【連絡先一覧】

| 機 関 名 | 担 当 部 署 | 電話番号 (夜間・休日の場合) |
|------------------|--------------------------------|---------------------------------------|
| 消 防 庁 | 応 急 対 策 室 | 03-5253-7527 [宿直室 03-5253-7777] |
| 国土交通省常陸河川国道事務所 | 道 路 管 理 第 二 課 | 029-240-4073 (同 左) |
| 茨 城 県 | 消 防 安 全 課 (防 災 ・ 危 機 管 理 課) | 029-301-2896 (029-301-2885) |
| 茨 城 県 警 察 本 部 | 警 備 課 | 029-301-0110 内線 5751 (総合当直) |
| 東日本高速道路株式会社関東支社 | 事 業 統 括 課 | 048-631-0185 (岩槻道路管制センター048-758-4060) |
| 筑西広域市町村圏事務組合消防本部 | 警 防 課 | 0296-20-0119 |

第2節 活動体制の確立

1 市・道路管理者の活動体制

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとする。

2 広域的な応援体制

市は、市内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、「第2編第3章第8節 応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入

体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「2編第3章第7節 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

消防本部は、「茨城県広域消防相互応援協定」または「茨城県高速自動車等における消防相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し、傷病者等の救出・救助にあたるものとし、また、必要により県を通じ緊急消防援助隊の派遣について要請するものとする。

また、道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救急活動に協力するものとする。

2 医療活動

医療活動については、「第2編第3章第16節 医療・救護」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編第3章第11節 避難」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

3 消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を実施するものとする。

道路管理者は、迅速かつ的確な消火活動に協力するものとする。

第4節 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、「第6編 危険物等災害対策計画」に準じ行うものとする。

第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。

また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域ならびにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努める。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第2編第3章第40節 防疫」及び「第2編第3章第42節 行方不明者の搜索等」に準じて実施するものとする。

第3章 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

なお、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第6編 危険物等災害対策計画

本計画は、市内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

各対策の実施に当たっては要配慮者に十分配慮するものとする。

第1章 災害予防

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じるものとする。

第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）

1 危険物等関係施設の安全性の確保

（1）保安体制の確立

市は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

消防本部は、必要に応じ、立入検査等を実施し、危険物等保管状態、自主保安体制等実態を把握し、資機材を整備、充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

（2）保安教育の実施

県は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

2 災害応急対策、災害復旧への備え

（1）情報の収集・連絡体制の整備

消防本部は、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備するものとする。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。

市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備するものとする。

（2）職員の活動体制の整備

市は、それぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

（3）防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市においては、既に「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

（４）救助・救急、医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

（５）緊急輸送活動体制の整備

災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。

（６）危険物等の大量流出時における防除活動への備え

消防本部は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

（７）避難収容活動体制の整備

市は、あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行うものとする。

（８）防災関係機関等の防災訓練の実施

危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

（９）災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 防災知識の普及、住民の訓練

市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

第2節 石油类等危険物施設の予防対策

石油类等危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1 石油貯蔵タンクの安全対策

(1) 地盤対策

〔消防機関〕

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。

2 保安体制の確立

〔消防機関〕

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1 毒性ガス対策

市は、毒性ガス漏洩を想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておくものとする。また、事業者との緊急連絡体制を整備するものとする。

2 都市ガスの予防対策

消防本部は、消防法の規定に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図るものとする。

また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上とるべき措置について通報するものとする。

当該災害予防上の措置について通報する範囲は関係機関と協議の上、別途計画するものとする。

第4節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図るものとする。

消防本部は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制の

整備を行うものとする。

第2章 災害応急対策

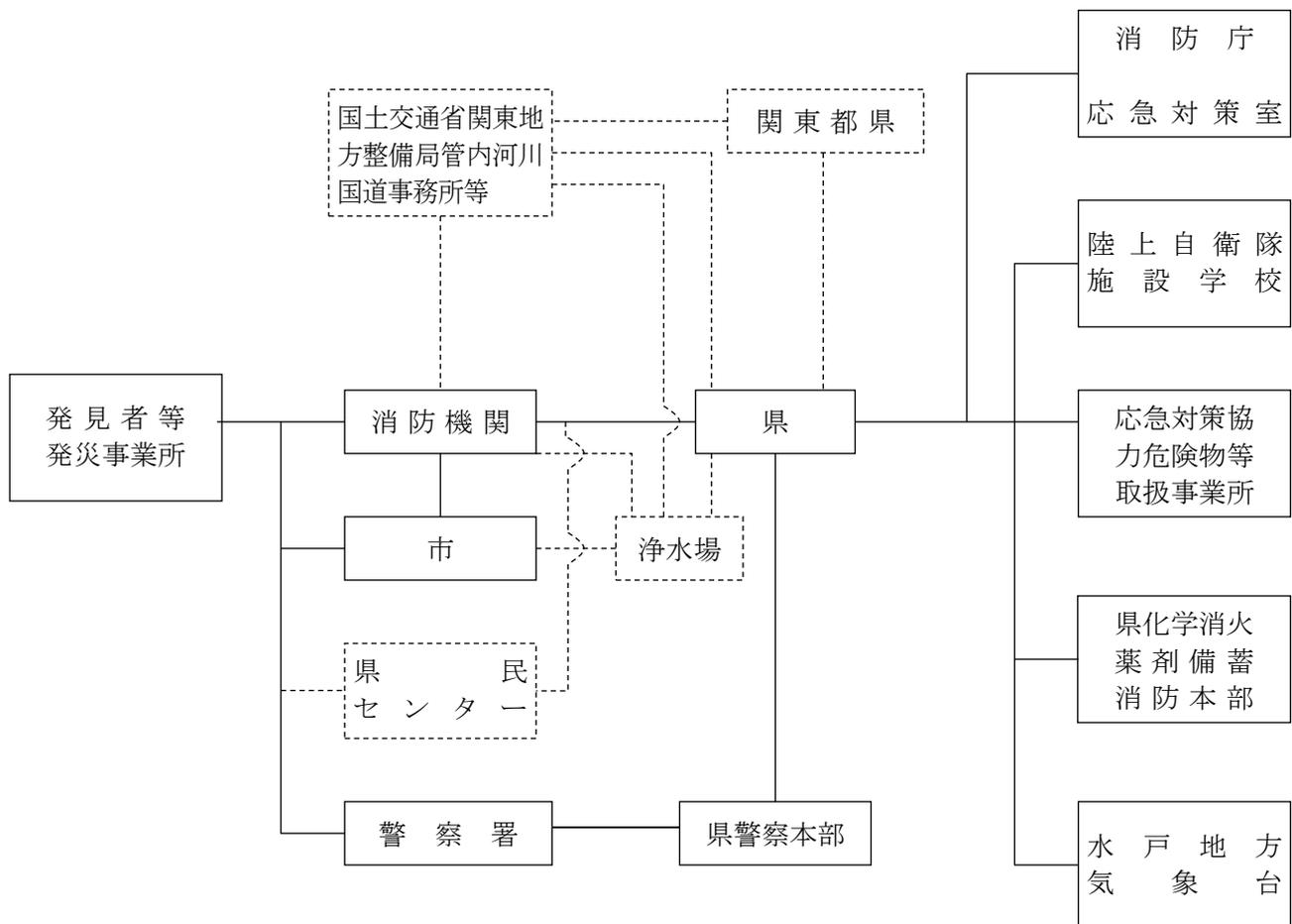
危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

1 災害情報の収集・連絡系統

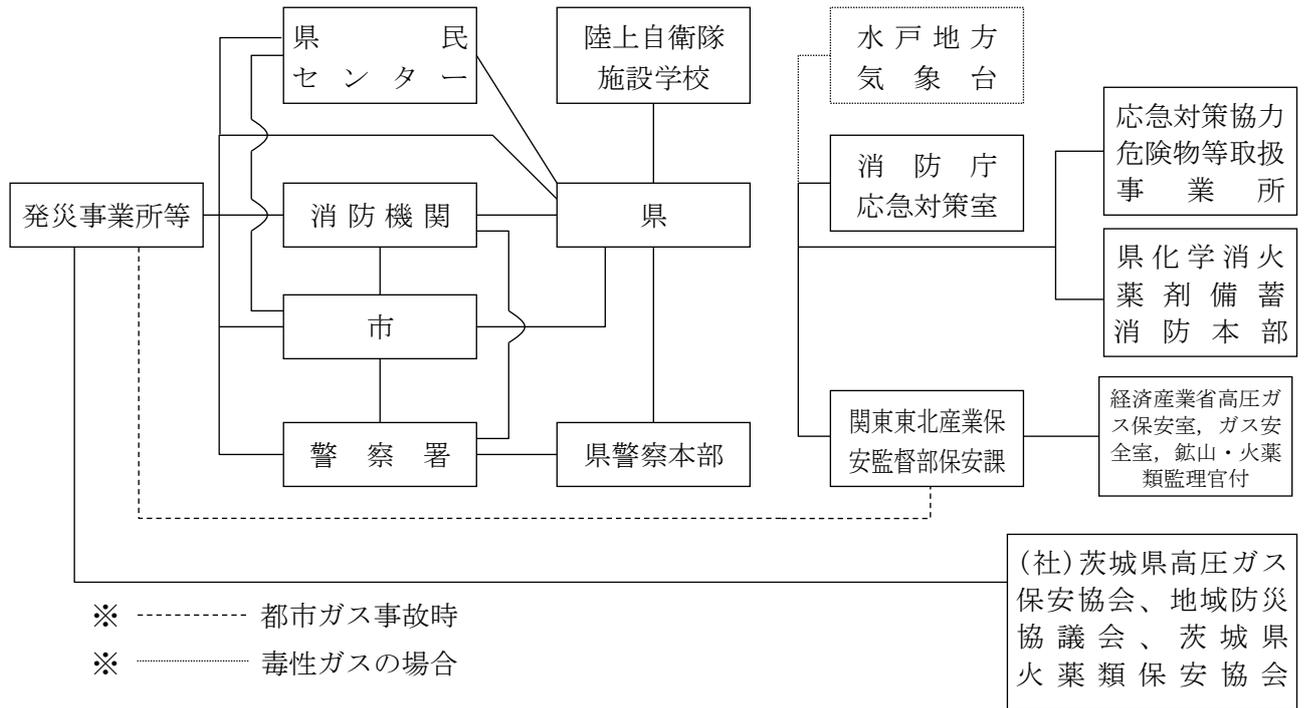
各災害ごとの災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【石油类等危険物施設の災害】

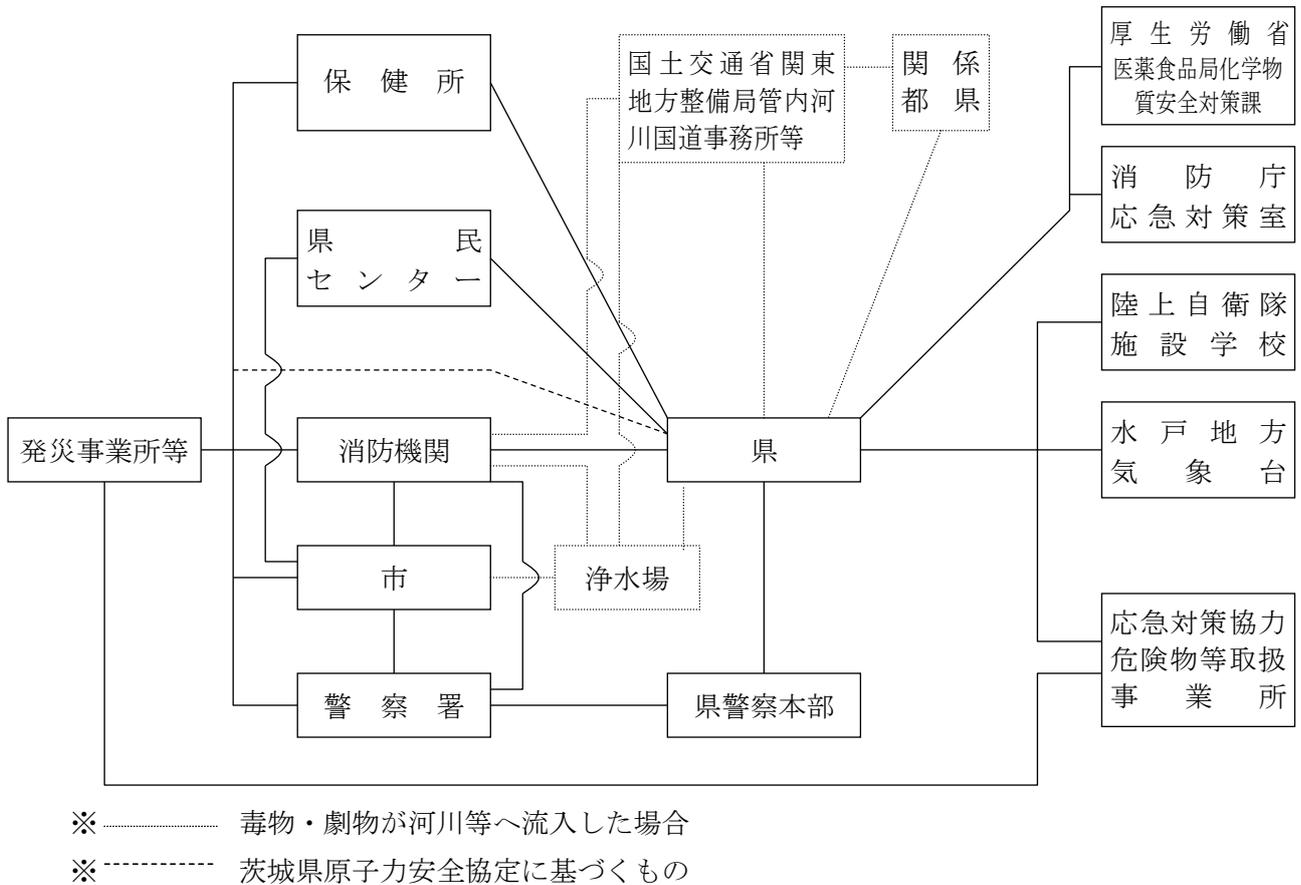


※……………河川等漏洩時のみ

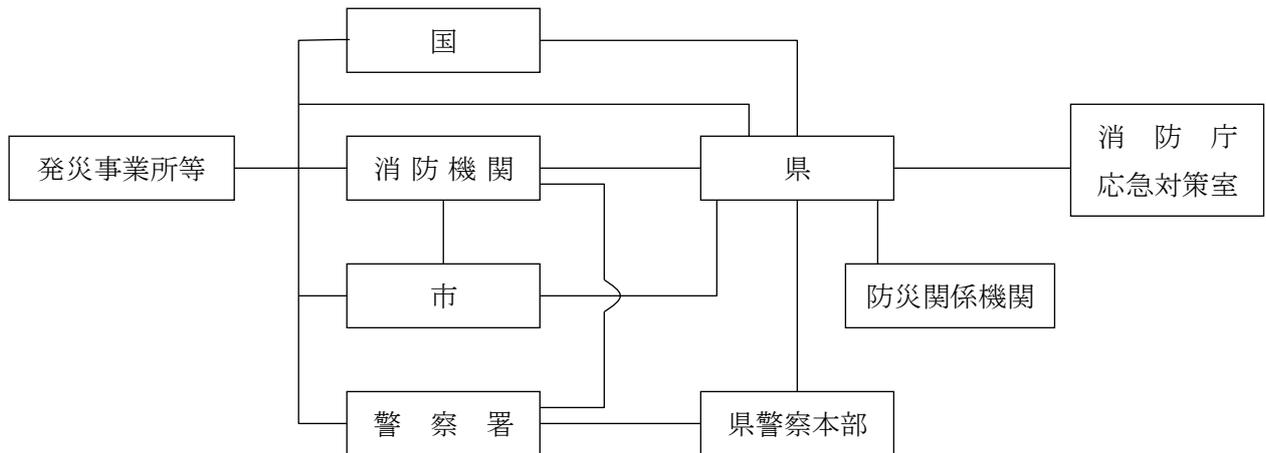
【高圧ガス・都市ガス・火薬類、毒性ガス、大規模な地階のガス漏れの災害】



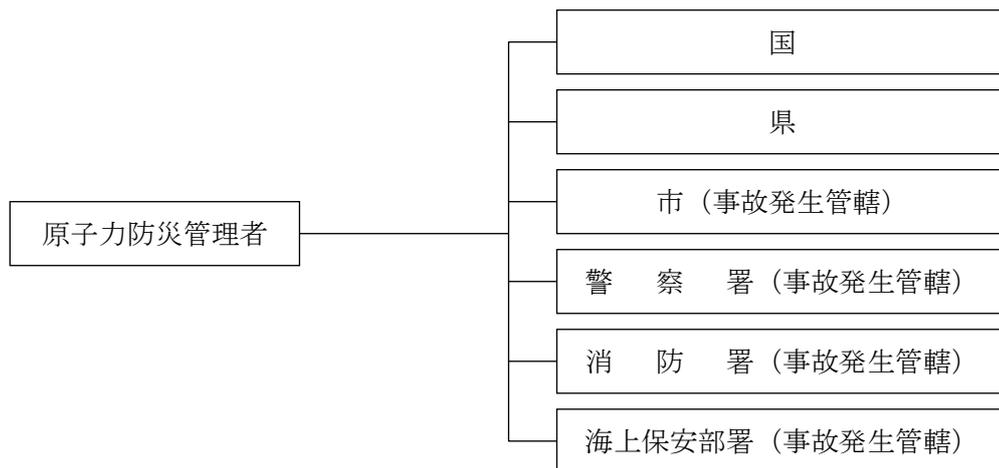
【毒劇物取扱施設の災害】



【放射線使用施設等の災害】



【核燃料物質等の事業所外運搬中の災害】



2 被害状況の収集・把握

市及び消防本部は、自地域内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対して原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

3 災害情報の通報

危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報するものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに市長に、また、市長は、県、その他関係機関に通報するものとする。

4 市民等への情報提供

市は、防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、一般市民等へ適切に提供するものとする。

また、情報の伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）

1 市の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置など必要な体制をとるものとする。

第3節 石油类等危険物施設の事故応急対策

1 危険物火災等の応急対策

消防本部は、直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等、火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行うものとする。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮するものとする。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じるものとする。

市及び消防本部は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導するものとする。

2 危険物の漏洩応急対策

（1）非水溶性危険物の漏洩対策

石油类等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策をとるものとする。

消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施するものとする。油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。

有毒ガスが発生している場合、又は発生する恐れのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。

河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、適切な位置にオイルフェンスを展開するなどして、流出油の拡散等を防御するものとする。

また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施するものとする。その際、必要な場合は、市及び防災関係機関に協力要請するものとする。

市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施するものとする。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。

なお、処分までの一時保管に当たっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたるものとする。

（２）水溶性危険物の漏洩対策

アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、次の応急対策をとるものとする。

消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施するものとする。

河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施するものとする。

また、必要な場合は、市及び防災関係機関に協力を要請するものとする。

市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施するものとする。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

3 浄水の安全確保

市及び防災本部は、危険物の漏洩事故発生を確認した際に、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏洩事故発生を旨を通報するものとする。

第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策

1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

消防本部は、高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うものとする。

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動するものとする。

市及び消防本部は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

2 毒性ガス応急対策

市及び消防本部は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等に広報するものとする。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行うものとする。

消防本部は、事業者と協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施するものとする。

また、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたるものとする。

3 都市ガスの応急対策

消防本部は、事業者に対し、ガス漏洩箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施するものとする。また、応急対策の実施に当たっては、事業者と連携し、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意するものとする。

市及び消防本部は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

4 大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策

（1）ガス漏洩対策

消防本部は、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、ガス検知管等を用い安全を確認しつつ、地階に位置する人の退避を誘導するものとし、現場付近の火気使用の厳禁を広報するものとする。負傷者の救急搬送に備え、あらかじめ救急車を適切な位置に待機させるものとする。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮するものとする。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用するものとする。

市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入れ体制を整えるものとする。

（2）ガス爆発対策

消防本部は、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、爆発に伴う消火作業を実施する

とともに、地階からの脱出誘導、負傷者等の応急手当て、医療機関への救急搬送を行うものとする。二次爆発を警戒し、ガス検知管を使用し安全を確認して活動するものとする。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮するものとする。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用するものとする。

市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。避難及び火気使用の厳禁を広報するとともに、医療機関へ通報し、受入れ体制を整えるものとする。

第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

1 漏洩事故

市及び消防本部は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、住民等に迅速に広報するものとする。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下し、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行うものとする。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行うものとする。

河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。

河川等に流入した場合、またはそのおそれがある場合は、事業者、県（生活環境部、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。

2 浄水の安全確保

市は、漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、「第6編第2章第3節3 浄水の安全確保」に準じて応急対策を実施するものとする。

第6節 放射線使用施設等の事故応急対策

消防本部は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施するものとする。

消火に当たっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意するものとする。

なお、応急対策活動の実施に当たっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動するものとする。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応するものとする。

市は、事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施するものとする。

第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象(以下、「特定事象」という。)が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県等は連携して、応急対策を実施するものとする。

事故の通報を受けた市及び消防本部は、直ちにその旨を県(防災・危機管理部原子力安全対策課)に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行うものとする。

第8節 避難誘導対策

市は、危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。この際、視聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第9節 応援要請対策

各危険物等災害に共通する応援要請対策については以下のとおりとする。

1 自衛隊の災害派遣要請

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、「第2編第3章第7節 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

2 応援要請

「第2編第3章第8節 応援・受援」に準じるものとする。

第10節 医療救護対策

「第2編第3章第16節 医療・救護」に準じて実施するものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編第3章第11節 避難」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第11節 緊急輸送の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等の応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第7編 大規模な火事災害対策計画

本計画は、市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

各対策の実施に当たっては要配慮者に十分配慮するものとする。

第1章 災害予防

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

市は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の堅牢化・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備及び維持管理

消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

防火管理協議会は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

市及び消防本部は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図るものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

市及び消防本部は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても

対応できる体制の整備を図るものとする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するものとする。

(2) 情報の分析整理

市及び消防本部は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、「第2編第3章第4節 通信手段の確保」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市及び消防本部は、それぞれの機関において、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成し、活動手順、使用する資機材や装備の使用法の習熟を図るよう定期的に訓練を行うものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市においては、既に「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

3 救助・救急及び医療活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、相互に資機材の保有状況等を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第2編第2章第10節 医療救護計画」を参照すること。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、「第2編第2章第8節 緊急輸送計画」を参照するほか、次により実施するものとする。

市は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間で締結している「交通誘導の実

施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

(2) 避難場所

市は、都市公園、公民館、学校等公共施設等を対象に避難場所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るものとする。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防本部は、大規模災害を想定し、住民参加により、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

第3節 防災知識等の普及

1 防災知識の普及

市及び消防本部は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより住民の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

2 防災関連施設等の普及

市及び消防本部は、住民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

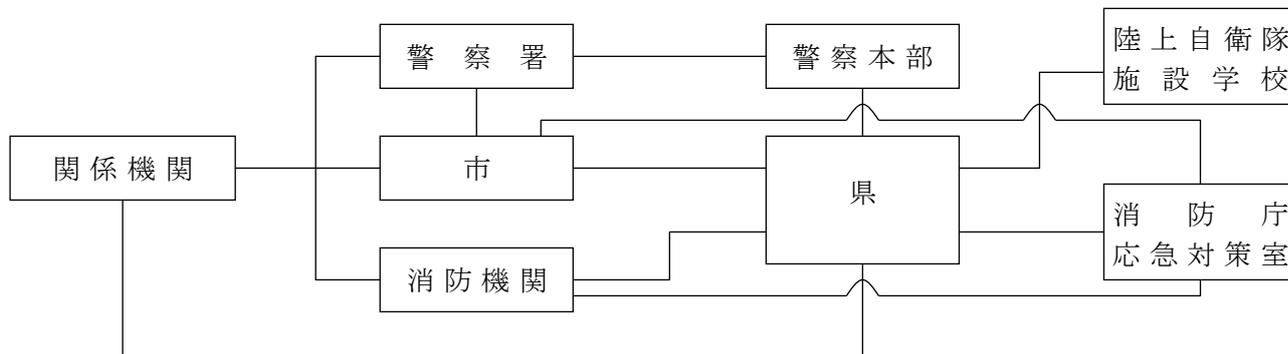
(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【情報通信連絡系統図】



【連絡先一覧】

| 機 関 名 | 担 当 部 署 | 電 話 番 号 (夜間・休日の場合) |
|---------------|----------------|--|
| 消 防 庁 | 応急対策室 | 03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777) |
| 陸上自衛隊 施設学校 | 警備課防衛班 | 029-274-3211 (駐屯地当直指令 内線 236、237 内線 302) |
| 警 察 本 部 | 警 備 課 地 域 課 | 029-301-0110 (総合当直 内線 5751 内線 3571) |
| 茨 城 県 | 消防安全課 | 029-301-2896 (防災・機器管理課 029-301-2885) |

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

2 通信手段の確保

市は、災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、県及び市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

市は、災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

2 広域的な応援体制

県内において大規模な火事による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、「第2編第3章第8節 応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、「第2編第3章第7節 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

各機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

2 資機材等の調達等

消防本部の活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、「第2編第3章第16節 医療・救護」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編第3章第11節 避難」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動

市は、災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、被災地以外の市町村は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 避難の受入れ

発災時において、市等が行う避難指示等については、「第2編第3章第11節 避難」に準ずるほか、次によるものとする。

1 避難誘導の実施

市は、発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難場所

市は、発災時には、必要に応じ避難場所を開設するものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

第6節 施設及び設備の応急復旧活動

それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

市は、火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第2編第3章第40節 防疫」及び「第2編第3章第42節 行方不明者の搜索等」に準じて実施するものとする。

第3章 災害復旧

災害復旧・復興対策については、「地震編 第4編 災害復旧・復興対策計画」を参照すること。

第8編 林野火災対策計画

本計画は、市内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

各対策の実施に当たっては要配慮者に十分配慮するものとする。

第1章 災害予防

林野火災の発生を未然に防止するため、防災関係機関は、平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

第1節 林野火災に強い地域づくり

1 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、火災の発生しやすい時期に、火災が発生するおそれがある地域について、森林パトロールや予防広報を重点的に実施し、防火思想の普及を図る。

2 林野火災特別地域対策事業の推進

市は、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講ずるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努めるものとする。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図るものとする。

(2) 通信手段の確保

茨城県防災情報ネットワークシステムの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保するとともに、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、ヘリコプターテレビ伝送システムの適正な維持管理に努めるものとする。一方、住民に対する災害情報等を広報するため、市防災行政無線の整備を推進するものとする。

また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を、非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努めるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市においては、既に「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

(3) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努めるものとする。

3 救助・救急、医療活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災関係機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、車両等の整備に努めるものとする。

また、迅速な医療活動実施のため、「第2編第2章第10節 医療救護計画」に準じて事前対策を講じるものとする。

4 消火活動への備え

防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

5 緊急輸送活動への備え

「第2編第2章第8節 緊急輸送計画」に準ずるものとする。

6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え

市は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、住民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して要配慮者に配慮した避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備するものとする。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

市は、様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。

第3節 防災活動の促進

市は、山林等に立ち入る者に対する啓発を実施するとともに、広報誌掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

林野火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早期に初動体制を確立し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

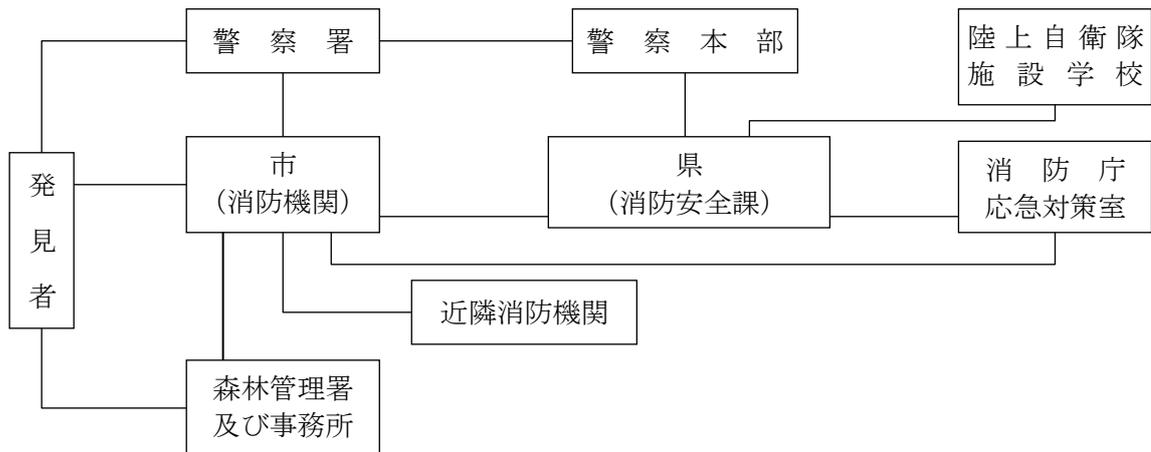
(1) 林野火災情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【情報通信連絡系統図】



【連絡先一覧】

| 機関名 | 担当部署 | 電話番号（夜間・休日の場合） |
|---------------|-------------------|------------------------------------|
| 消防庁 | 応急対策室 | 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX) |
| 陸上自衛隊 施設学校 | 警備課防衛班 | 029-274-3211 内線 234 |
| 警察本部 | 警備課 地域課 | 029-301-0110 内線 5751 内線 3571 |
| 茨城県 | 消防安全課 防災・危機管理課 | 029-301-2896 (029-301-2885) |

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

林野火災発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

2 広域的な応援体制

市は、市内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、「第2編第3章第8節 応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「2編第3章第7節 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

市は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

2 医療活動

林野火災発生時に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生した場合には、「第2編第3章第16節 医療・救護」に準し、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編第3章第11節 避難」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

3 地上消火活動

市及び消防本部は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立するものとする。

また、自主防災組織及び周辺住民は、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

4 空中消火活動

市は、必要に応じて県にヘリコプターによる空中消火を要請する。

第4節 緊急輸送のための交通の確保

1 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報で、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 避難の受入れ

市は、林野火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市等が行う避難指示等については、「第2編第3章第11節 避難」に準じて実施するものとする。

第6節 施設、設備の応急復旧活動

それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第2編第3章第6節 広報」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

市は、林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8節 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、市は、二次災害の防止に努めるものとする。

第9編 雪害対策計画

本計画は、市内において降雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害発生の際には、地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持・向上に資するため、国・県・市道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保等、雪害への万全を期するように関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 雪害予防

本市は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないものの降雪に不慣れなことから、道路の凍結や鉄道の運転停止などに起因する、社会的機能の低下が見込まれる。交通機能のまひ等により職員が参集できなくなることも想定されるため、降雪が予想される場合は、早期に活動体制を確立し、市民への情報発信、除雪作業による交通機能の確保等、市民生活等に与える影響を最小限に抑える。

第1節 事前の情報収集・伝達

1 情報収集・伝達

市は、気象庁が発表する降雪に関する気象情報を収集する。この場合の要領等は、第2編第3章第5節「災害情報の収集・伝達・報告」に準じて行う。

【気象庁が発表する降雪に関する情報（発表官署：水戸地方気象台）】

| 種 類 | 発表基準 | |
|------|-------|---|
| 注意報 | 大雪注意報 | 12時間降雪の深さが5cm |
| | 風雪注意報 | 平均風速が12m/sで雪を伴う |
| | 着氷・着雪 | 著しい着氷（雪）が予想される場合 |
| 警 報 | 大雪警報 | 12時間降雪の深さが10cm |
| | 暴風雪警報 | 平均風速が20m/sで雪を伴う |
| 特別警報 | 大 雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 |
| | 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |

2 広報活動

市は、市民生活の混乱を防止するため、積雪が予想される場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、メール等により、降雪や積雪の予想、積雪への備え、外出の抑制等に関する注意喚起の広報を行う。

また、市は、降雪の状況に応じて、交通機関の運行、交通規制、市・県の住民サービス等の生活支援情報を収集し、広報を行う。広報手段は、注意喚起の広報と同様とする。

市民へ提供する情報は概ね次のとおりとする。

- (1) 警報・特別警報に関する情報
- (2) 市民への注意喚起情報（転倒、スリップ、落雪、不要不急な外出は控える）
- (3) 道路に関する情報（通行止め）
- (4) 筑西市広域連携バス及び地域内運行バスの運行に関する情報
- (5) 市の主催及び共催事業に関する情報

- (6) ライフライン（電気・電話・上下水道等）に関する情報
- (7) 除雪に関する情報
- (8) その他、必要な情報

第2節 活動体制の確立

大雪があった場合、市は、歩行者及び車両の安全通行の確保のために、応急活動態勢を確立し、状況に応じて対応する。

表-雪害時の防災指令の発令基準

| 区分 | 防災指令の発令基準 | 配備要員 | 災害対策本部等の設置 |
|------|---|------------------|--------------------------------------|
| 準備指令 | ◎災害の発生が予想されるが、第1配備指令を発令するまでに至らない場合 | 道路維持課職員 | |
| 警戒体制 | 第1配備指令 ◎気象状態の悪化の予想 ◎24時間以内の災害発生予想 ◎大雪警報などの発表、又は同様の状況の場合。 | 土木部職員 市民環境部職員 | 必要に応じて雪害情報連絡担当者会議を開催又は、災害警戒本部を設置 |
| | 第2配備指令 ◎降雪の深さがおおむね30cmを超え、積雪により市民生活に支障をきたすおそれがある場合 | 土木部職員 市民環境部職員 | 雪害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置 |
| 非常体制 | 第3配備指令 ◎家屋崩壊等避難の必要が生じた場合 ◎人的被害の発生 ◎筑西市域に特別警報が発表された場合 | 全職員 | 災害対策本部の設置 |

2 災害対策組織の設置基準

気象情報、積雪の状況、被害の状況等に応じ、市長（災害対策本部長）、副市長（災害警戒本部長）は、各配備体制の指令（変更を含む）を発令する。

| | |
|--------------------------------|--|
| (1) 雪害情報連絡担当者会議の開催 (第1配備指令) | 雪害情報連絡担当者会議は、予想される大雪等気象災害について、次の場合に開催する。 ① 気象状態の悪化により被害が予想されるとき（おおむね24時間以内の雪害の影響の予想） ② 筑西市に大雪警報など気象警報が発表、又は発表が予想される場合 ③ 職員の招集の検討が必要な場合 |
| (2) 災害警戒本部の設置 (第2配備指令) | 次の場合には、災害警戒本部を設置する。副市長を本部長とし、本部の運営は消防防災課が行う。また、緊急対応は土木部及び市民環境部の職員を中心に編成し、活動する。 ① 降雪の深さがおおむね30cmを超え、積雪により市民生活に支障をきたすおそれがある場合 ② 雪害情報連絡担当者会議から災害警戒本部の設置について具申があった場合 |
| (3) 災害対策本部の設置 (第3配備指令) | 筑西市域に特別警報が発表された場合、又は人的被害やライフラインの停止、住民の避難等が必要となる状況にあり、災害警戒本部から具申があった場合、市長は災害対策本部を設置する。 |

3 配備体制ごとの主な対応

(1) 準備配備体制における対応

① 主な職務

状況把握と第1配備体制（警戒体制）の検討並びに事前通告。

② 職員の対応

道路維持課の職員は、執務室に集合し、対応を協議する。

(2) 第1配備体制における対応

① 主な職務

状況把握と第2配備体制（警戒体制）の検討並びに事前通告。

② 職員の対応

土木部、市民環境部の職員は、各執務室に集合し、対応を協議する。

(3) 第2配備体制（必要応じ、災害警戒本部設置）における対応

① 主な職務

状況把握と第3配備体制（非常体制）並びに災害警戒本部の設置検討並びに事前通告。

② 職員の対応

土木部、市民環境部の職員は、本庁舎4階会議室に集合し、対応を協議する。

(4) 第3配備体制（災害対策本部設置）における対応

① 職員の対応

全職員がそれぞれの所属する庁舎に集合し、関係各部長の指示により対応にあたる。

4 情報連絡網の確立

職員間の連絡は、各所属の連絡網を使用する。また、各課内で電話連絡以外にもメール等での伝達方法も確立しておく。ただし、電車・バスなどの公共交通機関のストップや道路状況等により自宅から市役所等に参集できない職員は、地域の除雪等に積極的に参加するものとする。

第2章 雪害応急対策

第1節 除雪対策

市は、歩行者及び車両の安全通行の確保のために、積雪状況の巡視・監視及び除雪作業を実施する。

1 除雪の基本的な考え方（基本方針）

公共交通等の確保を優先するものとし、個人の敷地や生活道路にあつてはそれぞれ地域住民で協力しながら行うことを基本とする。

2 国・茨城県との連携

国土交通省常陸河川国道事務所や茨城県筑西土木事務所等と連絡調整を行う。

3 除雪実施計画

降雪があった場合は、速やかに土木部職員による市内パトロールを行い、積雪の状況を確認し、市民生活への影響及び過去の積雪時の状況を考慮し、計画的に除雪を実施する。

【除雪の優先順位と実施方法】

| 優先順位 | 場所 | 路線名等 | 作業内容 |
|------|-----|-------------------------|---|
| 1 | 坂道 | 車道のある急坂 | 車道：機械による除雪 歩道：人力による除雪 塩化カルシウム散布 なお、道路の通行止めの可否を検討し、通行止めとする場合は道路閉鎖を行う。 |
| 2 | 駅周辺 | 各駅 | |
| 3 | 幹線 | 駅及び国道・県道に連絡する道路、路線バスルート | |
| 4 | その他 | 学校・公共施設周辺 | |

【機材等】

| | |
|-----------------|---|
| 雪置場 | <ul style="list-style-type: none"> ショベルローダー及び人力により除雪された雪は、ダンプにより雪置場に搬出する。（雪置場は、除雪箇所及び降雪量等を考慮し、作業を開始する前にその都度、場所を決定し通知するものとする。） 市民が除雪した雪は、近隣の公園に搬入する。 県道管理者、国道管理者から雪置場の使用の要請があった場合には、市は協力するものとする。 雪以外は搬入禁止とする。雪以外の搬入物により市が甚大な被害を被った場合は、原状回復などの賠償請求を行う。 |
| 凍結防止剤 | <ul style="list-style-type: none"> 路面凍結による危険防止のため、必要に応じ、凍結防止剤（塩化カルシウム）の散布を行う。 |
| その他除雪箇所に関する留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> バスルートの除雪に関しては、土木部による状況確認の結果を踏まえ、所管課長と協議の上、災害警戒本部が判断する。 給食配送車のルートの除雪に関しては、土木部による状況確認の結果を踏まえ、所管課長と協議の上、災害警戒本部が判断する。 各公共施設周辺の道路（主に歩道）の除雪は、各施設管理者の指示により、各施設で実施する。ただし、応援が必要な場合には、速やかに災害警戒本部に応援要請を行うものとする。 各公共施設の敷地内に関しては、原則的には各施設で除雪を行うこととするが、駐車場等の機械による除雪、応援職員の派遣については災害警戒本部と協議の上決定する。 県道・国道の除雪に関しては、土木部が適宜情報収集を行い、災害警戒本部に報告する。 危険であるため、マンホールを開けての排雪は、行わないこととする。 |

【雪置場候補地】

| 地区名 | 雪置場候補地 |
|------|-----------|
| 下館地区 | 下館運動場南側空地 |
| 関城地区 | 関城運動場 |
| 明野地区 | 明野球場 |
| 協和地区 | 協和球場 |

第2節 被災者への支援

1 帰宅困難者対策

市は、降雪により鉄道、バス等が運行を停止し、駅等に帰宅困難者が発生した場合、交通機関と連携して駅周辺の公共施設に一時滞在場所を開設し、収容する。

また、道路上で長時間、停止している車両の運転者、バスの乗客等を一時滞在場所に誘導する。

一時滞在場所は筑西市役所及びしもだて交流センターをはじめとする各避難所等とし、状況に応じて災害備蓄品等の提供を行う。

【一時滞在場所】

| 施設名 | 所在地 | 備考 |
|--------------|---------|---------|
| 筑西市役所スピカ本庁舎 | 筑西市丙360 | 1階 憩の広場 |
| しもだて地域交流センター | 筑西市丙372 | 1階 集会室 |

2 避難所の開設

市は、降雪により生活に支障が生じることが予想される場合は、必要に応じて公共施設に避難所を開設し、避難の意向をもつ市民を収容する。この場合の要領等は、第2編第3章第11節「避難」に準じて行う。

3 避難行動要支援者の状況把握及び安否確認等

自主防災組織、児童委員民生委員等は積雪の状況等により避難行動要支援者等の安否確認等を行う。また、必要に応じ、市や関係機関と協力し支援を行う。

第3節 民間等との防災協力及び連携

1 建設防災協力会との連携

市内建設事業者を中心に組織する筑西建設業との協定（「災害時における応急作業に関する協定書（平成19年3月22日締結）」）に基づき、除雪の協力を要請する。

2 その他の団体との連携

降雪により災害が発生した場合には、必要に応じ、災害時の協定に基づき各団体に応援、協力を要請する。